

明治大学 ELM

医事法学界の歩み 2020

【責任編集】

明治大学 ELM 運営委員会

【監修】

星野 茂 明治大学 ELM 運営委員長
明治大学法学部准教授

【執筆担当 (50音順)】

和泉澤 千恵 明治大学 ELM 客員研究員
昭和大学保健医療学部講師
神坂 亮一 明治大学 ELM 客員研究員
川村学園女子大学生活創造学部講師
小谷 昌子 明治大学 ELM 客員研究員
神奈川大学法学部准教授
船橋 亜希子 明治大学 ELM 客員研究員
東京大学医科学研究所特任研究員

【資料収集・編集 (50音順)】

倉内 悠 明治大学 ELM スタッフ
菅原 梓 明治大学 ELM スタッフ
高嶋 里枝 明治大学医事法センター研究員

【目次】

巻頭言	i
I 学会等の動向		
1 日本医事法学会	1
2 日本生命倫理学会	2
3 その他	3
II 文献紹介		
1 当期の対象範囲	6
2 概況	6
3 医事法一般・記念論文集	8
4 医療事故一般・医療安全	9
5 医療過誤（民事）・診療契約	11
6 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任	13
7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定	16
8 医療専門職	18
9 医薬品・医療機器	20
10 医学研究	24
11 医療政策・医療制度・医療制度史		
1) 医療政策	30
2) 医療制度		
(1) 概論	34
(2) 地域医療制度・地域包括ケアシステム・地域医療構想	36
(3) 医療保険制度	39
(4) 公衆衛生	40
(5) 救急医療・災害医療	57
3) 医療制度史	59
12 生殖補助医療・人工妊娠中絶	61
13 終末期医療	65
14 移植医療・血液事業	68
15 精神医療	71
16 医療と情報（医療 AI を含む）	73
17 その他	74

巻頭言

ELM 運営委員長交代に際してのご挨拶

ELM 運営委員会委員長 星野 茂

本年度より ELM 運営委員会委員長となりました星野です。昨年度は、前任者の小西知世委員長が体調不良のため、私が委員長代理として運営委員会の仕事を引き受けてきました。しかし、小西先生の体調が元に戻るまでもう少し時間を要するとのことで、私がおのの後任を務めることになりました。

2015 年に ELM が開館し、その業務を開始しました。当初から資料館としての活動を行いながら、未整理の資料について順次整理を進めてきています（なお、ELM の活動については、高嶋里枝「明治大学 ELM——法・医・倫理の資料館——の活動について」（図書の譜——明治大学図書館紀要——25 号）を参照）。しかし、周知のように、昨年からの新型コロナウイルス感染症蔓延のため、大学の活動が大きく制限されたことに伴い、ELM の活動も大幅に制限されることになりました。そのような中でも、医事法学界の歩みを示しておく必要性から始まった「学界回顧」はこれまで通り制作されることになりました。これも「学界回顧」の制作にご協力いただいた方々や関係各位のおかげであると感謝しております。

新型コロナウイルス感染症の影響はまだもう少しばかり続きそうで、それに伴い ELM の活動制限も同様です。小西前委員長は以前、新型コロナウイルス感染症が蔓延しているときこそ ELM が率先してこれに関する情報を発信し続けなければならない、と言っていました。しかしながら、残念なことに、ELM の活動はそれ自体制限されることになり、情報発信をすることができない状態となってしまいました。この活動制限の状態は昨年度に引き続き、今のところ今年度も同様の状況です。このような状況のもと、今後、ELM はどのような活動を続けていくべきかという問題が、明治大学法学部の中でも議論すべき時が来ているのではないかと思います。このまま従来通り資料館としての活動を基本に継続していくのか、これをさらに発展させて研究機関として活動範囲を広げていくのか、あるいは現在のように活動を縮小したまま継続していくのか、そろそろ方針を決めていかなくてはならない時期にあるのではないかと思います。やはり一番大きな要因は、これまで ELM の中心として ELM をけん引してきた小西前委員長の退任にあると言えますが、その他にも明治大学における全学的な構造改革や法学部における負担の大きさにも原因があります。これまでの ELM は大きく小西前委員長に依存してきましたが、これからはそういうわけにはいきません。また、小西前委員長に代わる人材も直ぐに補充できるわけでもありません。もちろん、ELM の存在意義が大きく重要であることは言うまでもありません。しかしながら、これまでのように一人の特定の人物に特定の仕事を任せきりにしておく体制は今後維持すること

はできません。これまでの体制を変革しながら、ELM の活動を継続するにはどうしたらよいか、今、本気で考えなければ ELM の活動を継続していくことはできません。運営に携わる関係者はもとより学界回顧をご覧の皆さま全員でどのように ELM を継続していくべきか早急に検討していきたいと思っています。よろしく願いいたします。

I 学会等の動向

本項においては、2020 年度に行われた日本医事法学会、日本生命倫理学会、そして他の学会につき、担当者が把握できた限りで紹介する。

1 日本医事法学会

まず、2020 年 8 月 30 日に、**日本医事法学会・東京大学科学研究費補助金事業共催特別 WEB シンポジウム「感染症対策の法と医療——新型コロナ問題の背景は何か」**が Zoom ウェビナー・YouTube 配信にて催行された。午前には米村滋人「企画趣旨——感染症の法・医療と問題状況」、手嶋豊「感染症対策と医事法学」、武藤香織「COVID-19 の専門家助言組織の課題」、斎藤智也「日本のパンデミック対策と新型コロナウイルス感染症」、磯部哲「感染症法・特措法の仕組みに関する医事行政法的考察」の各報告が、引き続き午後に津久井進「感染症対策に関する災害法制と市民活動」、西山隆「新型コロナで明らかになった医療提供体制の問題」、藤田卓仙「COVID-19 を含む感染症対策のための IT 活用」、宍戸常寿「新型コロナウイルス感染症と立憲主義」の各報告がなされ、それにもとづきパネルディスカッションが行われた。COVID-19 に関する医療、政策、関連法規、情報、人権など、多岐にわたるトピックにつき各領域の第一人者が登壇し、充実した討論がなされた。なお、本シンポジウムをもとに**法律時報 1161 号**にて小特集が組まれているが、これに関しては II-11-2)-(4) 公衆衛生の項で取扱う。

第 50 回研究大会は、予定を変更して 2020 年 11 月 29 日に Zoom ウェビナーにより開催された。午前には個別報告として、小門穂「フランス生命倫理法改正と『母親』の変容」、古城隆雄「面で支える医療体制を実現するための法制度上の課題～山口県の事例をもとに」、松井菜採「自由診療分野における医療被害の救済と防止のあり方を考える——美容外科医療及びがん治療の民事判例検討をもとに」の各報告および質疑応答がなされた。午後はシンポジウム「感染症と医事法」と題し磯部哲「企画趣旨」、中村好一「感染症と公衆衛生——医事法の観点も踏まえて——」、渡辺晃紀「感染症・COVID-19 対策における保健所の業務と課題」、佐藤雄一郎「医事法学における感染症医療制度と現状の検討」、井上悠輔「感染症と市民——関連法規の展開」、河嶋春菜「感染症の『危機』における人権保障——憲法の観点から」、磯部哲「感染症の法と医療——医事行政法の観点から」の各報告、および、大下宗亮氏、船橋亜希子氏の指定発言ののち、総合討論がおこなわれた。もちろん COVID-19 の問題も含め、より広く感染症に対し医事法が過去においてどのような対応をとってきたか、今後どのように考えていくべきかにつき非常に示唆に富む内容であった。また、参加者からも多くの

質疑がなされた。本研究大会の様子は、2021 年夏頃発行予定の年報医事法学 36 号にて掲載される予定である。

2 日本生命倫理学会

第 32 回年次大会「価値観と文化の多様性にむきあう生命倫理学」は、2020 年 12 月 5 日・6 日にかけて ZOOM ライブ配信で開催され、その後 12 月 20 日まで Web 上での公開がなされた。

本年の年次大会において、医事法との関わりが強いと思われる内容の報告・セッションとして、12 月 5 日に終末期医療に関するシンポジウムが 2 つ開催された。まず、公募シンポジウム I 「日本、台湾、韓国における終末期医療の法政策とその文化的・社会的背景の検討——「良い死」の概念とその実践を中心に——」において、鍾宜錚「台湾における終末期医療の法制度と「善終」概念の実践」、田中美穂「日本の終末期医療に関する法政策の現状と文化的・社会的背景」、洪賢秀「韓国における「延命医療決定法」と「良い死」をめぐる議論」として、特に台湾・韓国の終末期医療に関する最新の法制度について報告がなされた。とりわけ、韓国の法制度において、残された家族全員の意思が一致している必要性が求められる法制度のあり方が興味深い。次に、ACP に関して、公募シンポジウム IV 「With コロナ時代のリビングウィル、ACP（人生会議）を考える：ごく当たり前の意思表示を目指して」において、西川満則「エンドオブライフケアの中核概念としてのアドバンスド・ケア・プランニング（ACP）——人生会議の今後を考える上で鍵となる人生の物語のピース」、満岡聡「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）時代のリビング・ウィル」、浜渦辰二「厚労省ガイドラインと ACP（人生会議）の理念を考える」の各報告がなされた。

COVID-19 に関するものとして、先に挙げたもののほか、12 月 5 日には、公募ワークショップ I 「新型コロナウイルス感染症をめぐり、新しい倫理的問題が生じているのか」、学会企画シンポジウム「パンデミックの生命倫理：COVID-19 をめぐって」、12 月 6 日には、公募シンポジウム VII 「ワクチンへの期待が高まる中で HPV ワクチン接種被害を問う」、公募ワークショップ III 「当事者・市民協働参画と新型コロナウイルス (COVID-19) パンデミック」、公募ワークショップ VI 「より良い最期を迎えるための人生会議のあり方について——コロナを挟んで、終末期における倫理的課題及び死生観は変化するのか——」が開催された。

オンデマンド配信された一般演題では、秋葉峻介「治療の差し控え・中止における「自己への配慮」と関係的自律」、樋笠知恵「人工透析の治療中止における患者の意思の確定方法」、さらに COVID-19 に関するものとして、井上悠輔＝小門穂「研究倫理審査と感染症流行の「緊急事態」：海外の主な検討を題材に」の各報告がなされた。

3 その他

本年は COVID-19 に関するシンポジウム・研究会等が盛んに催行された。以下に知りえた限りで挙げることとする。

日本感染症学会学術講演会特別シンポジウム「COVID-19 シンポジウム—私たちの経験と英知を結集して—」（2020年4月18日、LIVE 配信）、尾身茂「専門家会議の役割」、押谷仁「クラスター班の活動」、川名明彦「臨床症例の共有」、釜沼敏「医療体制の維持」、武藤香織「専門家の説明責任と市民の行動変容」、土井洋平「臨床試験の進行状況と新知見」。

次世代基盤制作研究所 (NFI) 設立記念シンポジウム（2020年7月7日、オンライン開催）「第1部：国家とは何か？—歴史的考察と現代国家の性質」曾我部真裕「『新たな中世』における国家の役割」、パネルディスカッション 森田朗（司会）、宍戸常寿、橘幸信、曾我部真裕、「第2部：ポスト・コロナ国家における情報政策」宍戸常寿「データのガバナンス／自由とデータによるガバナンス／自由」、パネルディスカッション 森田朗（司会）、鈴木正朝、山本一郎、宍戸常寿、「第3部：NFI 組織紹介と今後の活動について」森田朗。

日弁連法務研究財団・第一東京弁護士会総合法律研究所 IT 法研究部会共催緊急 WEB シンポジウム「新型コロナウイルス感染症対策における IT 活用とプライバシー」（2020年7月30日、Zoom ウェビナー）、鎗目雅「各国のコロナ対策におけるデータ活用の状況」、孫亨燮「韓国コロナ対策での個人情報利用と法制度」、羽深宏樹「接触確認アプリ COCOA 導入の背景と特徴」、宍戸常寿「IT の利活用と個人情報保護・プライバシー権」、パネルディスカッション。

関東弁護士連合会主催「緊急市民講座@オンライン コロナ禍で起こっている人権問題（2020年9月17日、18日、Zoom ウェビナー・YouTube 配信）津久井進「コロナ禍における差別問題」、永野海「コロナ禍における誹謗中傷を防ぐ感染者情報公開のあり方」。

日本学術会議公開シンポジウム「With コロナの時代に考える人間の『ちがひ』と差別～人類学からの提言～」（2020年10月11日、オンライン開催）、陳天璽「横浜中華街から考えるゼノフォビア（外国人嫌悪）」、増田研「健康希求行動が生み出す差別」、徳永勝士「感染症と人類—ゲノム研究の視点から」、竹沢泰子「BLM 運動から考える身のまわりの人種差別」、海部陽介「差別をどう乗り越えるのか—人類史の視点から」、パネル討論 司会：高倉浩樹、パネリスト：山極壽一、中谷文美、斎藤成也、松田素二。

特別研究会「コロナと憲法」（2020年10月18日、オンライン開催）、小澤隆一「総論・企画趣旨説明もかねて」、建石真公子「新型コロナウイルスと立憲主義—生命権・健康権保護と公益」、山本龍彦「公衆衛生とプライバシー保護の関係」、米村滋人「科学的判断と社会的意思決定—『行動変容』を求めたのは誰か」。

日本リスク学会公開シンポジウム「マルチレベルのリスクトレードオフにどう取り組むか—新興感染症対策における科学と現場の意思決定」（2020年11月21日、Zoom 開催）松尾

真紀子「科学と政策に関する議論の整理」、武藤香織「専門家会議の立場から国の政策決定を見る（仮）」、関谷剛「産業医の立場から科学と意思決定の関係を見る（仮）」。

医療の質・安全学会（2020年11月22日・23日）木村壯介「大会長講演『医療事故調査制度』開始5年間で学んだこと」、大曲貴夫「特別講演1 COVID-19と医療」、木村利人「特別講演2 バイオエシックスと患者・医療の安全」、脇田隆字「教育講演 新型コロナウイルス感染症の現状と今後の課題」、児玉安司＝南立宏一郎「学会セミナー アメリカの医療事故調査制度」、「SY1 パネルディスカッション「医療事故の判断」はどのように行われるべきか」。

日本学術会議公開シンポジウム「身体・社会・感染症—哲学・倫理学・宗教研究はパンデミックをどう考えるか—」（2021年12月5日、Zoom開催）田中祐理子「パンデミックと差異の再構成」、林芳紀「パンデミック対策と感染症—生命倫理はパンデミックとどのように向きあってきたか」、青野由利「科学ジャーナリズムの視点から」、コメント 佐倉統＝吉水千鶴子、ディスカッション。

大東文化大学法学研究所第30回公開シンポジウム「ワクチン接種の義務化をめぐる」（2020年12月3日、Zoomウェビナー開催）西迫大祐「19世紀イギリスの反予防接種運動における権利と自由について」、河嶋春菜「フランスの予防接種の義務」、質疑応答。

東京大学医科学研究所特別セミナー『「未来医療開発」ウィズコロナ・ポストコロナ時代の医療に向けて」（2020年12月15日、Youtube配信）四柳宏「医科研病院における新型コロナウイルス診療」、河岡義裕「新型コロナウイルス：わかったこと、これから起きること」、石井健「ポストコロナ時代を見据えた新次元ワクチン開発研究」、池上恒雄「ゲノム X 人工知能：ビッグデータ時代の個別化がん治療」、谷口英樹「ヒトの臓器を創る！—次世代再生医療の最前線—」、武藤香織「未来医療開発と倫理的法的社会的課題（ELSI）」、質疑・応答 総合討論。

アウクスブルク大学法学部日本法研究所開所記念オンラインシンポジウム「新型コロナウイルスと法（Corona und Recht）」（2020年1月22日、Zoom開催）栗島智明「要請と推奨による自由制限—自由意志は剥奪されるのか？」、川口浩一「新型コロナウイルスに感染させることと傷害罪」、仲道祐樹「『私はコロナに感染している！』—COVID-19と日本刑法」、質疑応答・議論。

日本弁護士連合会主催人権イベント・シンポジウム「新型コロナウイルスと人権—差別・偏見のない社会を目指して」（2021年2月15日、Zoomウェビナー）日弁連からの報告「新型コロナウイルスと人権～現状と日弁連の取組」、パネルディスカッション「新型コロナウイルスと偏見・差別・プライバシー侵害」。

九州大学アジア・オセアニア研究教育機構（文化変動クラスター、医療・健康クラスター）・九州大学大学院新領域学府ライブラリーサイエンス専攻主催「遠隔医療とデータ・ガバナンスの共創—『SDG3:すべての人に健康と福祉を』が実現する社会へ—」（2021年3月29日、オンライン開催）セッションI「医療データ・ガバナンス」、セッションII「遠隔医療教育」、

セッションⅢ「外国人診療の課題と遠隔医療」。

日本リスク学会公開シンポジウム「マルチレベルのリスクトレードオフにどう取り組むか——新興感染症対策における科学と現場の意思決定——」（2020年11月21日、オンライン開催）イントロ：松尾真紀子「科学と政策に関する議論の整理」、講演：武藤香織「専門家会議の立場から国の政策決定を見る」、関谷剛「産業医の立場から科学と意思決定の関係を見る」、コメンテーター：城山英明「マルチレベルガバナンスの観点から」、岸本充生「リスクガバナンスの観点から」。

なお、ワクチン開発が急がれる中、薬害へも改めて注目が集まっているように思われる。

第22回薬害根絶フォーラム（2020年11月1日、Zoom開催）では、＜第1部＞において各団体からの薬害被害実態報告がなされた（特集：HPVワクチン薬害・入江憲子「筋短縮症」、山下康子「薬害肝炎」、上山幸男「スモン」、袖野直悦「ヤコブ」、橋本則久「HIV」、上野秀雄「MMR」、山崎秀樹「陣痛促進剤」、近澤昭雄「イレッサ」、中野寿子「サリドマイド」、
「HPV」）。次いで、＜第2部＞にて討論「新型コロナの『ワクチン・薬』に対する、安全性・有効性の検証を軽視した安易な承認は許されるのか？～ついに新設された『医薬品等行政評価・監視委員会』への期待と責任をふまえて～」ではCOVID-19を視野に収めたディスカッションがなされた。

そのほか、**フォーラム介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット**（2020年11月23日、オンライン開催）では、開会挨拶：今村登、基調報告：藤岡毅「介護保障ネットの8年」各地の事例報告：「岡山市の事例」、「兵庫県尼崎市の事例」、「奈良県御所市の事例」、「神戸市西区の事例」、「東京都江戸川区の事例」、「神戸市長田区の裁判の事例」（資料のみで口頭報告なし）、パネルディスカッション パネリスト：渡辺一史、川口有美子、木村英子、船後靖彦が開催され、二千人を超える参加者があったという。

（小谷 昌子・船橋 亜希子）

II 文献紹介

1 当期の対象範囲

当期、回顧の対象とする文献は、原則的には、法律時報 2020 年 4 月号から 2021 年 3 月号までの「文献月報」に掲載された文献である。もっとも、文献月報に掲載されていない文献・対象期間外の時期の文献についても、必要に応じて適宜紹介していくことにする。

なお、書評・法令紹介・判例評釈等は原則として割愛し、その他文献の紹介も必ずしも網羅的ではないことを予めお断りしておく。

2 概況

昨年度から引き続き今年度も、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大が止まらない現状で、昨年度よりはだいぶ良くなかったが、それでも大学図書館や国立国会図書館での資料収集の面で思うようにいかないこともあった。しかし、こうした状況の中、資料収集及びそのリスト化につき、ELM スタッフの菅原梓さん、明治大学法学部法学研究科博士後期課程の高嶋里枝さんの多大なるご尽力によって、執筆者陣が昨年度以上に学界回顧の執筆作業に専念できたことは当期の大きな収穫であった。来期もこの体制でシステマティックに作業を進めていきたい。とはいえ、資料収集面での一定の制約は否めない状況から、今年度も入手可能であった文献を中心に紹介したい。加えて、文献の「概況」も当期紹介できた文献を頼りに、簡潔ながらその動向をまとめていくことにする。なお、当期、新たに和泉澤千恵先生を執筆者陣の一人としてお迎えし、この布陣によって、回顧のより一層の充実が図れると自負している。なお、上述の高嶋さんのご論考である、**高嶋里枝「明治大学 ELM—法・医・倫理の資料館—の活動について」** 図書の譜（明治大学図書館紀要）25 号（2021 年）93 頁以下は当資料館の活動につき、特に、当資料館の文書系資料館としての活動以外の学内外の多岐に亘る諸活動を紹介します。当資料館のこれまでの軌跡を理解するには最適な文献である。今後も、毎年の当該回顧の公表はもとより、更なる「夢の場所」の実現に向けて邁進していきたい。

早速、今年度の「医事法学界の歩み 2020」において、挙げられた文献の傾向につき、若干のコメントをしていきたい。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症関連の文献が多数公表されて、「11-2）-(4) 公衆衛生」の項目が昨年度以上に膨大となった。特に、今年

度の特徴として挙げられることは、この感染拡大に伴って何が課題であるのかが明確になってそれに対して法・倫理的なアプローチで検討する論考が数多く出されたことだ。加えて、諸外国の動向を紹介する論考も目立ち、わが国の議論の活性化に大きな役割を果たしたといえるのではないか。また、新型コロナウイルスの蔓延に伴って、感染症それ自体を歴史的に考察する文献も数多く見られたのも特筆すべき点である。次年度もこの流れからすると、この項目で紹介することとなる文献が多くなりそうである（ワクチン接種が進むことで、この配分問題を含む法・倫理的な課題に挑戦する文献も出てきそうである）。

また、公衆衛生のみならず、医療提供体制（特に、地域医療など）、創薬、医療情報、医薬品・医療機器、医学研究といった分野でも、COVID-19の流行を念頭に置いた議論がなされている。

その他、各文献をみると、人工妊娠中絶、法的責任論に関する論考も前年度よりも活発であるように思われる。医薬品・医療機器、特に、医学研究の分野も指針の統合前後という状況にもかかわらず文献が多く見られた。また、終末期医療に関する議論も活発であったように思われる。今年度もAIに関する議論も数多く見られたが、今後もこの分野での議論は活発化するだけでなく、深化していくように思われる。

（神坂 亮一）

3 医事法一般・記念論文集

まず、主要関連学会の学会誌につき簡単に紹介しておく。年報医事法学 35 号は、日本医事法学会第 49 回研究大会（2019 年開催）の記録を中心とする。シンポジウム「災害医療と法」については「11-2)-(5) 救急医療・災害医療」の項目で詳しく取扱う。その他、判決紹介・文献紹介・医事法トピックス・法令解説・2018 年医事法関係判決目録が収録されている。

甲斐克則責任編集『医事法研究』2 号（信山社）は、論説として「小特集 社会保険医療における診療契約について考える」、および水沼直樹「応招義務の歴史的展開と現代的意義(2)」が掲載されている。その他、国内外の動向、学会レポート、判例研究、書評として武市尚子「『医療情報と医事法』医事法講座第 9 巻」など。甲斐克則責任編集『医事法研究』3 号（信山社）は、甲斐克則「論説として生命の始まりをめぐる医事法の課題」、佐藤雄一郎「新型コロナウイルス感染症と医事法」、勝又純俊「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師に対する行政処分の現状」、恒石直和「アンチ・ドーピングと医療者の責任」が掲載される。その他、国内外の動向、学会レポート、判例研究、書評として城下裕二「甲斐克則編『精神科医療と医事法』医事法講座第 10 巻」。

連載として、建石真公子「生命への介入、その法的課題」が時の法令 2095 号から始まっている。2021 年 5 月現在、生殖補助医療、感染症、性別に関する自己決定などの問題を取扱う。

教科書としては、大磯義一郎=大滝恭弘=荒神裕之『医療法学入門〔第 3 版〕』（医学書院）は改訂第 3 版に改められた。

他方、必ずしも医事法に関するものではないが、医事法においても重要な「尊厳」概念について問いなおす研究書が相次いで出版されている。加藤泰史=小倉紀蔵=小島毅編『東アジアの尊厳概念』（法政大学出版会）は、主に欧米にて醸成された「尊厳」に関する理解について、日本・中国・韓国を中心とした東アジアの議論を参照しつつ見直す。西野基継「尊厳概念の生成と構造」（晃洋書房）は古代から現代までの尊厳概念の生成および現代における展開を精緻に分析する。

最後に、書評として、大谷實「米村滋人『医事法講義』」判例時報 2453 号 145 頁が、分野紹介として、小谷昌子「医事法——医療に関する法律問題を考究する」法学教室 487 号別冊付録「法学科目のススメ」22 頁以下がある。

なお、手嶋豊『医師患者関係と法規範』（信山社）は、医療における自己決定、医療事故およびそれにまつわる民事責任、その他医療にまつわる法制度、アメリカにおける性分化疾患など、多岐にわたる論放が収められているが、「7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定権」の項目で紹介することとした。

（小谷 昌子）

4 医療事故一般・医療安全

甲斐克則編『医事法講座 11 巻 医療安全と医事法』（信山社）は、法学的視点だけでなく、人間工学や法医学の観点からも医療安全について考察する論文集である。甲斐克則「医療安全と医事法の関わり」（3頁以下）、小松原明哲「ヒューマンエラーの考え方——人間工学の立場から——」（35頁以下）、児玉安司「福祉国家の変容と医事法——医療安全のために医事法は何ができるか」（63頁以下）、上田裕一「院内医療事故調査の課題」（93頁）、岩田太「医療安全の向上のための事故情報の説明・謝罪」（119頁以下）、畑中綾子「医療事故の原因究明と医療安全制度の構築」（143頁以下）、秋元奈穂子「医療事故被害者に対する補償制度——産科医療補償制度の現在と課題」（169頁以下）、和田仁孝「医療 ADR の多元的機能と医療安全」（195頁以下）、武市尚子「病院内法務と医療安全」（223頁以下）、水口真寿美「医薬品の安全性確保をめぐる現代的諸課題」（245頁以下）、押田茂實=水沼直樹「法医学の観点から見た医療安全」（279頁以下）の各論放を掲載し、事故調査制度、医療機関内での医療安全への取り組みのほか、補償制度、医療 ADR、医薬品の安全確保、さらには死亡時画像診断などの法医学の役割など、医療安全に資する様々なトピックにつき考察がなされる。

2020年秋には、医療事故調査制度が制度のスタートから5年が経過した。病院羅針盤 177号「特集 医療事故調査制度 5年の成果と軌跡」は「インタビュー 満5年を迎えた医療安全調査制度の現状と今後の展望」5頁以下、伊藤恵美=小林順一=土屋貴男「事例 全死亡患者把握対応の現状と今後の展望」14頁以下からなる特集。全国医学部長病院長会議大学病院の医療事故対策委員会「大学病院の医療事故調査制度への対応——本制度の10の課題」日医雑誌 148巻 11号 2213頁以下は、2019年に大学病院を対象として行なわれたアンケート結果をもとに、医療事故調査制度の課題を分析する。

他方、医療 ADR に関する現状について、平野哲郎=渡辺千原=竹内治=中部貴央「医療 ADR（裁判外紛争解決）の活動と利用者調査——医療紛争相談センター（千葉）利用者に対するアンケート集計結果を中心に」立命館法学 391号 360頁以下は、NPO 法人医療紛争相談センターの活動内容、利用者へのアンケート調査およびインタビュー調査から、医療紛争解決制度の在り方を検討する。医療紛争の当事者や代理人が医療 ADR にいかなることを期待し、また、利用者がその機能にいかなる感想を抱いているのかに関する調査はそれ自体が貴重であるとともに、「医療紛争の解決とは何か」といった問題について考察するに際しても重要な示唆を与えるものであろう。他方、松井菜採「対話による医療紛争の解決を目指して——東京三弁護士会医療 ADR の現状」仲裁と ADR 15号 26頁以下は、2007年に創設された東京三弁護士会による医療 ADR についての現状報告である。

その他、旗手俊彦「日本における医療安全の取り組みの経緯概観」北海道生命倫理研究 8号 37頁以下は、日本における医療安全の取り組みを、1999年～、2010年代前半～、2010年代後半～の3期に分けて図式化する。高岩真秀美=板井孝彦「臨床倫理と医療安全管理の

関係性についての研究」人間と医療 10 号 26 頁以下は、医療安全管理者を対象としたアンケート調査をもとに臨床倫理と医療安全管理の関係について考察する。藤田茂ほか「**医師の労働量が医療安全へ及ぼす影響——システムティックレビュー——**」日本医療マネジメント学会雑誌 21 巻 2 号 58 頁以下は、医師の労働量が医療安全にいかなる影響を与えるのかに関する文献調査の結果である。医薬品、また、医療機器に関連して発生する医療事故に焦点をあて、いかなる事故が起こりうるのか、そしてこれに対していかなる対策がとられているかを述べるのが石井健介「**医薬品・医療機器にかかる医療安全**」日本整形外科学会雑誌 94 巻 12 号 18 頁以下である。

なお、時限立法であった死因究明等の推進に関する法律が 2014 年に失効していたことを受け、死因究明等推進計画の根拠となるべく立法された死因究明等推進基本法が 2020 年 4 月 1 日に施行された。法律のひろば 73 巻 6 号は「**死因究明施策と CDR の推進**」との特集を組むが、これについては「11 医療政策・医療制度・医療制度史 1) 医療政策」の項目で詳しく取り上げることとする。

(小谷 昌子)

5 医療過誤（民事）・診療契約

甲斐克則責任編集「医事法研究2号」（信山社）には、2019年の医事法学会ワークショップにおける各報告をもとにした、社会保険医療と診療契約に関する論攷が掲載された。峯川浩子「社会保険医療と診療契約論」（1頁以下）、平野裕之「社会保険医療における医療過誤—不法行為による救済」（21頁以下）、川崎富夫「保険医療は契約ではない」（43頁以下）は、社会保険医療、保険診療契約に着目し、そこに影響する公的規制や医療事故訴訟における法律構成の問題にも気を配りつつその契約関係につき解き明かす。なお、峯川浩子「ワークショップ 社会保険医療における診療契約について考える」年報医事法学 35号 48頁以下も併せて参照されたい。

他方、ドイツにおいて診療契約がどのように解釈され、いかなる問題点が指摘されるかを契約当事者、契約の締結、契約内容、緊急に医療が提供されなければならない場合に分けて概観することにより、とりわけ患者の権利がいかに保障されているかを考察するのが神野礼斉「ドイツにおける医療契約」広島法学 43巻 4号 234頁以下である。また、ドイツの民事医療事故訴訟における諸問題については、マルクス・ゲアライン＝本間学（訳）「医師の職業責任の原則」金澤法学 62巻 2号 189頁以下が実体的問題、および手続的問題について述べる。

医療事故訴訟における判断については、米村滋人「医学の不確実性と医療過誤判例」判例時報 2443号 97頁以下が、従来の医療過誤判例を、主に医療水準の判断および因果関係の判断につき医学の不確実性の観点から見直す。これにより、科学的不確実性のある場面での法的責任に関する判断のあり方につき考察する。

医師の注意義務の特殊性について述べるのが田中教雄「不法行為責任と医療水準の相対性について」法政研究 86巻 4号 135頁以下である。医療過誤における医師の注意義務は不法行為における注意義務とは異質なものであることを指摘し、このような特殊性が生じる理論的根拠について考察する。

柿原達哉「適切な治療を受ける利益の侵害とは——最高裁判決の射程」法律実務研究 35号 5頁以下は、最判平成12年9月22日（民集54巻7号2574頁）により打ち出された相当程度の可能性侵害法理と、その後の裁判例の展開について整理する。集団予防接種によりB型肝炎に感染し、肝炎を発症し一旦これが治癒したものの、最初の発症から20年を経過した再発した患者の損害賠償請求権の期間制限については、渡邊知行「予防接種によるB型肝炎の再発と損害賠償請求権の期間制限」成蹊法学 93号 79頁以下。

他方、大下宗亮「医療関係者による裁判例批判の分析——医と法の対話のあり方の再検討」年報医事法学 35号 29頁以下は、救急医療領域の医療事故訴訟判決に対する医療関係者の反応を素材とし、なにが批判につながる要素なのか、裁判所と専門医および非専門医における見解の相違を分析し、医と法の相互理解の方向性を探る。

医療過誤訴訟の概況、統計などについては桃崎剛＝清光成美「東京地方裁判所医療集中部（民事第14部, 第30部, 第34部, 第35部）における事件概況等（平成31年・令和元年）」法曹時報72巻7号29頁がある。

その他、論文紹介として、「医療過誤訴訟と謝罪の意義[Benjamin J. McMichael et al., "Sorry" Is Never Enough : How State Apology Laws Fail to Reduce Medical Malpractice Liability Risk]」アメリカ法 2020(1), 70頁以下。

なお、手嶋豊『医師患者関係と法規範』（信山社）は論文集であり診療契約に関する論文も収録されているが、「7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定権」の項目で紹介することとした。

（小谷 昌子）

6 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任

2020年度は、医療者の刑事責任に関する文献が例年に比べて多く見られた。大別すると、一つに、新型コロナウイルス感染症に関わる文献（→11 医療政策・医療制度・医療制度史（4）公衆衛生）がある。次に、最近の重要裁判例に関するものとして、①ネグレクト、②介護（家族らによる介護殺人に関する文献と、特別養護老人ホームでの誤嚥事件に関する文献）、③（医師による）嘱託殺人、これに加えて、医療行為の正当化や「刑事医療過誤」の本質的な問題を扱うもの、さらに「医事刑法」に関する特集も組まれており、多くの重要な文献に恵まれた年であった。

新型コロナウイルス感染症に関して、**刑事法ジャーナル 66 巻**において「**特集 感染症対策と刑事法**」が組まれたほか、川口浩一「**新型コロナ・ウイルスと刑法——問題の所在：ドイツ法との比較を通じて**」法律論叢（明治大学法律研究所）93 巻 1 号 119 頁（→11 医療政策・医療制度・医療制度史（4）公衆衛生）、指宿信「**コロナと闘う世界の刑事司法：IT を駆使した取り組みとその課題**」法学セミナー794 号 50 頁以下。集中治療トリアージに関するものとしては、川口浩一＝吉中信人「**イタリアにおける集中治療トリアージについて——『資源が限られた例外的な状況下での集中治療の配分に関する臨床倫理上の勧告』をめぐる議論**」法律時報 92 巻 7 号 56 頁以下、および、一家網邦＝船橋亜希子「**COVID-19 パンデミック下の人工呼吸器トリアージ問題にどう取り組むべきか——学際的協働に向けた医事法学からのアプローチ**」病院 79 巻 8 号 610 頁以下がある（→11 医療政策・医療制度・医療制度史（4）公衆衛生）。

次に、最近の重要裁判例に関する文献に関する特集として、**ケーススタディから読み解く刑法（特集）** 法学セミナー793 号 4 頁以下、がある。ネグレクトに関するものとして、甲斐克則「**乳幼児揺さぶり死亡・傷害事件の動向分析と課題**」37 頁以下、医師による嘱託殺人事件に関して、只木誠「**医師による嘱託殺人事件と安楽死**」10 頁以下（→13 終末期医療）がある。医師による嘱託殺人に関しては、このほか、只木誠「**医師による薬物投与事件をめぐって<法律時評>**」法律時報 92 巻 12 号 1 頁以下、同「**医師による嘱託殺人事件と安楽死**」法学セミナー793 号 10 頁以下。

近年、深刻な問題となっている介護殺人事案に関しては、**介護殺人事案におけるケースセオリー（特集 1）** 刑事弁護 105 号、村井宏彰「**本特集の趣旨**」21 頁以下、高平奇恵「**判決書からみた介護殺人事案の量刑の課題**」22 頁以下、岡慎一「**『介護殺人』事件における量刑判断**」28 頁以下、金杉美和「**事例報告 1 親族らの陳述書や証言から『被告人なりに』頑張って介護していた姿をあぶり出して執行猶予を得た事例**」36 頁以下、吉田渉「**事例報告 2 被告人の心境を裁判体に追体験してもらうことにより執行猶予判決を得た事例**」41 頁以下、高平奇恵／村井宏彰「**介護殺事案特有の留意点**」45 頁以下、村井宏彰「**介護殺人事例を用いた模擬裁判・模擬評議の報告**」47 頁以下、湯原悦子「**介護制度の基礎知識と介護現場の実態**」51 頁

以下があり、今後も引き続き注目される。そのほかにも、古川隆司「介護殺人等事件に対する福祉・介護支援者の役割とは」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報10号5頁以下、湖東記念病院事件と供述弱者の取調べ（特集2）刑事弁護105号、笹倉香奈「本特集の趣旨」57頁以下、池田亮太「各審は取調べの在り方、自白の任意性・信用性をどう判断したか」58頁以下、京明「被害者が供述弱者である場合の問題点」62頁以下、大倉得史「供述弱者への取調べから見えてくる刑事司法の諸問題」68頁以下、は重要な問題点を指摘している。

特別養護老人ホームでのドーナツ誤嚥事故の起訴は、福島県立大野病院事件での医師逮捕以来の大きな衝撃を関係者らに与えた。本判決に関しては、松宮孝明「危惧感説と具体的予見可能性説の異同再論——長野地松本支判平成31・3・25平成26年（わ）第260号を素材として」立命館法学385号78頁以下、村井敏邦「特別養護老人ホームに起きた利用者死亡事件」新・判例解説Watch刑法No.158、および宮地理子「業務上過失致死被告事件（特養あずみの里事件）『予見可能性』を具体的に検討すべきと、原判決を破棄し無罪とした事例」刑事弁護105号75頁以下がある。

「特集 医事刑法の現在」刑事法ジャーナル67巻、辰井聡子「タトゥー施術行為と医行為」4頁以下（医行為に関する、小山剛＝新井誠編『イレズミと法』（尚学社）宮川基「入れ墨をめぐる刑事規制の歴史」等は、タトゥー判決に関する文献→8医療専門職・医療機関1）医療専門職関連）、児玉安司「医事法の近時の動向——福祉国家の変容と医療における非刑罰化」10頁以下、福山好典「安楽死・尊厳死をめぐる近時の動向」16頁以下（→13終末期医療）、城祐一郎「ガイドラインによる医療関係事犯の非犯罪化」24頁以下（→13終末期医療）は、多彩な論者によって医事刑法の現代的課題について考察を行う。そのほか、城祐一郎「捜査官のための刑事医療過誤講座」警察学論集73巻11号61頁以下、73巻12号67頁以下、74巻1号107頁以下、日本の医療事故の現状を、刑事訴訟手続きに大きく依存しているとしてその問題性を指摘するのは、田坂晶「医療事故の解決において刑法が担う役割」同志社法学72巻7号601頁以下、それに対して、日本の刑事医療過誤事案への刑事責任追求はすでに制限・限定されているとするのは、船橋亜希子『「刑事医療過誤」をめぐる20年——医療者と法律家の相互理解に向けた議論の整理』LAW&PRACTICE14号47頁以下。

医療行為の正当化要件を見直すものとして、島田美小妃「医学的適応（medizinische Indikation）の意義について」流通経済大学法学19巻2号37頁以下、治療拒否と専断的治療行為について、患者の自己決定権の観点から検討するのは、西元加那「治療拒否における自己決定権について」東洋大学大学院紀要55巻（2019年）1頁以下。そのほか、天田悠「刑法における『手続化』論の基礎的考察」香川法学39巻3・4号39頁以下および40巻1・2号67頁以下も興味深い。

そのほか、上田裕一＝神谷恵子（編著）『患者安全の提言——群大病院医療事故調査から学ぶ』（日本評論社、2019）は、悪質な事例でありながらも、刑事事件化されなかった例として、その事故調査のあり方が注目されるところである。上田裕一「はじめに」iii頁以下、第1部 医療事故調査委員会の役割、上田裕一「医療事故にどう対処してきたか——医療事故調

査の歴史的な動向から見た群大病院事件」2頁以下、長尾能雅「クリニカル・ガバナンスへの第一歩——群大病院事故調査が浮き彫りにした課題、その後」14頁以下、[座談会] 医療事故に向き合う——患者安全のシステムづくりに向けて(上田裕一/甲斐由紀子/勝村久司/神谷恵子/隈本邦彦/長尾能雅) 19頁以下、神谷恵子「群大病院医療事故調査の三つの意義」89頁以下、第2部 「患者参加型医療」への提言、甲斐由紀子「『患者参加型医療』実践のための具体的対策——「患者への思い」を伝達することの大切さ」102頁以下、勝村久司「私が群大病院に『患者参加型医療』を求めた理由」115頁以下、隈本邦彦「患者安全におけるメディアの役割」137頁以下、第3部 医療の質向上と安全への指針、長尾能雅「患者安全の未来予想——「遅延型アレルギー」への処方箋」152頁以下、神谷恵子「おわりに」181頁以下、および群馬大学医学部附属病院医療事故調査報告書も参考資料として収められているほか、患者参加型医療に向けた取り組みについても知ることができる。

(船橋 亜希子)

7 医師の説明義務・インフォームドコンセント・患者の自己決定権

手嶋豊『医師患者関係と法規範』（信山社）は、1998年から2019年に公表された論文を所収する論文集であり、様々な分野に関する論攷が収められていることから「3 医事法一般・記念論文集」にて紹介すべきか、迷った。もっとも、医事法という法領域における患者像、医療関係者像、そして患者の家族についての検討（第1章「医事法における人間像」）を踏まえたうえで、医師と患者の関係が法的にいかように解釈できるか（第2章「患者の権利確立への歩み——その解明の試み」、第3章「アメリカにおける医師の患者に対する信認義務に関する議論の一端」、第4章「医療契約についての規定を民法に組み込むことを考えるか」）、さらにその患者と医師がいかに医療における意思決定をしていくか（第5章「医療と説明義務」第6章「インフォームド・コンセント法理の歴史と意義」第7章「医療をめぐる意思決定と法——患者の拒否、医師の説得と Shared Decision Making について」第8章「医療における Shared Decision Making, SDM について」）により構成される本書の前半は、それ総体として医師患者関係に関する非常に精緻で重要な考察であると考えられ、本項にて紹介することとした。

医療における同意の問題として、医療ネグレクト事案を題材として未成年者に対する医療行為の正当化要件の問題につき考察するのが、米村滋人「医療行為に対する『同意』と親権——医療ネグレクトにおける法的対応を契機に」東北法学 83 巻 4 号 149 頁以下である。医療行為に対する同意の法的性質や親権とこの同意の関係、そしてそもそも子どもへ医療をする際に親権者の同意が必要なのかといった根本的な問題についても詳細かつ明快な検討および解説がなされている。

浅田訓永「憲法 13 条後段と『身体についての権利』」同志社法学第 72 巻 4 号 1 頁以下は、憲法 13 条後段を根拠とする生命・身体の処分に関する自己決定権やライフスタイルに関する自己決定権なども含めた身体についての権利に関する議論がいかに展開され、またどのように考えるべきか考察する。

意思決定支援については、上山泰「意思決定支援をめぐる近時の動向——成年後見制度との関係を中心に——」同志社法学第 72 巻 4 号 445 頁以下、織原保尚「判断能力の不十分な人が意思決定支援を受ける権利について——成年後見人による医療同意を例に——」同志社法学第 72 巻 4 号 769 頁以下、佐藤彰一「日本の意思決定支援の動向について」同志社法学第 72 巻 4 号 835 頁以下がある。

韓国における輸血拒否事件を題材に、輸血拒否権について考察するのが牧野力也「輸血拒否権の構造と解釈——韓国における『エホバの証人輸血拒否事件』を素材として——」同志社法学第 72 巻 4 号 509 頁以下である。

建石真公子「性別に関する『自己決定』と『身体を侵襲されない権利』（1～11）」時の法令 2099 号 22 頁以下、2101 号 56 頁以下、2103 号 57 頁以下、2105 号 50 頁以下、2107 号 70

頁以下、2109 号 48 頁以下、2111 号 68 頁以下、2113 号 70 頁以下、2115 号 62 頁以下、2117 号 61 頁以下、2119 号 62 頁以下は、連載「生命への介入、その法的課題」の一部である。性別に関する自己決定につき他国の状況などもまじえつつ多角的に考察する。

小谷昌子「悪性腫瘍の療法決定における患者の希望と医師の裁量」神奈川法学 52 巻 3 号 103 頁以下は、診療内容に関する患者の希望が判例上どのように取扱われ、悪性腫瘍の療法決定においていかなる意義を有するかを述べる。

藤重仁子=安井渚=久木元由紀子=中村めぐみ=前田薫=五十嵐淳介「インフォームド・コンセントの歴史と近年の課題」森ノ宮医療大学紀要 14 号 1 頁以下は、患者および治験の被験者によるインフォームド・コンセントに対する人種・民族、年齢、病期、医療の領域、そして医療行為の高度化等の要素がいかに影響するかを考察する。

なお、西元加那「治療拒否における自己決定権について」東洋大学大学院紀要 55 巻 1 頁以下は、「6 医療過誤（刑事）・医療者の刑事責任」の項目にて取扱った。樋笠知恵「患者の自己決定権と医師の説明義務」東京経営短期大学紀要 28 号 95 頁以下は、「13 終末期医療」の項目で扱う。

(小谷 昌子)

8 医療専門職

医師法 17 条にいう医行為についての議論に一石を投じた、いわゆるタトゥー事件は、最高裁判所第二小法廷令和 2 年 9 月 16 日決定（裁判所時報 1752 号 3 頁、最高裁判所刑事判例集 74 巻 6 号 581 頁、裁判所ウェブサイト

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/717/089717_hanrei.pdf]) により上告棄却となり結審に至った。本決定に関する評釈および論攷として、河嶋春菜「業としてのタトゥー施術行為が医師法 17 条違反に当たらないとされた事例」新・判例解説 Watch 憲法 180、新井誠「タトゥー施術に関する医師法違反事件最高裁決定」WLJ 判例コラム臨時号 214 号 1 頁、辰井 聡子「タトゥー施術行為と医行為（特集 医事刑法の現在）」刑事法ジャーナル 67 号 4 頁以下、三重野雄太郎「〔医行為〕の意義と該当性判断枠組」佛教大学社会学部論集 72 号 81 頁以下、中山純子「タトゥー彫り師に対する医師法裁判最高裁決定に関する一考察」東海法学 60 号 49 頁以下、小谷昌子「医師法 17 条にいう「医業」の内容となる医行為の意義——タトゥー事件最高裁決定」現代民事判例研究会編『民事判例 22——2020 年後期』日本評論社 122 頁がある。

また、控訴審たる大阪高等裁判所平成 30 年 11 月 14 日判決（判例時報 2399 号 88 頁、高等裁判所刑事判例集 71 巻 3 号 1 頁、最高裁判所刑事判例集 74 巻 6 号 637 頁、裁判所ウェブサイト）に対する論攷および判例評釈として、昨年度紹介したものの他、山崎皓介「医師法 17 条に基づくタトゥー施術規制と職業選択の自由〈公法判例研究〉」北大法学論集 70 巻 6 号 175 頁以下、尾形健「〔令和元年度重要判例解説〕タトゥー施術業医師法違反事件控訴審判決〈憲法 8〉」臨増ジュリスト 1544 号 22 頁、神馬幸一「〔令和元年度重要判例解説〕入れ墨（タトゥー）の施術と医師法 17 条にいう「医業」の内容となる医行為〈刑法 6〉」臨増ジュリスト 1544 号 154 頁以下、浅田和茂「入れ墨（タトゥー）施術が医師法 17 条違反の罪に当たらないとされた事例」新・判例解説 Watch 26 号 183 頁、三重野雄太郎「判決紹介 タトゥー（入れ墨）施術行為は、医師法一七条の「医業」の内容である医行為に該当しないとして、無免許医業罪の成立を認めた一審判決を破棄し、無罪とした事例〔大阪高裁平成 30.11.14〕」年報医事法学 35 号 180 頁以下、新井誠「タトゥー施術規制をめぐる憲法問題（続）：大阪高裁平成 30 年 11 月 14 日判決を契機として」広島法学 43 巻 4 号 77 頁以下、加藤摩耶「医事法ポイント判例研究 医師法 17 条にいう「医業」と医行為の射程：タトゥー事件控訴審判決：大阪高判平成 30 年 11 月 14 日 判時 2399 号 88 頁」医事法研究 2 号 227 頁以下、が公表されている。第一審たる大阪地方裁判所平成 29 年 9 月 27 日判決（判例タイムズ 1451 号 247 頁、判例時報 2384 号 129 頁、最高裁判所刑事判例集 74 巻 6 号 629 頁）に対する判例評釈を紹介する論攷として、生田勝義「刑事法学の動き 辰井聡子『医行為概念の検討——タトゥーを彫る行為は医行為か』立教法学 97 号 13-46 頁」法律時報 93 巻 3 号 126 頁以下がある。なお、いわゆるタトゥー事件裁判の判例評釈を含むイレズミにかかる法的課題全般について検討

するものとして、**小山剛＝新井誠編『イレズミと法：大阪タトゥー裁判から考える』**（尚学社）が刊行されており一読に値する。

医師の応招義務については、昨年度紹介したものの続きとして、**水沼直樹「応招義務の歴史的展開と現代的意義（2）」**医事法研究2号62頁以下が発表されている。また、昭和3年から令和元年までの50事例、同一事例の上訴審判決を含む55裁判例を検討したのものとして、**棚瀬慎治＝内藤俊夫＝小林弘幸「診療拒否に関する裁判例の分析」**日本病院総合診療医学会雑誌17巻2号157頁以下が、外国人患者にかかるものとして、**大磯義一郎「医療インバウンドに関連する法令上の問題」**診断と治療108巻7号867頁以下がある。なお、昨年度紹介した医師の応招義務に関して発出された**厚生労働省医政局長通知「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」（医政発1225第4号）**について解説するものとして、**三谷和歌子「医師法第19条——医師の応招義務」**日本医事新報5025号18頁以下がある（再構成したものが日本医事新報社 Web コンテンツとなっている）。

チーム医療に関しては、**木村百合香＝齋藤真由「摂食嚥下リハビリテーション治療のためのチーム医療」**リハビリテーション医学58巻1号41頁以下が、院内での多職種連携チームによる摂食嚥下障害診療・支援体制の構築および実際について提示している。また、医師以外の医療スタッフの業務については、訪問リハビリテーションなどの在宅場面における理学療法士の専門性について検討したものとして、**三上亮「生活期（在宅場面）での理学療法：理学療法士のアイデンティティに着目して」**理学療法の臨床と研究30号3頁以下がある。

（和泉澤 千恵）

9 医薬品・医療機器

医薬品医療機器等法の一部を改正する法律案が令和元年11月27日に可決・成立し、同年12月4日に公布された（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第63号））。特に、以下の通り、3回に分けて施行されることになっている。すなわち、①先駆け審査指定制度・条件付き早期承認制度の法制化及び医薬品等行政評価・監視委員会等（令和2年9月1日施行）、②認定薬局制度及び虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に対する課徴金制度の創設等（令和3年8月1日施行）、③医薬品等の包装等へのバーコード表示の義務化（令和4年12月1日施行）である。まず、法令解説として、**薬機法制度改正研究会編著『薬機法改正の軌跡とポイント ポストコロナにおける医薬品等の安心・安全な提供に向けて』（第一法規）**、「**医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供できる制度へ あわせて住み慣れた地域で安心して医薬品を使用できる環境を整備**」時の法令2103号4頁以下、堀尾貴将＝西川貴清＝田井貴＝平間將史「**改正薬機法の解説**」NBL1168号16頁以下、特に、虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に対する課徴金制度導入の背景及びその内容については、磯部哲「**虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に対する課徴金制度の創設**」ジュリスト1545号63頁以下（なお、医薬品医療機器等法の虚偽・誇大広告規制（66条1項）につき、ディオバン事件高裁判決を素材に検討を加えている論考として、早川雄一郎「**薬機法の虚偽・誇大広告規制の射程と課題——ノバルティス・ディオバン事件東京高裁無罪判決を素材として——**」NBL1175号4頁以下がある。）がある。

当期も、こうした法改正を踏まえた文献の新刊・改訂が相次いでいる。例えば、概括的な知識の習得に便宜である文献として、アンダーソン・毛利・友常法律事務所 医薬・ヘルスケア・プラクティス・グループ編『**医薬・ヘルスケアの法務 規制・知財・コーポレートのナビゲーション〔第2版〕**』（商事法務）（第1版の紹介は『明治大学 ELM 医事法学界の歩み 2019』で行っている。）、日本組織内弁護士協会監修・岩本竜悟編集代表『**Q&A でわかる業種別法務 医薬品・医療機器**』（中央経済社）、赤羽根秀宜＝井上恵子『**Q&A 健康・医薬品・医療の広告表示に関する法律と実務—健康食品・美容関連などの優良誤認、医薬品該当性、健康増進・誇大表示、医薬品等適正広告基準、医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン、医療広告ガイドライン、打消し表示、自動継続契約、不実証広告規制、差止請求、措置命令、課徴金**』（日本加除出版）、團野浩『**詳説薬機法 第5版**』（ドーモ）、薬機法研究会編集『**よくわかる薬機法 令和改正編**』（薬事日報社）、薬事法規研究会『**よくわかる Q&A 改正医薬品医療機器等法のポイント**』（ぎょうせい）、堀尾貴将『**実務解説 薬機法**』（商事法務）がある。なお、ハンディーな法令集として、『**令和2年9月施行版 薬事法令ハンドブック—医薬品医療機器等法、施行令、施行規則—**』（薬事日報社）がある。また、医薬品開発に特化した文献として、古澤康秀監修・大室弘美ほか著『**医薬品開発入門 第3版**』（じほう）がある。医

薬品開発につき、非臨床試験・臨床試験から承認審査、製造後販売調査といった流れを丁寧に説明しているので実務を行う上で貴重な文献である。加えて、**石井明子＝川西徹＝長野哲雄編『バイオ医療 基礎から開発まで』**(東京化学同人)は、遺伝子組み換え技術や細胞培養技術といったバイオテクノロジーを応用して製造される薬品につき、開発研究、非臨床試験・臨床試験から承認審査・製造販売承認後調査を網羅的に扱う文献である。

令和元年改正後の動向を踏まえた医療機器の製造販売承認の手続につき、**小泉和夫『よくわかる 医療機器許認可申請』**(薬事日報社、2021年)は当該手続の概要を理解する上で有益である。また、医療機器ベンチャー企業を起業したいと考えている読者向けには、**大下創＝池野文昭『医療機器開発とベンチャーキャピタル 実践編』**(幻冬舎)がある。なお、諸外国の動向として、韓国では、医療機器産業の育成・支援を目的として、2019年4月30日に、「医療機器産業の育成及び革新医療機器支援法」が制定された。この法律の背景及びその概説につき、**中村穂佳「韓国の医療機器産業の支援に関する法律」外国の立法 286号 75頁以下**がある。例えば、当該法律には、優秀な医療機器企業を「革新型医療機器産業」として認証して支援すること、「革新型医療機器」を指定すること等、国家規模でこうした医療機器を開発する企業を積極的に支援することが盛り込まれている。わが国でも AI (人工知能) を搭載した画像診断、手術支援ロボット等革新的な医療機器の開発が急がれる(特に、医薬品医療機器等法の令和改正では、診断等に等に用いる単体プログラムにつき、医療機器として製造販売の承認・認証等の対象となった。)。こうした実情を踏まえると、このような彼国の法制度を理解することも重要である。特に、韓国の医療機器に関する法規定は我が国同様に、医療機器が薬事法に取り込まれる形で成立しているので制定経緯も含めて参考になるように思われる。

新型コロナウイルス (COVID-19) では、医療機器からの感染リスクがあることも指摘されている。当該診療では、医療従事者の感染リスクも防ぐ必要がある。特に、医療従事者は、患者を診療する際に生じる接触感染・患者の咳やくしゃみによる飛沫感染のリスクに対する予防策については万全を期しているが、エアロゾルが発生しやすい酸素療法で用いられる医療機器による感染からも身を守る必要がある。こうした局面における医療従事者が講ずべき感染防止策につき検討する文献として、**中本啓太郎「医療機器とエアロゾル感染のリスク」内科 127巻 1号 (2021年) 115頁以下**がある。

なお、子宮頸がん等の発症原因とされるヒトパピローマウイルス (HPV) の感染を抑制するために、HPV ワクチンによる定期予防接種が行われているが、わが国でもこのワクチンは製造販売承認を受けて2011年8月に販売が開始された。その後、このワクチンが定期予防接種の対象となったが、多くの副反応が報告された。これに伴って、2016年7月に、当該ワクチンを接種した63名が集団訴訟を提起するに至った。こうした HPV ワクチンをめぐる訴訟につき、薬害イレッサ訴訟を踏まえて、製薬会社及び国の責任を検討した**渡邊知行「HPV ワクチン薬害訴訟における製薬会社・国の責任」成蹊法学 92号 127頁以下**がある。わが国でも、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まったばかりであるが、特に、健常者

に接種するために副反応に対する関心はとて目を集めている。また、新薬同様にワクチンの開発も現在では急務である。例えば、肺がん治療薬であるイレッサは初期段階から高い有効性を示してその治療への期待も大きかった。しかし、当該薬剤の使用の過程で生じた副作用が過小評価された結果、重大な被害が拡大したことが、いわゆる「薬害イレッサ訴訟」に繋がっていった。したがって、現在、コロナウイルスの国産ワクチンの開発も緒に就いたばかりであるが、こうした訴訟事例も念頭に置く必要があるように思われる。なお、薬害イレッサ訴訟を取り上げた判例研究として、山口齊昭「〈1〉イレッサ事件最高裁判決」**医事法研究 3号 161頁以下**がある。

近時、「デジタルヘルスケア」と呼ばれる「デジタル技術によるヘルスケア関連の成果の向上を目指す技術」の革新が顕著になっている（この概念の知識を補充したい場合には、**武藤正樹監修・遊間和子『デジタルヘルスケア』（やさしく知りたい先端科学シリーズ 5）（創元社）**が有益である。）。特に、ウェアラブルなスマートウォッチ、介護ロボット、リハビリ支援ロボット、手術支援ロボット、AIによる画像診断支援、ゲノム解析等が実用化され始めて、社会への実装化も目前のものとなってきた。このような動きを睨みつつ法的課題を検討する「最新デジタルヘルス・ライフサイエンスの法律問題の勘所」が**NBL（商事法務）**の新連載として始まった。この連載の主目的は「デジタルヘルス・ライフサイエンス分野に新規に参入することを企図している事業者においてコンプライアンスを検証する際に留意すべき視点を「勘所」として紹介する。」ことである。石崎泰哲＝葛西陽子＝美馬拓也＝江口大介「(第1回) プログラムの医療機器 (SaMD) 規制の動向」**NBL1169号 91頁以下**、葛西陽子＝美馬拓也＝石井将介「(第2回) オンライン診療・オンライン服薬指導に関する規制の動向——新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を踏まえた特例的な対応も含めて」**NBL1171号 83頁以下**、葛西陽子＝美馬拓也＝服部啓「(第3回) PHR (Personal Health Record) の推進と個人情報保護規制の動向」**NBL1175号 48頁以下**、葛西陽子＝村田知信「(第4回) 医療情報システムのセキュリティに関する規制の概要」**NBL1177号 60頁以下**、葛西陽子＝湯村暁「(第5回) 再生医療に関する規制の動向」**NBL1179号 55頁以下**、葛西陽子＝美馬拓也「(第6回・完) ゲノム編集技術に関する規制の動向」**NBL1181号 57頁以下**がある。

医療機器のサイバーセキュリティ対策につき、**医療機器学 90巻 6号**で特集が組まれた（「特集〈医療機器に関するサイバーセキュリティ対策と規制動向〉」）。特に、わが国でも、医薬品医療機器等法の対象として「医療機器プログラム」が加えられることになった。かかる状況を踏まえると、当該分野も重要な地位を占めることになるにちがいない（中野壮陸「特集のねらい」**501頁以下**、本田大輔「医療分野におけるサイバーセキュリティの文献調査」**504頁以下**、久芳明「医療機関におけるサイバーセキュリティ対応の現状と産業界の取り組み」**511頁以下**、坂口一樹＝堤信之「医療機関におけるサイバーセキュリティ実態調査：パイロット調査」**519頁以下**、中野壮陸＝鈴木孝司＝本田大輔＝松橋祐輝「医療機器産業界におけるサイバーセキュリティ対策の現状」**526頁以下**、武内彬正＝前原諒一＝大原拓「我が国における医療機器サイバーセキュリティの規制動向と今後の課題について」**526頁以下**、中里俊

章 「IMDRF サイバーセキュリティガイドランスにおける要求事項」 541 頁以下）。

手術支援ロボットの開発は今や長足の進歩を遂げており（現在では、AI を搭載した手術支援ロボットが主流となってきた）、2020 年 8 月には、国産初の手術支援ロボット hinotori サージカルロボットシステム（メディカロイド社）の製造販売が承認されて、多くの国内企業がこうした手術支援ロボットの開発に着手しているのが現状である。こうした手術支援ロボットは遠隔手術が視野に入れられているので、「遠隔医療」という括りの中でいかなる法的問題が生じるのかをしっかりと検討すべき時期が来ているように思われる。こうした中、日本医師会雑誌 149 巻 10 号で、「特集 ロボット支援手術の現状と未来」と題する特集が組まれた。こうした動向を見据えつつ、当該分野での法・倫理的な学問的蓄積が待たれるところである（ちなみに、遠隔医療につき法的に検討した先行文献として、河原格「遠隔医療の法的問題」東洋法学 47 巻 1 号〔2003 年〕121 頁以下、手嶋豊「E-Health をめぐる法律上の諸問題——医療過誤を中心として」民商法雑誌 133 巻 4・5 号〔2006 年〕703 頁以下、藤田卓仙「遠隔精神医療の法的側面」精神科 30 巻 5 号〔2017 年〕415 頁以下、辻正次「遠隔医療に関わる法的規制と規制緩和」診断と治療 107 巻 4 号〔2019 年〕418 頁以下、古城隆雄「へき地医療体制からみたオンライン診療に係る法的課題と今後の展望」月刊地域医学 34 巻 12 号 1003 頁以下がある。いかに遠隔医療が以前から注目されて多くの診療科で導入されているのが理解できるうえに法的な考察の必要性が今後、最も大きい分野であるのがよくわかる。特に、今後は AI との関係が強固になっていく分野でもあるのでより複雑な課題が提起されるに違いない。）。

（神坂 亮一）

10 医学研究

医学系研究を取り巻く状況の変化として、顕著なものは AI 及び IoT (Internet of Things) といった先端科学技術を活用した革新的研究の登場である。そして、世界的な大流行が未だに収束の気配が見通せない新型コロナウイルスの猛威に立ち向かうためのワクチン開発を含めた研究の族生である。

まず、当期最も注目すべき文献としては、田代志門『みんなの研究倫理入門: 臨床研究に なぜこんな面倒な手続きが必要なのか』(医学書院)が挙げられる。前著『研究倫理とは何か: 臨床医学研究と生命倫理』(勁草書房)(2011年)は専門書としての性格が強かったが、この度上梓された本著作は、「臨床研究審査委員会」あるいは「倫理委員会」という普段なじみのない場であるとは言え、医学部付属病院などに附置されている組織を取り上げて、申請された臨床研究が行われる前に実際に審議されている事柄を踏まえて、分りやすく被験者保護を基軸にした「研究倫理」について説明するものである。特に、倫理委員会や治験審査委員会といった場で委員を務めている者にとっては臨床研究において何が問題であるのか、それをどのように話し合う必要があるのか、個別具体的に理解することが可能になるので非常に有益な文献であるといえる。なお、治験や臨床試験の仕組みをわかりやすく説明する文献として、高橋和久監修・安藤克利著『そうだったのか! 「臨床試験」のしくみと実務』(南山堂)、川村孝『臨床研究の教科書 研究デザインと出た処理のポイント 第2版』(医学書院)、関根郁夫=鈴木俊夫=山田武史=鈴木英雄「臨床研究の進め方」肺癌 60 巻 4 号 292 頁以下も併せて参照されたい。なお、医学系研究に関わる内外の倫理指針成立の沿革を丁寧にたどって、特に、わが国の臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)制定の背景及びその内容を検討し、当該法律の実際上の運用で浮き彫りとなる課題を指摘する論考として、伊佐智子「医学研究と倫理——臨床研究法をめぐる議論を中心に——」法政研究(九州大学) 86 巻 3 号 811 頁以下がある。また、丸山英二「医学研究と生命倫理と法」日本整形外科学会雑誌 94 巻 11 号 1057 頁以下は医学系研究を規制する法令及び行政指針につき、近時の動向を踏まえた議論を展開している。

最近の研究動向で真新しいものとして、「ナッジ(nudge)」理論を応用した自然科学領域の研究の登場が挙げられる。ナッジ(nudge)とは、「肘で軽く突く」といった意味で、行動経済学及び行動科学分野で、「選択構造という選択肢を提示する形」を利用して私たちの行動変容を促す戦略のことをいう。換言すると、この戦略は「人々が強制によってではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法のこと」(小室一成「はじめに」医学のあゆみ 275 巻 8 号 859 頁)とされている。医療現場における「ナッジ理論」の応用例を中心に紹介する医学のあゆみ 275 巻 8 号の「特集 ナッジ理論の医療への応用」は興味深い。特に、医療健康分野への行動経済学の応用につき、患者の自律性を前提にどのように彼らの行動変容を促すべきか、その課題を検討する佐々木周作「医療現場の行動経済学の“過去・現

在・未来”」(861 頁以下)、ナッジを始めとする行動科学の知見の活用を推進する日本版ナッジ・ユニットの紹介につき、池本忠弘「日本版ナッジ・ユニットにおける健康・医療分野の取り組み」(866 頁以下)がある。更に、様々な分野でのナッジ理論の応用例につき、羽鳥裕「日本医師会の予防戦略にナッジをどう活かすか」(872 頁以下)、溝田友里＝藤野雅弘＝山本精一郎「ナッジなどの行動科学やソーシャルマーケティングを活用したがん検診受診勧奨：テレビ番組と連動した全国 360 市区町村による 86 万人へのがん検診受診勧奨はがき送付の試み」(877 頁以下)、水野篤＝岸拓弥＝野出孝一「高血圧予防のためのナッジによる減塩」(888 頁以下)、加藤公則「ナッジ理論と特定保健指導」(892 頁以下)、谷本道哉「ナッジを活かした自宅で筋肉元気体操」(896 頁以下)がある。特に、行動経済学におけるナッジ理論につき、概括的な知識を提供する文献として、大竹文雄『行動経済学の使い方』(岩波新書・2019 年)、ナッジという技法とその背後にあるリバタリアン・パターナリズムの思想の意義と問題点を検討し、「国家の統治や企業のマーケティング」の文脈にとどまらず、より広い視野から検討することに主眼が置かれている那須耕介＝橋本努編著『ナッジ!? 自由でおせっかいなリバタリアン・パターナリズム』(勁草書房)をそれぞれ手に取って読んでいただきたい。

2018 年に、中国の研究者がゲノム編集技術を「ヒト受精卵」に応用してエイズウイルスに感染しないように遺伝情報を書き換えた双子の女兒を誕生させたといった前代未聞のニュースが世界を駆け巡ったことは記憶に新しいところである。いわゆる、CRISPR-Cas9 を用いたゲノム編集技術は多岐に亘って応用が可能である一方で、ゲノム情報の人為的な書き換えといった神の領域に私たちが踏み込んでしまうことで生じる様々な倫理的な問題も孕んでいる。

まず、ゲノム編集を含む将来の医科学研究規制のあり方につき、甲斐克則教授は「ハードな刑事規制で画一的に対応するよりも、控えめな段階的規制のほうが妥当である」とし、その際には「『現在の人類の福祉』と『将来の人類の福祉』」双方を考慮することを指摘する。特に、規制の根拠を人間の尊厳及び身体の自己所有論におくことの課題を浮き彫りにし、人か物かを截然と分ける議論ではなく、「第三の途」を模索すべき事を力強く主張している。こうした議論が縦横無尽に展開される「[[講演] ゲノム編集をめぐる生命倫理と法——立法への提言——」医事法研究 2 号 113 頁以下(甲斐克則「人体組織・人体構成体・人体情報の法的地位とその利用をめぐるルールづくり」大曾根寛ほか編集委員『福祉社会へのアプローチ [上巻] 久塚純一先生古希祝賀』(成文堂、2019 年) 289 頁以下も収載。)は今後のかかる分野での規制のあり方を本質的に検討する際の羅針盤たる文献であり、当期最も注目すべき必読の書である(なお、新たな行政指針につき、神里彩子「『ヒト受精卵に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針』の概要とヒト受精卵研究に関する制度設計」医事法研究 2 号 153 頁以下、日山恵美「特定胚指針(動物性集合胚の取扱い)の改正」医事法研究 2 号 160 頁以下、甲斐克則＝北尾仁宏「ドイツのアウグスブルク大学・ミュンヘン大学グループによるバイオバンク法案訳と若干のコメント」医事法研究 2 号 183 頁以下がある。)。更に、ゲノム

編集に関する特集として、**学術の動向第 25 巻第 10 号「特集 ゲノム編集のヒト胚等への応用について」**がある。理学・医学研究者のみならず、法学者及び生命倫理学者等の論考もあるので、とても学際的な内容になっている（島蘭進「特集の趣旨」10 頁以下、武田洋幸「ゲノム編集のヒト胚等への応用について——基礎生物学の立場から考えるゲノム編集とヒトの生物学」12 頁以下、阿久津英憲「医学的観点からのゲノム編集のヒト胚臨床利用の課題」19 頁以下、勝木元也「人は自然物である——人工物ではない」28 頁以下、高山佳奈子「ヒト胚ゲノム編集に関する日本の法技術的課題」34 頁以下、建石真公子「日本における研究目的の「ヒト胚のゲノム編集」と「ヒト胚の作成」——人権の観点からどう考えるか」40 頁以下、石井哲也「ゲノム編集児の人権と親の家族観」46 頁以下、加藤和人「ヒト胚ゲノム編集のガバナンスに関する国際的動向」54 頁以下、田坂さつき「ゲノム編集技術を用いた生殖補助医療における女性の身体のポリティクス」60 頁以下、香川智晶「ヒトゲノム編集をめぐる倫理問題のあり方」65 頁以下、美馬達哉「ゲノム編集と社会——「遺伝子化論」の視座から」70 頁以下）。なお、ゲノム編集の基本につき、分りやすく解説する文献として、山本卓『ゲノム編集とは何か「DNA のハサミ」クリスパーで生命科学はどう変わるのか』（講談社ブルーバックス）を参照されたい。

また、ゲノム医療の現状を知るうえで非常に有益な文献として、**保健の科学 60 巻 10 号の「ゲノム医療（遺伝子医療）の今」**（松本和史「ゲノム・遺伝子の基礎」652 頁以下、人見祐基＝徳永勝士「ゲノム医療の現状とさらなる進化」657 頁以下、原口直紹＝森正樹「がんゲノム医療」662 頁以下、新飯田俊平「認知症とゲノム医療」666 頁以下、西垣昌和「遺伝看護学とは：医療と看護学において担う役割」671 頁以下、松永達雄「希少疾患・難病の遺伝カウンセリング」677 頁以下、魁生峰子「アメリカにおける乳がんスクリーニングと遺伝子診断：ナースプラクティショナーへの期待と必要性」682 頁以下）がある。ゲノム医療の実践の上で中核となる遺伝子診断につき、「**特集 遺伝子診断の現状と未来**」日本医師会雑誌（日医雑誌）149 巻 11 号 1929 頁以下で、最新の知見が紹介されている（例えば、加藤規弘「遺伝子診断法の技術的革新」（1929 頁以下）、河野隆志「遺伝子パネル検査とがん個別化医療」（1935 頁）、三宅秀彦「遺伝子診断における遺伝カウンセリングの役割」（1953 頁以下）、松原洋一「希少遺伝性疾患の遺伝子診断」（1957 頁以下）、倉橋浩樹「出生前診断」（1970 頁以下）、平塚真弘「ファーマコゲノミクス：ゲノム薬理学」（1981 頁以下）、大曲貴夫「感染症」（1985 頁以下）等の論考がある。）。

特に、がんゲノム医療の現状を知るには、『週刊 医学のあゆみ』275 巻 5 号の「**第 5 土曜特集 がんゲノム医療 網羅的解析からの知見と臨床応用の展望**」、臨床外科 75 巻 8 号の「**特集 遺伝性腫瘍とゲノム医療を学ぶ**」、腫瘍内科 27 巻 1 号の「**特集 先端ゲノム医療とゲノム診療**」の各論考が極めて有益である。

また、がん医療の現場で生じる倫理的問題にアプローチする文献である、清水千佳子ほか訳『**がん医療の臨床倫理**』（医学書院）が当期上梓された。この文献では、世界有数のがん専門病院であるテキサス大学 MD アンダーソンがんセンターのメンバーが、日々実臨床でが

ん患者と向き合う中で倫理的問題に直面した体験を基に様々な角度から論じている。今後、がんゲノム医療といった最先端の医療も見据えながらがん患者への倫理的なケアを施すことの必要性を考えていかななくてはならないであろう。

なお、ヒト胚研究や遺伝子医療といった最先端の医療における法的問題を検討する文献として、山中敬一「ヒトに関する生殖医療、遺伝子治療および胚研究の法的規制：日独の刑法の観点から(1)」関西大学法学論集 69 巻 2 号 (2019 年) 145 頁以下及び同「ヒトに関する生殖医療、遺伝子治療および胚研究の法的規制：日独の刑法の観点から(2・完)」関西大学法学論集 69 巻 3 号 (2019 年) 444 頁以下がある。中でも、斎藤誠『バイオテクノロジーの法規整 交差する公法と知的財産法』(有斐閣)は、わが国のバイオテクノロジーに関する法政策を概観し、公法と知的財産法の考え方や制度がそれぞれが交差する部分として、「特許法制における公序良俗条項論」を取り上げて、欧州バイオテクノロジー発明法的保護指令及び欧州の判例・学説を詳細に分析して、わが国の当該分野での検討を行っている。特に、ドイツのヒト胚に関する新しい判例の展開を踏まえて、わが国の近時の当該分野の動向に対しても考察を加えているので興味深い。

また、治験及び臨床研究の分野でもいくつかの文献が見られた。当期、臨床研究を取り巻く現状が大きく変わった。具体的には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)の見直しが図られた末に統合されて、2021 年 3 月 23 日、新たな指針の枠組みとして、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)(なお、令和 3 年 4 月 16 日に、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」も当該指針と併せて制定)が制定された。従って、来期は当該統合指針との関連で生命・医学系研究の法・倫理的問題が検討されることになるので、かかる分野の文献が頻出することになるに違いない。当期はまだ統合指針制定前(あるいは過渡期・端境期)なので、旧指針を前提にした議論となる(ちなみに、旧指針の議論ではあるが、**Precision Medicine 3 巻 7 号**で、「臨床研究のための指針・法令を知る」がある。総論・各論に分けて議論が進められている。総論は、今井靖「臨床研究・TRに必要な法令・ガイドライン」8 頁以下である。中村健一「臨床研究法施行後の課題と展望」11 頁以下、丸山英二「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」15 頁以下、ヒトゲノム・遺伝子解析研究における倫理指針)19 頁以下、笹井雅夫=真田昌爾「再生医療等安全確保法への対応」23 頁以下、久米晃啓「遺伝子治療に関する法令・指針」27 頁以下、佐瀬一洋=大津洋「国際化時代の臨床研究と利益相反」31 頁以下が各論である。)。特に、吉田淳「治験・臨床研究の推進について」**保健医療科学 69 巻 3 号 203 頁以下**では、未承認薬及び適応外薬の実用化の問題を中心に、治験・臨床研究と臨床研究法や医学系指針の適用上の課題を検討する。

また、臨床研究法の制定後、利益相反をめぐる顕著な動きは見られないものの、当期、紹介すべき利益相反(COI)関連の文献として、伊東恭子=三山佐保子=難波栄二「臨床研究

をめぐると最近の話題——研究公正の観点から——」脳と発達 52 巻 3 号 197 頁、新谷由紀子＝菊本虔「大学における利益相反に関する医学系と医学系以外の教員の意識調査についての一考察」文理シナジー24 巻 1 号 5 頁以下があるので参照されたい。なお、大きなイノベーションをもたらす産学連携につき、利益相反の問題を浮き彫りにし、「学問の自由」という観点から米国の状況を踏まえて検討する、宮田由紀夫「アメリカにおける産学連携と学問の自由」国際学研究（関西学院大学）10 巻 1 号 53 頁以下も併せて参照されたい（2019 年 12 月に、米国の独立科学諮問グループ「ジェイソン (JASON)」は **Fundamental Research Security** という報告書を公表した。特に、国際研究協力のオープン性と安全保障を守るための取り組みの一環として、「利益相反」の問題を指摘している。）。

2021 年 3 月 24 日読売新聞朝刊で、政府が新型コロナウイルス感染者の検体や臨床情報を全国の医療機関から収集し、今後の対策に利活用することを目的に大規模データバンク（バイオバンク？）の創設を予定していることが報道された。その内容によると、厚生労働省は「従来は医療機関が検体や臨床などの情報を個別に分析していたが、それらを集約することで情報共有の基盤整備を進めたい」とある。このような動きを念頭に置くと、今後、大規模データバンク（あるいは大規模バイオバンク）の法的検討を速やかに行う必要があるように思われる。特に、新型コロナウイルス感染者という配慮の必要な状態にある患者を対象とすると、通常のバイオバンクに人体の一部を提供する患者以上に倫理的問題が生じるであろう。当期もバイオバンク関連の文献があるので紹介したい。まず、法学文献としては、甲斐克則＝北尾仁宏「ドイツのアウグスブルク大学・ミュンヘン大学グループによるバイオバンク法案訳と若干のコメント」医事法研究 2 号 183 頁以下及び洪士軒＝林 怡君「台湾・人体バイオバンク管理条例(訳)と運用」医事法研究 3 号 148 頁がある。後者の文献は台湾におけるバイオバンクを規律する法令で、今後のバイオバンクをめぐる議論の活性化において示唆的である。特に、バイオバンクにおける「倫理委員会」の設置条件を細かく規定（第 4 条）し、提供者の保護に関する十全な規定を設け（第 6 条）、バイオバンクの譲渡・運営停止につき厳格な規定（第 14 条）も置いている（わが国で起きた破産した民間のさい帯血バンク「つくばブレンズ」事件を参照のこと）。次に、医学文献としては、バイオバンクの現在地を知るためには、**Precision Medicine 第 4 巻第 2 号**の「バイオバンクの医学研究への貢献」といった特集は有益である。特に、バイオバンクの課題として、「研究者のニーズに即応できる基盤事業としてサンプル数を着実に増やし品質を保ちながら安定的永続的に運営されなくてはならない。」（野村征太郎「心不全とゲノム・オミックス解析：バイオバンクの医学研究への貢献」91 頁以下、森田啓行「バイオバンクの現状と今後の展開」98 頁以下、秦淳＝二宮利治「脳梗塞のゲノム疫学：久山町研究」100 頁以下、田宮元＝高山順「東北メディカル・メガバンク機構のゲノムコホート・バイオバンク」104 頁以下、富田努＝宮本恵宏「ナショナルセンター・バイオバンクネットワーク (NCBN) プロジェクト」108 頁以下、鎌谷洋一郎「バイオバンクによる多因子疾患の遺伝性の理解」112 頁以下、植田真一郎「循環器ハイリスク患者コホートを用いたプレジジョンメディシンの実現：Ryukyu genome cohort」116 頁以

下、若井建志「日本多施設共同コーホート(J-MICC)研究による研究支援」120 頁以下)と指摘する。

現在の技術革新は第 4 次産業革命といわれて、こうした技術を基盤として新たな社会構造の変革が求められている。更に、2016 年に、第 5 期科学技術基本計画が閣議決定されて、そこでは「Society 5.0」という社会の創出を打ち出した。特に、AI、IoT、ビッグデータ、ロボットといった技術を多くの場面で実装化することが目標とされた。特に、AI 技術はその中心的な役割を担うことになった。このような状況を反映しているのか、当期もかかる分野での文献が多く見られたので紹介したい。まず、注目すべきは、『週刊 医学のあゆみ』274 巻 9 号の特集の「第 5 土曜特集 AI が切り拓く未来の医療」である。特集内容は、「AI 技術の動向」、「AI 技術を用いた医用画像解析」、「AI 技術を用いたオミックス解析」、「ビッグデータ時代における医療情報学分野」、「自然言語処理と医療への応用」、「AI 技術の創薬への応用」、「AI 技術の実臨床への応用」そして「医療 AI と医療倫理、安全および法的整備」となっている。特に、人工知能研究の動向と実際につき、バランスよく知識を得ることができる (AI 技術が実臨床の現場でいかに活用されているのか、そこにはどのような課題があるのかをしっかりと理解することができる。)。特に、最後の「医療 AI と医療倫理、安全および法的整備」には、武藤香織=井上悠輔「医療 AI と医療倫理——患者・市民とともに考える企画の試みから」890 頁以下 (特に、医療 AI における ELSI につき概括的な検討が加えられている文献として、井上悠輔「医療 AI の展開と倫理的・法的・社会的課題 (ELSI)」老年精神医学 31 巻 1 号 7 頁以下も参照のこと)、村田敬「医療 AI とサイバーセキュリティ」895 頁以下、中川裕志「AI 倫理とプライバシー」900 頁以下、中岡竜介=古川浩「AI を利用した医療機器の薬事規制のあり方」906 頁以下、板倉陽一郎「医療 AI と法律」913 頁以下がある。大きな特集ではないが、産婦人科の実際 69 巻 5 号の「特集 専門医はもういない?せまりくる AI 時代」では、ポスト新型コロナウイルス時代も見据えながら、産婦人科診療の領域で AI 技術がどこまで有用であるのか、現段階でいかなる課題があるのかを検討している。加えて、昨年度の文献ではあるが、医療機器学 89 巻 6 号 (2019 年)でも、「特集 医療現場に進出する AI」といった特集が組まれていた。

また、AI 技術だけでなく、遠隔医療や IoT を活用した医療・保健活動に関する文献として、Journal of Internet of Medical Things 3 巻 1 号の「特集 1 IoMT のエコシステム」及び「特集 2 New insights of IoMT」、保健の科学 62 巻 1 号の「特集 IoT・AI、遠隔機器を活用した保健・医療活動」があるので、こうした刺激的な文献も手に取って医療の「今」を知ってほしい。

(神坂 亮一)

11 医療政策・医療制度・医療制度史

1) 医療政策

新型コロナウイルスの蔓延で社会が混乱する中、ポスト新型コロナも見据えた医療政策が模索される場所である（わが国の緊急事態宣言の発令に至る経緯につき、**飯田泰士『新型コロナウイルス感染症』（現代企画室）**は、諸外国の状況（特に、アジア地域）も踏まえながら克明に描き出している。）。

なお、新型インフルエンザの世界的流行を契機に制定された新型インフルエンザ等特別措置法は、災害対策基本法及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する措置法」（通称、国民保護法）がその立法モデルとされる。特に、「災害法制でいうと、一世代前、二世代前のモデルから枝分かれした「古い」しくみになっている」上に、「制定されて以降に目立った改正もなく、アップデートもされていない」（**津久井進「災害関連法制の概要と課題」現代消費者法 49号 7頁から8頁**）これらの法律を前提に新型インフルエンザ等特別措置法は立法化されたために、多くの課題を残すこととなった（上述の**現代消費者法 49号の「特集 災害・感染症と消費者」**という特集では、消費者法の観点から多岐に亘る課題につき検討が加えられている。上述の津久井論文の他に、**福井晶喜=加藤良太「自然災害時・コロナ禍の消費者トラブルの状況」13頁以下**、**田中洋「災害・感染症と契約責任」21頁以下**、**黒木松男「災害と保険」28頁以下**、**岩本諭「国民生活安定緊急措置法と消費者——経済法学の立場からの検討——」35頁以下**、**石井夏生利「災害・感染症対策と個人情報利用に関する消費者法的検討」44頁以下**、**橋場典子「災害・感染症と司法アクセスのあり方——法テラスへのアクセスを通して——」52頁以下**がある。また、同号に、コロナ対策の諸外国の状況につき、**横田明美「ドイツにおける COVID-19 対策規制と市民生活への影響」58頁以下**、**稻垣佳典「フランスにおける新型コロナウイルス感染症対策と消費者問題」**もあるので併せて一読されたい。）。

当期、医療制度及び医療政策分野で大きな影響力を持つ**島崎謙治『日本の医療 制度と政策 増補改訂版』（東京大学出版会）**が上梓された。本著作の初版は2011年で、9年ぶりの改訂となる。初版の内容に、国民健康保険制度改革、医師の偏在問題是正策、医師の働き方改革といった政策動向にも配慮して入念に考察が加えられている。なお、医療政策を分野横断的の学問であると位置づけ、分りやすく解説する文献として、**津川友介『世界一わかりやすい「医療政策」の教科書』（医学書院）**を参照されたい。

また、コロナ禍によるインバウンド需要の落ち込みによって、観光業への壊滅的な打撃があったことは周知のことで、その需要喚起策として「go to トラベル」「go to イート」といった施策が講じられたことは記憶に新しい。アフター・コロナでのインバウンド需要の喚起も重要である。特に、外国人患者の受け入れ、医療ツーリズムといったことも、医事法学で

取り上げるべき論点であるように思われる。その際参考となる文献として、**真野俊樹『インバウンド時代を迎え撃つ 医療の国際化と外国人患者の受け入れ戦略』**（日本医療企画、2019年）及び**水巻中正編著『令和 はばたく医療ツーリズム 国際貢献と連帯の新時代』**（中央公論新社、2019年）を挙げたい。また、**コミュニティケア 22巻10号の「第2特集 外国人利用者への訪問介護」**といった特集も有益である。訪問介護という形での支援は国内に居住する外国人も利用することもあるので、その現状を適切に把握し、多様性を前提とする社会の中でいかなる支援のあり方が望ましいのかを社会一丸となって模索する必要があるように思われる。

なお、外国人患者に対する応招義務につき、令和元年12月25日に、「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」（医政発1225第4号）が発出された（当該通知は『平成30年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業） 研究報告書 医療を取り巻く状況の変化等を踏まえた医師法の応招義務の解釈に関する研究について』（研究代表者 岩田太上智大学法学部教授）が基になっている。）。特に、「外国人患者についても、診療しないことの正当化事由は、日本人患者の場合と同様に判断するのが原則である。外国人患者については、文化の違い（宗教的な問題で肌を見せられない等）、言語の違い（意思疎通の問題）、（特に外国人観光客について）本国に帰国することで医療を受けることが可能であること等、日本人患者とは異なる点があるが、これらの点のみをもって診療しないことは正当化されない。ただし、文化や言語の違い等により、結果として診療行為そのものが著しく困難であるといった事情が認められる場合にはこの限りではない。」とする。

2021年は昨年度から延期された東京五輪が開催される予定である。今年は昨年に引き続き、コロナ禍という未曾有の状況の中でその開催が予定されているが、外国人観光客の入国が不可能な中、選手や大会関係者ら海外からの入国者数は最大9万人ともいわれている。ここで問題となるのは、入国する海外選手団の健康の維持である。こうした観点から検討している up-to-date な文献として、**産科と婦人科 87巻4号の「特集 産婦人科医も知っておきたい旅行医学関連の諸問題——東京オリンピック・パラリンピックに向けて」**がある（さしあたり、**堀成美「外国人受診者の対応上の注意点」**（376頁以下）、**宇野俊介「海外渡航者の診察時に注意すべき感染症」**（381頁以下）、**寺野彰「5. 医療ツーリズムの現状と問題点」**（392頁以下）、**二見茜「6. 外国人患者の未収金問題」**（399頁以下）を参照されたい。）。上述の通知も発出されたことでもあるので、こうした実情を踏まえて「応招義務」を考察する必要があるのではないか。

特に、昨年から続く新型コロナウイルスの拡大を防止するために、緊急事態宣言がわが国では3度発令されて、市民生活が制限された。特に、こうした宣言を発令するたびに、公共の福祉という観点から私権を制約することはやむなしか、あるいはそれでも経済活動を優先させるかといった議論が行われている。そこで、この両立を図るために議論の俎上にたびたび上がるのが、いわゆる「病院船」である。今年、内閣府、厚生労働省、防衛省、国土交

通省によって、「病院船の活用に関する調査・検討を踏まえた政府の考え方」（令和3年3月30日）がまとめられた（令和3年3月 内閣府 病院船の活用に関する検討会報告書）。もとより、数年前から、厚生労働省の有識者会議で災害医療及び感染症対応での「病院船」の位置づけなどの議論がなされていたが、この度の「政府の考え方」を踏まえて、「感染症対応」における病院船の議論は継続されることになった。特に、課題として、①医療従事者の確保、②運行要員の確保、③平時の活用方策といったことが挙げられている（この領域の文献として、古いのが、砂田向彦編『「病院船」が日本を救う——海洋国・災害多発国 日本に今必要なもの』〔へるす出版新書・2015年〕を参照されたい。）。

また、現在のコロナ禍の状況では、高齢者及び障がい者は社会的に孤立する可能性もあって、彼らに対するケアの問題が生じている。特に、彼らには、「雇用の獲得・維持にかかる困難、所得保障・福祉のニーズ」といった共通点もあるといわれている。今日の社会法はこれらを別のもととして扱いつつ、年金・福祉・雇用政策の分野で、一定の共通点を有する法制度を構築してきた。こうした領域を見直して、高齢者・障がい者の課題につき、より根源的な課題を検討する特集として、法律時報 92 巻 10 号の「特集 高齢・障害と社会法」が組まれた（特に、論考としては、長谷川珠子「科学技術・医療の発展と高齢者・障害者雇用」39 頁以下、石崎由希子「障害者・高齢者を対象とする労働法理論とその変容可能性」45 頁以下、津田小百合「介護者支援とそのあり方についての理論的検討」53 頁以下がある。）。なお、高齢者に焦点を当てた文献として、保健の科学 62 巻 12 号の「特集 高齢社会を取り巻く今日的課題——暮らしやすい社会を目指して」の各論考（藤林慶子「認知症施策の変遷」796 頁以下、堀米史一「高齢者介護に携わる外国人介護人材の実際」800 頁以下、新井康友「高齢者の孤独死」806 頁以下、宇佐美誠史「高齢者の交通事故の現状」811 頁以下、渡部諭「高齢者をねらった詐欺と対策」817 頁以下、藤澤美保「生活課題を抱える在宅高齢者の自立生活を支える仕組み」824 頁以下、中井俊雄「高齢の親と中年のひきこもり」829 頁以下）が多岐に亘る問題を検討していて興味深い。また、障がい者や高齢者のみならず、難病の患者も社会的に vulnerable であるといえる。特に、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号）の医療費助成制度が憲法第 25 条第 1 項が保障する「適切な医療を受ける権利」を受けた具体的な法制度であるかを検討する、長岡健太郎「難病法に基づく医療費助成制度と憲法 25 条 1 項の「適切な医療を受ける権利」」同志社法学 72 巻 4 号 635 頁以下は興味深い（葛城貞三『難病患者運動「ひとりぼっちの難病者をつくらない」滋賀難病連の歴史』（生活書院）は滋賀難病連の歴史につき、その活動史を丁寧に紹介している。）。

また、保険診療を中心に、わが国の医療の質に関わる制度を整理し、その構造を明らかにして、その評価を行い、今後の課題及びその対策を論じる文献として、田中伸至「医療の質の確保と医療保障法(1)」法政理論(新潟大学)52巻2号(2019年)27頁以下、同「医療の質の確保と医療保障法(2)」法政理論(新潟大学)52巻3号(2019年)15頁以下、同「医療の質の確保と医療保障法(3)」法政理論(新潟大学)53巻1号1頁以下がある。

死因究明の施策の基本を定める、いわゆる「死因究明等推進基本法」が 2020 年 4 月 1 日

に施行された。特に、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが目的である。こうした動向を踏まえた文献として、法律のひろば 73 巻 6 号の特集、「特集 死因究明施策と CDR の推進」がある（伴圭吾「死因究明等推進基本法の概要と施行について」4 頁以下、青木康博「死因究明制度整備の歴史的背景」12 頁以下、久保真一『死因究明制度の果たすべき役割：多死社会、2030 年を目前に死因究明を考える』21 頁以下、厚生労働省母子保健課「CDR(チャイルド・デス・レビュー)が目指すもの」31 頁以下、沼口敦「子どもの死因究明のための CDR」36 頁以下がある。)。なお、法令解説につき、「死因究明等推進法」法令解説資料総覧 460 号 27 頁以下を参照されたい。

(神坂 亮一)

2) 医療制度

(1) 概論

当期は新型コロナウイルスの拡大によって、多くの業種に大きな影響を与えられて不自由を強いられることになった。特に、医療・看護・介護分野へのダメージは計り知れない。直近では、2021年4月に、厚生労働省は、厚生労働省医政局医療経理室厚生労働省健康局結核感染症課から、令和3年4月23日の事務連絡「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第2版）について」を発出し、医療従事者に対する支援を拡充するに至っている。

こうした支援の一方で（あるいはこうした国の支援が行われるようになったきっかけとして）、コロナ禍で多くの医療従事者が離職を迫られているのも事実である。こうした状況に拍車がかかるとき、真っ先に不利益を被るのは医療及び介護を受ける側である。こうした実情を見据えて、ICT、IoT、AIといった技術革新は在宅医療の現場にも押し寄せている。こうしたテクノロジーが恒常的・慢性的な人材・労働者不足を補うことが期待されている。こうした流れを的確に把握し、いかに業務の効率化を当該分野でも行うことが重要になってくる。特に、こうした課題につき、**コミュニティケア 22 巻 10 号の「第1特集 在宅医療に ICT・IoT・AI をどう生かすか 地域医療構想・業務効率化の実現」**が検討している。

特に、地域医療は少子高齢化及び人口の大都市への偏在によって大きな影響を受けるといわれている。更には、少子高齢化に伴う財政負担といったことも地域医療に大きな影を落としている。加えて、コロナ禍の現在、そしてアフター・コロナにおける医療供給体制をどのように構築すべきかという視点も将来の地域医療を構想する上で重要であると考えられる。こうした複雑な状況の中で、「地域医療」の今後のグランドヴィジョンを模索するための医学文献として、**永井良三編集『別冊・医学のあゆみ 地域医療の将来展望』**（医歯薬出版）、**病院 80 巻 1 号の「特集 地域医療構想を踏まえた病院機能の選択」**は示唆に富む。今後何が地域医療を検討する上で課題になるのかを十分に見極めながら、これらの文献の各論考を一読されたい。なお、かかる分野でのまとまった議論につき、**公益財団法人日本生命済生会『地域福祉研究』編集委員会監修 黒田研二編著『地域包括支援体制のいま 保健・医療・福祉が進める地域づくり』**（ミネルヴァ書房）もある。

なお、**宇佐見耕一＝小谷眞男＝後藤玲子＝原島博編集代表『2020 世界の社会福祉年鑑 第20集』**（旬報社）で、「**特集 感染症と社会福祉——コロナ禍と人間**」を組んで、諸外国の新型コロナウイルスによる被害状況、社会福祉政策の現状と課題を紹介している。加えて、わが国とドイツの成年後見制度、公的介護保険制度等の現状と課題、介護する側の問題を検討する、**宮本恭子『越境する介護政策 日本とドイツの介護保障システムの検証』**（日本評論社）がある。

また、医療保険を扱った文献として、**松本勝明『医療保険における競争 ドイツの連帯的競**

争秩序』(旬報社)、オバマケアを総括して課題を浮き彫りにする、山岸敬和「コロナ禍とアメリカ的医療保険制度——オバマケアが残した課題にどう向き合うか——」歴史評論 847号 58頁以下(他にも、飯島渉「風土病の征圧と感染症対策——フィラリア症の制圧と国際保健への展開——」、坂江渉「日本古代の「在路飢病者」と地方寺院」60頁以下、松田英理「戦傷病者をめぐる国家と社会」62頁以下、北村陽子「世界大戦期ドイツにおける戦争障害者支援」64頁以下がある。)がある。

当期、医療制度に関わる法令の紹介としては、「法令解説 愛玩動物看護師の国家資格化：愛玩動物看護師法」時の法令 2098号 35頁以下、「法令解説 ハンセン病元患者家族に対する補償と名誉の回復・福祉の増進を図る：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第56号) 令元.11.22 公布・施行(一部を除く)」時の法令 2104号 22頁以下、「法令解説 「豚コレラ」・「アフリカ豚コレラ」の「豚熱」・「アフリカ豚熱」への名称変更と予防的殺処分の導入を含む緊急のアフリカ豚熱対策：家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法律第2号) 令 2.2.5 公布・施行(一部を除く)」2110号 28頁以下がある。

(神坂 亮一)

(2) 地域医療制度・地域包括ケアシステム・地域医療構想

地域医療・地域包括ケアシステム・地域医療構想に関しては、幅広い取扱いがなされている。

松田晋哉『地域医療構想のデータをどう活用するか』（医学書院、2020 年 6 月）は、地域医療構想の概説および地域医療構想における構想区域ごとの機能別病床数の推計値の取扱いに際する要点や各種データの読み解き方について解説するとともに、仮想の施設を設定した上で当該仮想例に基づく将来の施設計画などの立て方について検討をしており、地域医療構想の具体的理解に資する著書である。二木立『コロナ危機後の医療・社会保障改革』（勁草書房、2020 年 7 月）は、文化連情報、日本医事新報その他に掲載された著者の論攷及び書評を収録した書籍であり、医療や社会保障にかかる政策等を紹介・検討しつつ、今後の展望が示されている。芝田文男「地域医療供給体制見直し政策の検討——国・京都府の病床構造規制・在宅医療政策」産業法学 53 巻 3・4 号（2020 年 1 月）99 頁以下は、地域医療構想や在宅医療の推進などの国による病床にかかる医療供給政策を概観しつつ、国及び京都府の医療・介護政策と実際を紹介し、その課題と今後の政策がとるべき方向性について検討する。福地潮人「介護保険制度と「地域包括ケアシステム」構想の課題：介護保険法施行 20 周年に寄せて（特集 20 年目の介護保険とコロナ）」賃金と社会保障 1756 号（2020 年 6 月）4 頁以下は、『「地域包括ケアシステム」構想』を掲げる介護保険制度の政策目標につき、『「地域』と冠しているにもかかわらず、この構想の内実は国家による『統制』を通じたケアの疎外』であるとして、その問題点について検討する。

なお、地域ケアサービスに関連して、アメリカにおける地域での障害児教育制度につき連邦判決を紹介しつつ検討するものとして、青木亮祐「アメリカにおける障害者教育法と障害者差別禁止法の関連性——障害者教育における合理的修正をめぐる判例の検討を通じて——」法学研究論集 52 号（2020 年 2 月）163 頁以下がある（なお、青木亮祐「アメリカにおける障害者の地域ケアサービスの展開：『合理的修正』の議論を踏まえて」法学研究論集 51 号（2019 年 9 月）151 頁以下において、当該論攷の前提となる連邦最高裁判所判決およびメディアにつぎ紹介・検討している。）。

医学系の雑誌では多くの特集が組まれている。

まず、「医学のあゆみ」275 巻 2 号（2020 年 10 月）の特集「在宅医療 2020」では、佐々木淳「地域包括ケアシステムと在宅医療：新しい健康観と規範的統合に基づく多職種連携・地域連携」165 頁以下など、地域包括ケアシステムにかかる論攷が掲載されている。なお、同特集では、蘆野吉和「在宅医療の最新概念：21 世紀型の新しい医療の姿」159 頁以下、吉澤明孝＝吉澤孝之「在宅医療を舞台とした地域医療連携：医療を継続するために病院と診療所が協働する」171 頁以下、村井邦彦「在宅医療分野における医師会の展望：在宅医療を支えるこれまでの医師会活動とこれからの医師会活動」176 頁以下、今村昌幹「在宅医療と臨床倫理：節度ある医療を提供するために」181 頁以下、山中崇「在宅医療の教育と研究：在

宅医療のエビデンス構築と普及のために」185頁以下、古屋聡「災害の時代における在宅医療：多様化する大規模災害に備える」191頁以下、鶴岡優子＝鶴岡浩樹「在宅医療における市民との対話：自律する患者との協働作業」199頁以下、が掲載されている。

「病院」は、地域医療制度・地域包括ケアシステム・地域医療構想に関連する特集を多く組んでいる。まず、79巻5号（2020年5月）の特集は、「地域包括ケアで輝く病院」である。辻哲夫「地域包括ケアの現状と病院の位置づけ」340頁以下は、地域包括ケアの実現に向けて、医療は「治し支える医療」への転換期を迎えているとして、医療介護のネットワーク拠点としての地域型の病院の実現に関する論を展開する。その他、同特集には、武富章「地域包括ケアと中小病院の今後：多機能型地域病院としての役割」346頁以下、南眞司「地域包括ケアシステム構築に求められる病院と自治体それぞれの役割と連携」351頁以下、小野剛「人口減少が進む地域での公立病院の取り組み：保健・医療・介護・福祉の連携による包括的サービス提供の要として」357頁以下、郷秀人「地域包括ケアを見据えた公的病院の取り組み」363頁以下、仲井培雄「生き残りをかけた民間病院としての取り組み：地域共生社会版 Person Flow Management を目指して」370頁以下がある。次に、80巻1号（2021年1月）では「地域医療構想を踏まえた病院機能の選択」との特集を組む。入院患者のニーズの複合化や診療報酬改定などによる病床機能にかかる内容として、鈴木健彦「地域医療構想の現状と課題」16頁以下、今村知明「データから考える地域医療構想の現状と課題」22頁以下、牧野憲一「急性期を中心とした病院における機能選択の考え方」26頁以下、戸田爲久「回復期を中心とした病院における機能選択の考え方」30頁以下、井川誠一郎「地域密着多機能病院を目指した機能選択の考え方」35頁以下、住友正幸「過疎地域の病院における機能選択の現状と課題」40頁以下、江頭啓介「民間病院からみた病院における機能選択の現状と課題」44頁以下、伊藤健一「地域医療構想アドバイザーからみた病院における機能選択の現状と課題」56頁以下、望月泉「With コロナ時代の地域医療構想を考える」50頁以下、などを掲載している。続く80巻2号（2021年2月）では、特集「大学病院は地域を支えられるか」として、吉田素文「医学教育から提案する大学病院と地域病院の役割——医師需給問題：医師養成から専門医制度まで」108頁以下、古谷伸之「新医師臨床研修制度が期待する大学病院と地域病院の役割——医師需給問題：医師養成から専門医制度まで」114頁以下、寺本民生「新専門医制度における地域病院の役割とは——医師需給問題：医師養成から専門医制度まで」118頁以下、尾野恭一「大学病院から見たこれからの医局制度のあり方——地域医療問題：地域医療構想策定下の地域病院と大学病院の関係」122頁以下、鴻江俊治「地域病院から見たこれからの医局制度のあり方：地方の公立病院の立場から——地域医療問題：地域医療構想策定下の地域病院と大学病院の関係」126頁以下、村上正泰「地域医療構想で医学部・大学病院が果たすべき役割——地域医療問題：地域医療構想策定下の地域病院と大学病院の関係」131頁以下、井上健一郎「地域病院から見た地域医療構想策定における医学部・大学病院の役割——地域医療問題：地域医療構想策定下の地域病院と大学病院の関係」136頁以下、馬場園明「地域の病院経営に貢献できる医学教育：課題解決型高度医療人材養成プログラム事業を

中心に——地域医療問題：地域医療構想策定下の地域病院と大学病院の関係」141頁以下、山下敏夫「地域医療連携推進法人北河内メディカルネットワーク：大学病院が進める地域医療連携推進法人のあり方——地域医療問題：地域医療構想策定下の地域病院と大学病院の関係」146頁以下、小林卓「地域医療連携推進法人北河内メディカルネットワーク：参加法人の立場から——地域医療問題：地域医療構想策定下の地域病院と大学病院の関係」150頁以下、などを掲載しており、大学病院のあり方につき、学部教育、地域病院との関係性および役割分担等に関する多岐にわたる内容を扱っている。

「作業療法ジャーナル」54巻12号（2020年11月）では、「作業療法と地域包括ケア」と題する特集が組まれている。川越雅弘「作業療法と地域包括ケアの現在・未来」1264頁以下は、「地域包括ケアシステムの構築・深化と地域共生社会の実現を目指した介護保険制度改革」におけるリハビリテーションに関連する事項を紹介した上で作業療法士に期待される役割や機能について論じている。その他、実務の状況を紹介する、三浦晃「『地域包括ケアシステム』と『看護小規模多機能型居宅介護』と『作業療法』：“今いる場所で・自分らしく・最期まで”への支援」1270頁以下、佐藤孝臣「作業療法士と地域包括ケア：『地域ケア会議』と『総合事業』における作業療法士の役割」1276頁以下、谷川良博＝角田孝行＝宮原崇＝中村望実「地域のなじみの公共施設を活用した自助・公助の新たな概念の構築」1283頁以下が掲載されている。

なお、母子関係にかかる地域連携について、「看護」72巻5号（2020年4月）は特集「母子に必要な地域包括ケア：これからの病院助産師のあり方」を組んでおり、猿渡央子「地域における妊娠期からの切れ目ない支援の現状と展望」32頁以下は、従来の母子保健に加えてメンタルヘルスケア及び子育て支援の視点が重要となっており、切れ目ない支援の拠点として、主に子育て世代包括支援センター、産婦健康診査事業及び産後ケア事業について解説し、2020年2月策定の成育医療等基本方針について紹介している。その他、井本寛子「妊娠期から切れ目のないケア提供を行うための病院助産師の役割」36頁以下、宮崎貴子「『2019年度 母子のための地域包括ケア病棟(仮称)モデル事業』を通して」40頁以下、林雅代「産後ケア事業宿泊型サービス『アイルーム』開設までの取り組み」45頁以下、「インタビュー 妊産婦にとって一番よいお産・安全なお産、健全な育児をめざす」49頁以下を掲載している。

(和泉澤 千恵)

(3) 医療保険制度

医療保険については、海外の制度につき紹介するものが散見された。

小林篤「カナダにおける公的健康保険と介護保障制度・民間健康介護保険：民間健康保険と民間介護保険の役割」Sompo 未来研レポート 76 号（2020 年 3 月）2 頁以下は、カナダにおける州および準州が独自に運営を担う健康保険および介護保障に関する公的制度につき紹介し、民間の健康保険および介護保険の役割が限定的であることにつき、実務者や加入者に対して実施した聞き取り調査結果による当事者の認識を踏まえつつ検討を行っている。

小林尚行「チリ共和国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジの課題に関する一考察」共栄大学研究論集 19 号（2021 年 3 月）67 頁以下は、チリ共和国における医療保険制度が公的医療保険と民間保険を選択するという二重構造による皆保険制度となっており、医療格差が生じていること等、その課題の抽出と検討をおこなう。また、賈子申「中国大連市における医療保険制度の実施状況」佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科篇 49 号（2021 年 3 月）73 頁以下は、中国の医療保険制度の基本構造や大連市における実施状況などにつき紹介し、その課題や今後のあり方などについて検討する。その他、モロッコ王国の医療体制を概説する中の一項目として医療保険制度につき紹介するものとして、伊東貴雄「モロッコ王国の医療事情」日本渡航医学会誌 15 巻 1 号 29 頁以下がある。

なお、健保連海外医療保障 127 号（2021 年 3 月）は、「公的医療保障・医療保険制度と教育について」との特集をしており、渡辺富久子「ドイツにおける医療保険と教育」1 頁以下、松本由美「フランスの公的医療保険と教育」22 頁以下、堀真奈美「NHS 制度に対する国民の認識の実態と理解促進に向けた取り組み」37 頁以下、金成垣「韓国の国民健康保険：国民向けの広報活動と意識調査」55 頁以下を掲載している。

また、医療保険制度にかかる診療報酬の薬価改定に関連した分析を行うものとして、小林俊一「日本の医療用医薬品の薬価の 2000-2020 の 20 年間の変動倍率の分析」教育総合研究 4 号（2020 年 11 月）13 頁以下がある。

(和泉澤 千恵)

(4) 公衆衛生

本年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の年だったといっても過言ではないだろう。COVID-19に関する文献は（たとえば「コロナ」などのワードで検索していただくとおわかりになるだろうが）膨大にあり、すべてを紹介することはできないことをお許しいただきたい。いわゆるコロナ禍にあることを前提としてはいるものの、たとえば労働関係、司法制度、学校教育をはじめとして特定の制度の在り方などを論じることに主眼が置かれているような論攷については紹介を控えることとした。

まず、この問題に関する論文集として、リレー連載「<コロナ>と憲法 COVID-19 感染拡大への各国対応と緊急事態宣言から考える」（<https://coronatokenpou.hatenablog.com/entry/2020/08/19>）をまとめた大林啓吾編『コロナの憲法学』（弘文堂）（以下、所収の論文を紹介するときの出典は『コロナの憲法学』とのみ表記する）および大林啓吾編『感染症と憲法』（青林書院）（以下、『感染症と憲法』とする）がある。また、宇佐見耕一＝小谷眞男＝後藤玲子＝原島博編集代表『世界の社会福祉年鑑 2020 〈2021 年度版〉』（旬報社）（以下、『世界の社会福祉年鑑』とする）も「感染症と社会福祉——コロナ禍と人間」との特集を組み、世界各国の状況を記す。岡田行雄編著『患者と医療従事者の権利保障に基づく医療制度』（現代人文社）（以下、『権利保障に基づく医療制度』とする）は今般露わとなった医療制度や医事法の脆弱性について指摘し、あるべき医療制度をデザインするとのコンセプトの論文集である。歴史学研究会編・中澤達哉＝三枝暁子監修『コロナの時代の歴史学』（續文堂出版）（以下、『コロナの時代の歴史学』とする）には、公衆衛生史における感染症に関する論文のほか、歴史的観点から、新型コロナウイルス感染症により炙り出された社会における分断の問題や人権と差別の問題などについての考察が収められる。

生命倫理学、現代哲学の観点からは、WHO で感染症パンデミック対策の倫理指針につき考えるワーキンググループに参加した経験を有する筆者が、感染症にまつわる倫理的問題について考察する広瀬巖『パンデミックの倫理学 緊急時対応の倫理原則と新型コロナウイルス感染症』（勁草書房）がある。また、京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター（CAPE）のウェブサイト（<https://www.pandemic-philosophy.com/>）においても、主に COVID-19 に関する倫理的問題に関する情報、議論状況に関するエントリがリリースされている。

以下、論点が多岐にわたることもありいくつかのグループに分けて文献を紹介していくが、本項の末尾には、法学雑誌で組まれた COVID-19 関連の特集と掲載論文を列挙した。この特集一覧に掲載される文献は、本文と重複しうることをお断りする。

まず、日本における COVID-19 の影響やその実態、政府の対応について知るための資料となりうる文献として、恩田裕之「新型コロナウイルス感染症と医療提供体制」レファレンス 839 号 3 頁以下は 2020 年 11 月中旬までの感染状況、医療提供体制等についてまとめる。また、西山隆「新型コロナで明らかになった医療提供体制の問題」法律時報 1161 号 87 頁、倉

井大輔「新型コロナウイルス感染症 医療現場の課題」杏林社会科学研究 36 巻 1=2 号 1 頁、植山直人「新型コロナウイルス禍における医療現場の状況とその問題点」労働法律旬報 1969 号 25 頁、「保健所の現状—新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する緊急アンケート」賃金と社会保障 1756 号 32 頁、武居敏「新型コロナウイルス感染症と福祉サービス」月刊福祉 104 巻 3 号 19 頁以下、倭正也「感染症法施行後の感染症指定医療機関の到達点特定感染症指定医療機関としてのこれまでの当院の取り組み COVID-19 対応を含めて」公衆衛生 85 巻 4 号 244 頁以下が医療や介護の現場における実態やそこで発生した問題などを明らかにする。また、新型コロナウイルス感染症に対する日本政府の取り組みを中心に検証した報告書であるアジア・パシフィック・イニシアティブ『新型コロナ対応・民間臨時調査会 調査・検証報告』(ディスカヴァー・トゥエンティワン)、および、「世界」誌掲載の連載をまとめた河合香織『分水嶺 ドキュメントコロナ対策専門家会議』(岩波書店)からも、主に政府によりいかなる対応がなされたのかや、その裏側を窺い知ることができよう。他方、これらにつき分析検討をおこなうものとして稲葉一将「コロナ危機と公法学の行方」法学セミナー794 号 56 頁以下、佐藤雄一郎「新型コロナウイルス感染症と医事法」医事法研究 3 号 25 頁以下、本田宏「新型コロナ危機、なぜ日本の医療は、脆弱な実態をさらけ出したのか」法と民主主義 549 号 14 頁、福田充「日本の感染症危機管理体制の現状と課題 COVID-19 対応を事例として」公衆衛生 85 巻 4 号 254-259 頁以下などがある。

日本における感染症法制については川本哲郎「感染症と法」同志社法学第 72 巻 4 号 469 頁以下、内山真由美「日本におけるこれまでの感染症対策」『権利保障に基づく医療制度』24 頁以下、手嶋豊「感染症対策と医事法学」法律時報 1161 号 57 頁は明治期から現在に至るまでの日本における感染症法制について、その背景を含めて整理する。現在の感染症法制にみる問題は、磯部哲「感染症法・特措法の仕組みに関する医事行政法的考察」法律時報 1161 号 61 頁、齋藤智也「日本のパンデミック対策と新型コロナウイルス感染症」法律時報 1161 号 65 頁、および、大林啓吾「法制度の憲法問題—新型コロナウイルスのケースを素材として」『感染症と憲法』41 頁以下が指摘する。とくに新型インフルエンザ等対策特別措置法に着目したものとして齋藤智也「新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義と今後の課題」公衆衛生 85 巻 4 号 249 頁以下。そのほか、太田匡彦「新型コロナウイルス感染症にテストされる感染症法(上)(下)」法律時報 1154 号 85 頁以下・1156 号 84 頁以下は、感染症法を中心に、法の規定やその準用のあり方と、法の運用とに見出せる問題点を指摘する。井上達夫「コロナ・ラプソディ—パンデミックが暴く『無責任の体系』」法と哲学 6 号 1 頁以下は 2020 年 4 月までの日本政府や専門家、そしてメディアの対応を俯瞰し、批判的に検討する。さらに井上達夫「危機管理能力なき無法国家—コロナ危機で露呈する日本の病巣」法律時報 1154 号 62 頁以下は、2020 年 6 月中旬までの政府や自治体の対応を痛烈に批判する。なお、国と自治体との関係については安田理恵「日本の新型コロナウイルス感染症対策からみた国、都道府県および住民の関係」法学セミナー788 号 4 頁以下、金井利之「COVID-19 対策における国・自治体関係」法律時報 1160 号 1 頁以下、金井利之「排除の行政学—COVID-19 対

策と国・自治体の姿勢」都市問題 2020年7月号4頁以下、および、金井利之『コロナ対策禍の国と自治体——災害行政の迷走と閉塞』(筑摩書房)、飯島淳子「パンデミック対応における地方自治」論究ジュリスト 35号23頁以下、晴山一穂「コロナ禍対応における国と地方自治体の役割を検証する」法学館憲法研究所報 23号19頁以下に詳しい。

検疫・入国制限の状況については、福島靖正「検疫法の変遷と新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた今後の対応」公衆衛生 85巻4号239頁以下が検疫法を含めた検疫制度につきこれまでの歴史と今後の課題について述べる。川村真理「新型コロナウイルス感染症と入国制限」杏林社会科学 36巻1=2号63頁以下は、2020年8月末までにWHO、国連事務総長、国際移住機関が示した見解をそれぞれ紹介するとともに、日本を中心とした各国の対応を整理する。なお、関連して、藤澤巖「世界保健機関(WHO)の国際保健規則と入港拒否」論究ジュリスト 35号30頁以下は、国際保健規則(International Health Regulations (2005))との関係で入国拒否について検討する。

COVID-19は社会に存する様々な問題を炙り出した側面もあるだろう。COVID-19の対応における刑事法上の問題点については井田良「感染症対策と刑事法(総論)——問題状況の素描——」刑事法ジャーナル 66号4頁、および、城祐一郎「新型コロナウイルス感染症をめぐる法的な諸問題(上)(中)(下)」捜査研究 69巻5号2頁以下、69巻6号2頁以下、69巻7号83頁以下などが日本の状況について述べる。

公法上の問題としては山本隆司「パンデミックと公法の課題——特集にあたって」論究ジュリスト 35号4頁以下も指摘するように様々なものがあり、とりわけ憲法学の見地から多く考察がなされている。江藤祥平「匿名の権力——感染症と憲法」法律時報 1154号70頁以下は、公共の福祉と個人の人権とのバランスをとりつつウイルスとの闘いをしていくうえでの憲法の役割について述べたうえで、自粛に頼る日本の感染防止対策は本来個々の人の自己決定に委ねるものであるにもかかわらず実際にはそうはならない日本の深刻な状況を指摘する。穴戸常寿「新型コロナウイルス感染症と立憲主義」法律時報 1161号82頁以下は、COVID-19の問題が突きつける憲法上の課題について整理する。同様の問題として、大林啓吾「日本型感染対策の憲法問題」『感染症と憲法』254頁以下。

大林啓吾「感染症リスクと憲法——新型コロナウイルス流行を素材にして」小山剛=新井誠=横大道聡編『日常のなかの〈自由と安全〉生活安全をめぐる法・政策・実務』(弘文堂)410頁以下、および、大林啓吾「感染症の法律問題」『感染症と憲法』1頁以下は、リスク対策が可能となったリスク社会における憲法秩序のあり方を考察したうえで、COVID-19に伴いいかなる問題が生じたのかを説く。大林啓吾「マスクの憲法問題」『感染症と憲法』207頁以下はマスク着用義務を中心としてマスクにまつわる問題につき憲法の立場から考察する。

感染症にまつわる差別の問題については、津久井進「感染症と災害法制——市民生活における差別」法律時報 1161号78頁、田代亜紀「感染者差別について考える」法学教室 486号38頁、武藤香織「COVID-19と倫理的法的社会的課題(ELSI): 偏見・差別とリスクコミュニケーションを中心に」日本内科学会雑誌 109巻11号2334頁以下、今泉愛「『偏見・差別と

『プライバシーに関するワーキンググループ』におけるこれまでの議論のとりまとめ～個人のプライバシーの尊重と感染拡大防止の両立に向けて～」法律のひろば 74 巻 2 号 25 頁以下、森光玲雄「感染症に起因する差別のメカニズムと人権啓発の在り方」法律のひろば 74 巻 2 号 28 頁以下、貴堂嘉之「アメリカ社会とコロナ禍——人種マイノリティ差別とブラック・ライヴズ・マター運動」『コロナの時代の歴史学』109 頁以下、井上悠輔=大隈楽「感染症流行時の市民の責務や差別の問題をコロナ条例から考える」公衆衛生 85 巻 5 号 347 頁以下など。

また、差別の問題ではないが、高齢者をはじめとする社会的弱者の人権保護につき、建石真公子「生命への介入、その法的課題(2)感染症医療と人権保障——『個人の尊厳』をどう保護するか」時の法令 2097 号 48 頁以下。緊急事態宣言下などで在宅時間が増えたことに伴い指摘された DV の増加という問題については、角朋之「新型コロナウイルス感染症とドメスティック・バイオレンス (DV)」法律のひろば 74 巻 2 号 14 頁以下など。

感染拡大防止のための技術や、そのような技術とプライバシー保護との関係における問題については、曾我部真裕「『接触確認アプリ』の導入問題から見える課題」法律時報 1154 号 1 頁以下、宍戸常寿「パンデミック下における情報の流れの法的規律」論究ジュリスト 35 号 63 頁以下、木暮健太郎「コロナ危機における政府の対応と ICT」杏林社会科学研究 36 巻 1=2 号 11 頁以下、藤田卓仙「COVID-19 を含む感染症対策のための IT 活用」法律時報 1161 号 (93 巻 3 号) 74 頁以下、山田哲史「感染拡大防止とプライバシー保護——情報通信技術を利用した感染拡大防止をどう制御するか」『コロナの憲法学』211 頁以下など。

政策決定における専門知や専門家の役割については、神里達博「新型コロナウイルス感染症：“COVID-19”の科学論——『疾病の認識』と『専門家の役割』」法律時報 1154 号 78 頁、武藤香織「COVID-19 の専門家助言組織の課題」法律時報 1161 号 (93 巻 3 号) 69 頁、岡山裕「政治家と専門家の関係——政権は医学専門家に主導権を握られたのか」『コロナの憲法学』225 頁以下、山本隆司「パンデミックにおける国の意思決定組織——専門家の関与する機関に焦点を当てて」論究ジュリスト 35 号 14 頁以下、大藪志保子「新型コロナウイルス禍を契機として専門家と国の関係を考える」『権利保障に基づく医療制度』132 頁以下など。

行動制限に対する補償にまつわる問題については板垣勝彦「新型コロナウイルス雑感」横浜法学 29 巻 1 号 185 頁以下、大橋洋一「感染予防のための行動制限と補償」論究ジュリスト 35 号 47 頁、南亮一「新型インフル特措法における休業要請等による財産権の制約と憲法との関係」レファレンス 838 号 31 頁以下、山本真敬「休業補償の憲法問題——憲法上『補償』は義務づけられるのか」『コロナの憲法学』139 頁以下、尾形健「『新型コロナウイルス禍』の福祉国家——憲法研究者からみた『新型コロナと法』」法学セミナー790 号 56 頁以下、新井誠「風営業者への持続化給付金等の支給除外——憲法的視点からの検討」法学セミナー791 号 50 頁など。

医療資源の配分やトリアージといった問題については、太田匡彦「『危険』に即した医療等の分配——続・新型コロナウイルス感染症にテストされる感染症法」論究ジュリスト 35 号 37 頁以下、一家綱邦=船橋亜希子「COVID-19 パンデミック下の人工呼吸器トリアージ問題

にどう取り組むべきか——学際的協働に向けた医事法学からのアプローチ」病院 79 巻 8 号 610 頁以下、澤村匡史「医療資源配分の倫理的側面」ICU と CCU = Japanese journal of intensive care medicine 集中治療医学 44 巻 12 号 753 頁以下、澤村匡史ほか「新型コロナウイルス感染症 (coronavirus disease 2019, COVID-19) 流行に際しての医療資源配分の観点からの治療の差し控え・中止についての提言」日本集中治療医学会雑誌 27 巻 6 号 509 頁以下。

感染症下における「宗教」に着目して考察するものとしては、宗教団体に対する経済支援について、藤原究「新型コロナウイルス感染症の拡大下における宗教団体を取り巻く状況について」杏林社会科学研究 36 巻 1=2 号 55 頁が、また、島田裕平=宮崎理紗=竹下雄大=金田耕一=池田有梨奈「COVID-19 と宗教活動の自由をめぐる最新判例にみる公衆衛生行政の限界——米国法の分析と日本法との比較」人文×社会 1 号 303 頁以下がある。

その他、栗原千絵子「国際共同臨床試験の倫理：COVID-19 治療薬・予防ワクチン開発をめぐって」21 世紀倫理創成研究 14 号 120 頁以下は COVID-19 治療薬および予防ワクチンの開発における倫理的問題点を述べる。磯部哲「感染症対策と法治主義」ふらんす 96 巻 2 号 12 頁以下は、1790 年代のペストのエピソードやフランスにおける衛生緊急事態におけるルールをとりあげつつ、日本の感染症対策法制を批判する。本郷和人「地政学・歴史的に考察した日本の新型コロナウイルス感染症の状況」月刊福祉 104 巻 3 号 54 頁以下も、過去の感染症のエピソードをふまえて、異なる角度から COVID-19 について述べる。

■海外における COVID-19 対応

海外諸国における COVID-19 対応については、これを網羅的に紹介する稲正樹「世界各国の COVID-19 と緊急事態法制」法と民主主義 548 号 18 頁などもあるが、特定の国について書かれたものが多い。そこで、以下では比較法的視点による論攷や海外諸国における感染状況やそれへの対応、立法に関する文献を国別に列挙することとする。

①アジア・オセアニア

【韓国】

崔桓容「韓国における COVID-19 への対応の法的争点——行政法学の観点から」法学セミナー 789 号 46 頁以下は 2020 年前半における韓国の立法対応を整理し、行政法学の観点から問題点を指摘する。崔桓容=林倅如「新型コロナ禍における行動制限の比較——マスク着用義務に関する韓国の新立法と台湾の争訟事例が示唆するもの」法学セミナー 793 号 58 頁はマスクの着用義務につき、韓国の立法を台湾における状況と比較的に示す。水島玲央「コロナ対策の比較憲法的分析 韓国——五つのソーシャルディスタンス」『コロナの憲法学』38 頁以下は韓国における対応、規制について概観する。他方、主に刑事法に着目するのは李定玟「韓国における感染症対策と刑事法の対応」刑事法ジャーナル 66 号 38 頁。金早雪「韓国の感染症対策小史——19 世紀コレラから COVID19 生活保障まで——」『世界の社会福祉年鑑』199 頁以

下は、これまでの感染症対策を歴史的観点から掘り下げる。

立法の状況については、2020年3月改正の感染症法に関して、**洪賢秀**「**感染症の予防及び管理に関する法律**」翻訳が京都大学文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター(CAPE)サイト内 (<https://www.pandemic-philosophy.com/post/韓国の感染症法の翻訳を公開します>)にて公表されている。その他、**中村穂佳**「**新型コロナウイルス感染症に関する緊急災難支援金の支給**」**外国の立法 284-1号 18頁以下** (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512842_po_02840106.pdf?contentNo=1)、**中村穂佳**「**コロナ禍における学校での諸対応に関する法改正**」**外国の立法 286-1号 10頁以下** (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613483_po_02860104.pdf?contentNo=1)も参照。

【台湾】

林倖如「**台湾における新型コロナウイルスへの法的対応——行政法学の観点から**」**法学セミナー787号 4頁以下**は現在の感染症への対応体制とその経緯を紹介したのち、今般とられた施策を述べたうえで、課題を指摘する。その他、**佐藤幸人**「**台湾：コロナ禍のなかで増した内なる凝集性と国際社会での存在感**」『**世界の社会福祉年鑑**』**191頁以下**、前掲**崔恒容=林倖如**「**新型コロナ禍における行動制限の比較——マスク着用義務に関する韓国の新立法と台湾の争訟事例が示唆するもの**」**法学セミナー793号 58頁**。

京都大学文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター(CAPE)サイトにおいて、**鍾宜錚**「**感染症制御法(傳染病防治法)**」翻訳 (<https://www.pandemic-philosophy.com/post/台湾の感染症制御法の翻訳を公開します>)、**鍾宜錚**「**新型病原体による重症肺炎の予防及び支援再生特別法**」翻訳 (<https://www.pandemic-philosophy.com/post/台湾の covid-19 の予防等に関する法律の翻訳を公開します>)も公表されている。

【中国】

片山ゆき「**新型コロナ感染症被害と社会保障の対応**」『**世界の社会福祉年鑑**』**183頁以下**は中国における感染被害の実態および、それへの対応について主に社会保障の面から紹介する。前掲・**大林編**『**コロナの憲法学**』において、**森脇章**「**コラム 中国——徹底した共生型アプローチを支える自由と秩序の観念**」**64頁以下**が中国でとられた対策と政治思想につき、**森脇章**「**コラム 中国——異質な『都市封鎖<封城>』の目的、手段、正当性**」**134頁以下**が都市封鎖とその背景にある政治思想の特異性につきそれぞれ述べる。他方、香港については**松井博昭**「**コロナ対策の比較憲法的分析 香港——柔軟かつ迅速な施策**」**49頁以下**が香港におけるCOVID-19対策を紹介する。

感染拡大防止策の一環としてなされた野生動物の違法取引や食用に対する取り締まりについては、**湯野基生**「**野生動物の違法取引や食用等を禁ずる決定及び公衆衛生に係る立法計画の制定**」**外国の立法 284-1号 20頁以下** (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512843_po_02840107.pdf?contentNo=1)に詳しい。

【シンガポール】

田岡恵理子「『キレイな国』にある社会の溝」法律時報 1155号 101頁以下が同国での状況を述べる。立法状況については、日野智豪「新型コロナウイルス感染症（暫定措置）法」外国の立法 284-1号 22頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512844_po_02840108.pdf?contentNo=1）、日野智豪「新型コロナウイルス感染症（暫定措置）法の改正」外国の立法 286-1号 16頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613485_po_02860106.pdf?contentNo=1）、日野智豪「第3次改正新型コロナウイルス感染症（暫定措置）法」外国の立法 286-2号 8頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633263_po_02860203.pdf?contentNo=1）。

【フィリピン】

日野智豪「コロナ禍での防疫強化及び経済回復のための新たな法整備」外国の立法 285-2号 10頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570692_po_02850206.pdf?contentNo=1）、原島博「コロナ禍におけるフィリピン社会の素描」『世界の社会福祉年鑑』209頁以下など。

【その他】

なお、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスの状況つき、牧野絵美「東南アジア諸国における新型コロナウイルス感染症への法的対応」法学セミナー791号 56頁以下がある。南アジアのバングラディッシュ人民共和国については日下部尚徳「コロナ禍のバングラディッシュ——貧困・児童労働・難民——」『世界の社会福祉年鑑』237頁以下が、中東イランについては細谷幸子「第三波にあえぐイラン」宇佐見耕一ほか編集代表『世界の社会福祉年鑑』247頁以下が現地の状況を伝える。

【オーストラリア】

内海和美「2020年プライバシー法改正（公衆衛生接触情報）法——新型コロナウイルス感染追跡アプリの利用促進——」外国の立法 284-2号 16頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520848_po_02840206.pdf?contentNo=1）、内海和美「新型コロナウイルス感染症への対応——雇用維持給付——」外国の立法 285-1号 14頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553727_po_02850106.pdf?contentNo=1）、内海和美「2020-21年度連邦政府予算案」外国の立法 286-1号 14頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613484_po_02860105.pdf?contentNo=1）。

【ニュージーランド】

大林啓吾「緊急事態宣言の比較憲法的分析 ニュージーランド——予防国家の緊急事態法制」『コロナの憲法学』100頁以下が緊急事態法制を中心に COVID-19 対策を紹介する。

②欧州・ロシア

【EU】

濱野恵「緊急時失業リスク緩和支援（SURE）規則の施行——新型コロナウイルス感染症を理由とした失業の抑制——」外国の立法 284-1 号 2 頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512837_po_02840101.pdf?contentNo=1）、濱野恵「域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告」外国の立法 286-1 号 2 頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613480_po_02860101.pdf?contentNo=1）、濱野恵「新型コロナウイルス復興基金設立規則の公布」外国の立法 286-1 号 4 頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659058_po_02870102.pdf?contentNo=1）。

【ドイツ】

比較的初期の公的手当などの法的根拠、感染症保護法に基づく措置、外出や集会などに対する規制に関し、奥田喜道「ドイツにおける新型コロナウイルス感染症への対応」法と民主主義 549 号 18 頁以下。他方、横田明美「ドイツにおける COVID-19 対策規制と市民生活への影響」現代消費者法 49 号 58 頁以下は、10 月中旬ころまでの規制の状況などについて紹介する。主に医療の提供とその根拠となる法制については、田中伸至「保健医療制度における新型コロナウイルス対応」『世界の社会福祉年鑑』137 頁以下。また、横田明美「ドイツ感染症予防法の多段改正と市民への情報提供——COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への法的対応」論究ジュリスト 35 号 70 頁以下は感染症予防法についてその改正状況を解説するとともに、とりわけ 2020 年 5 月の改正にて導入された報告義務の強化をはじめとする情報集約および情報の活用体制について述べる。

石塚壮太郎「緊急事態宣言の比較憲法的分析 ドイツ——ワイマールの教訓と『緊急事態』の議会的統制」『コロナの憲法学』100 頁以下はドイツにおける緊急事態宣言とは何か、今般の宣言について述べる。民事法分野における対策として、芦野訓和「ドイツにおける新型コロナ・パンデミックの影響を緩和するための民法施行法の改正」東洋法学 64 巻 2 号 1 頁以下。刑事法分野に関する論攷として、川口浩一「新型コロナ・ウイルスと刑法——問題の所在：ドイツ法との比較を通じて」法律論叢（明治大学法律研究所）93 巻 1 号 119 頁は感染者が負う刑事責任、マスク等の高額転売行為や外出制限措置違反に対する処罰、さらにトリアージ状況における医師の刑事責任といった問題について考察する。天田悠「ドイツにおける感染症対策と刑事法の対応——感染症予防法の改正とトリアージの刑法的評価を中心として——」刑事法ジャーナル 66 号 17 頁は感染症予防法とその改正につき刑罰・過料規定を中心に紹介するとともに、トリアージにつき刑法の観点からどのように考えられているか、トリアージに関する学会勧告を紹介したうえでその理論的枠組みを批判的に検討する。また、労働者の雇用維持対策に関して日独を比較するのが早津裕貴「ドイツにおけるコロナ禍と雇用維持に向けた方策の現状」法学セミナー 793 号 50 頁以下である。

ドイツの連邦憲法裁判所以外の裁判所が 2020 年 3 月中旬から 5 月末日までの間に示した信教の自由の制限に関する判断について、岡田俊幸「コロナ危機下の信教の自由——ドイツの判例の展開——」日本法学 86 巻 4 号 1 頁以下。

立法の状況については、泉眞樹子「新型コロナウイルス感染症対策関連法（その2）」外国の立法 284-1号 12頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1）、泉眞樹子「コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律」外国の立法 284-2号 12頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520846_po_02840204.pdf?contentNo=1）、泉眞樹子「コロナ禍による第2次補正予算法及び経済安定化対策等」外国の立法 285-1号 4頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553723_po_02850102.pdf?contentNo=1）、瀬古雄祐「経済安定化基金の創設——新型コロナウイルス感染拡大対策——」外国の立法 285-1号 8頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553724_po_02850103.pdf?contentNo=1）、泉眞樹子「コロナ禍の自治体支援のための憲法改正等及び倒産防止策延長」外国の立法 285-2号 4頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570688_po_02850202.pdf?contentNo=1）、泉眞樹子「コロナパンデミック対策——病院未来法、連邦選挙法等改正、第3次住民保護法、農業市場法規第3次改正法——」外国の立法 286-1号 4頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613481_po_02860102.pdf?contentNo=1）、泉眞樹子「コロナパンデミック第2波中の関連法制定——国勢調査延期、各種所得補償の延長・拡充、医療看護介護関連等——」外国の立法 286-2号 2頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633261_po_02860201.pdf?contentNo=1）、泉眞樹子「コロナパンデミック対策——倒産防止、税務申告の期限延長、現金給付拡充、医師支援、在宅勤務、入国規制、ウイルス解析——」外国の立法 287-1号 10頁（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659060_po_02870104.pdf?contentNo=1）など参照。

【フランス】

植野妙実子「フランスの緊急事態における権力の統制」法と民主主義 549号 21頁以下は立法の状況および緊急事態の延長に関する法律に関する憲法院の判断をはじめとする緊急事態下での権力に対する統制機能につき述べる。河嶋春菜「緊急事態宣言の比較憲法的分析 フランス——新たな法律上の『緊急事態』の創設『コロナの憲法学』112頁以下は公衆保健法典上の衛生緊急事態の創設を中心に述べる。3月に発令されたロックダウンとその緩和において用いられた刑事規制については、岡上雅美「フランスにおける感染症対策と刑事法の対応」刑事法ジャーナル 66号 32頁以下。その他、伊奈川秀和「新型コロナウイルス禍におけるフランスの社会福祉」『世界の社会福祉年鑑』165頁以下、稻垣佳典「フランスにおける新型コロナウイルス感染症対策と消費者問題」現代消費者法 49号 62頁以下。

その他立法の状況として、齋藤笑美子「新型コロナウイルス感染症に対処する緊急法律」ジュリスト 1546号 59頁、三輪和宏「新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定」外国の立法 284-1号 6頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512839_po_02840103.pdf?contentNo=1）、三輪和宏「新型コロナウイルス感染症による経済危機に対処する予算」外国の立法 284-2号 6頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520845_po_02840203.pdf?contentNo=1）、三輪和宏「公衆衛生上の緊急事態の終結を組織する法律の制定」外国の立法 285-2号 6頁以下（https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570689_po_0

2850203.pdf?contentNo=1)、三輪和宏「新型コロナウイルスへの感染検査を支援する連帯・保健省令」外国の立法 285-2 号 8 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570690_po_02850204.pdf?contentNo=1)、三輪和宏「再度の公衆衛生上の緊急事態について定めるデクレと法律」外国の立法 287-1 号 6 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659059_po_02870103.pdf?contentNo=1)。なお、関連法令については河嶋春菜「フランスの感染症まん延対策関連法令集」帝京法学 34 巻 1 号 417 頁以下も参照されたい。

【イギリス】

ポリー・ヴィザード／栗林寛幸訳「高齢者のケイパビリティと新型コロナウイルス」『世界の社会福祉年鑑』25 頁以下は 2020 年前半における現地の状況およびそれに対する対応について詳細に紹介する。コロナ下での集会規制について、奈須祐治「コロナ下のデモ(2) [イギリス] —規制は伝統的な憲法原理を侵害するものだったのか」『コロナの憲法学』160 頁以下。

芦田淳「コロナウイルス法の制定」外国の立法 284-1 号 4 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512838_po_02840102.pdf?contentNo=1)、芦田淳「コロナウイルス関連規則の制定—活動制限(ロックダウン)の概要—」外国の立法 284-2 号 4 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520844_po_02840202.pdf?contentNo=1)、芦田淳「事業及び計画法の制定—新型コロナウイルス感染症への対応支援—」外国の立法 285-1 号 2 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553722_po_02850101.pdf?contentNo=1)、芦田淳「企業倒産及びガバナンス法の制定—新型コロナウイルス感染症流行下での倒産の抑制等—」外国の立法 285-2 号 2 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570687_po_02850201.pdf?contentNo=1)。

【イタリア】

小谷眞男「Covid-19 とイタリア—『医療崩壊』から『第二波』まで—」『世界の社会福祉年鑑』55 頁以下は、2020 年 10 月中旬までの感染状況の推移と、政府の対応について整理する。高橋利安「期間限定と比例性の原則—イタリアからの報告」法と民主主義 549 号 26 頁以下は、政府の対応とそれにおける憲法上の問題点を指摘し、議論状況を紹介する。

芦田淳「コロナ対策の比較憲法的分析 イタリア—政府の『法律』による権利制限」『コロナの憲法学』28 頁以下は、緊急法律命令を基本とした COVID-19 対策とその評価につき、芦田淳「緊急事態宣言の比較憲法的分析 イタリア—行政への権限付与のための緊急事態宣言」『コロナの憲法学』91 頁以下は緊急事態宣言の決定とその延長をめぐる動向につき、それぞれ述べる。他方、イタリアにおける接触確認アプリケーション「Immuni」の運用状況やその評価につき芦田淳「新型コロナウイルス接触確認アプリの導入とその評価」外国の立法 286-1 号 8 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613482_po_02860103.pdf?contentNo=1)。

立法状況については、芦田淳「新型コロナウイルス感染症対策—家庭・労働者・企業に対

する支援——」外国の立法 284-1 号 16 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512841_po_02840105.pdf?contentNo=1)、芦田淳「新型コロナウイルス感染症対策——全国的な緊急事態下における権利制限——」外国の立法 284-2 号 14 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520847_po_02840205.pdf?contentNo=1)、芦田淳「新型コロナウイルス感染症対策——経済復活のための措置——外国の立法 285-1 号 10 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553725_po_02850104.pdf?contentNo=1)、芦田淳「新型コロナウイルス感染症検査を教職員に義務付けた事例」外国の立法 285-2 号 9 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570691_po_02850205.pdf?contentNo=1)、芦田淳「新型コロナウイルス感染症対策—感染抑止のための制限措置を踏まえた事業者への助成等—」外国の立法 286-2 号 6 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633262_po_02860202.pdf?contentNo=1) などを参照。

【スペイン】

上野貴彦「スペイン：移住労働者と COVID-19」『世界の社会福祉年鑑』77 頁以下。

【オランダ】

田中宏和「オランダにおける新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大とその対応」日本公衆衛生雑誌 (https://www.jstage.jst.go.jp/article/jph/advpub/0/advpub_20-094/_article/-char/ja/)、大森正博「Covid-19 感染症と政策的対応」『世界の社会福祉年鑑』95 頁以下が感染状況とその対策についてそれぞれ述べる。

【スイス】

樋口修「スイスの新型コロナウイルス感染症対策——新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 第 2 次命令—— (資料)」レファレンス 834 号 63 頁以下。

【スウェーデン】

大林啓吾「コラム スウェーデン——放任型アプローチの試み」『コロナの憲法学』73 頁以下が「特別なコロナ対策を行わないスタンス」とすらいわれるスウェーデンにおける対策を紹介し、日本との異同を指摘する。

【ロシア】

ロシアにおける COVID-19 への対応と権威主義化の懸念については、佐藤史人「ロシアにおける新型コロナウイルスへの法的対応——非常事態における連邦制の『復権』」法学セミナー 792 号 47 頁、他方、武田友加「コロナ禍がもたらす就業・失業の変化」『世界の社会福祉年鑑』175 頁以下は COVID-19 が人々にもたらした影響を主に就業・失業の面から述べる。大河原健太郎「補助金制度による国内旅行奨励」外国の立法 285-1 号 12 頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553726_po_02850105.pdf?contentNo=1) は、国内旅行への補助金制度について紹介する。

③アフリカ大陸

佐藤千鶴子「南アフリカ：新型コロナウイルス感染症と政府の対応策」宇佐見耕一ほか編集代表『世界の社会福祉年鑑』251頁以下。

④アメリカ大陸

【アメリカ合衆国】

中島朋子「アメリカにおける COVID-19 の現状と弁護士の役割」法学セミナー786号4頁以下は2020年5月下旬時点でのアメリカにおける感染状況および連邦、イリノイ州を中心とした州の対応について紹介し、法的な問題点について述べる。アメリカ連邦政府による COVID-19 への対応については、近藤倫子「米国連邦政府による新型コロナウイルス感染症への対応——感染症拡大防止と医療の確保のための施策——」レファレンス 839号27頁以下も参照されたい。

また、ニューヨーク州を中心としたロックダウンの状況やそこから生ずる憲法問題については大林啓吾「コロナ対策の比較憲法的分析 アメリカ——ロックダウンの憲法問題」『コロナの憲法学』15頁以下、アメリカにおける緊急事態宣言の特質については大林啓吾「緊急事態宣言の比較憲法的分析 アメリカ——支援型の緊急事態宣言」『コロナの憲法学』79頁以下。樋口範雄「新型コロナ・ウイルスとアメリカ法」法学協会雑誌 137巻12号2195頁以下は、アメリカにおける事業者に対する休業命令と補償などの問題につき、アメリカにおける議論を整理する。とくに社会保障の面については、松井孝太「コロナ禍と社会保障 米国の医療保険制度と病気休暇制度を中心に」杏林社会科学 36巻1=2号93頁、および、齊藤拓「アメリカのコロナ事情」『世界の社会福祉年鑑』45頁以下。感染拡大が進むなかでの集会の自由について、桧垣伸次「コロナ下のデモ(1) [アメリカ] ——コロナ禍における抗議活動は禁止されるべきなのか」『コロナの憲法学』150頁以下。礼拝規制について、大林啓吾「礼拝規制と信教の自由——買い物に出かけるのは認めるのに礼拝を禁止することは信教の自由を侵害するか」『コロナの憲法学』171頁以下。ニューヨーク州を中心として、刑事法による対応は小西暁和「アメリカ合衆国における感染症対策と刑事法の対応——ニューヨーク州及びニューヨーク市に焦点を当てて——」刑事法ジャーナル 66号10頁以下。刑事訴訟手続を題材としてリモート裁判につき、岡野誠樹「リモート裁判——裁判の公開性はリモート手続によって確保されるのか」『コロナの憲法学』236頁以下。

中川かおり「コロナ下の連邦議会下院における遠隔審議」外国の立法 284-2号2頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520843_po_02840201.pdf?contentNo=1)、中川かおり「コロナ下における連邦議会下院の遠隔審議の継続」外国の立法 287-1号2頁以下 (https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659057_po_02870101.pdf?contentNo=1) は、下院本会議での代理人議員を通じた遠隔投票を認めた下院決議第 965 号の概要およびその適用延長を伝える。

【中南米諸国】

アルゼンチンについて、宇佐見耕一「新型コロナウイルス感染症の影響と対策」『世界の社会福祉年鑑』263頁以下、ペルーについて、村川淳「非常事態宣言下における地方港湾都市の日常——ウイルスの棲み逝く街の現在——」『世界の社会福祉年鑑』285頁以下、メキシコについては畑恵子「新型コロナ感染症の拡大と社会への影響」『世界の社会福祉年鑑』275頁以下がそれぞれある。

* * *

COVID-19以外の公衆衛生に関する問題を論じる論攷、文献も以下に紹介する。

法律時報1159号(93巻1号)は「小特集・グローバル・ヘルスを担うWHOの課題」を組む。西平等「グローバル・ヘルスにおける国際法の役割」54頁以下、濱本正太郎「国際法から見た公私パートナーシップ——21世紀におけるグローバル・ヘルスの構造理解のために」60頁以下、五十嵐元道「WHOによる感染症情報の生成機能と限界」66頁以下、西真如「グローバル・ヘルスにおけるWHO事務局長の役割」72頁以下。

大林啓吾編『感染症と憲法』(青林書院)は、COVID-19を視野におさめつつも、それ以外の感染症への対応も視野に入れた論攷も収録する。西迫大佑「感染症予防の何が問題となるか——アメリカ合衆国及びフランスにおける感染症予防モデルの歴史的発展と問題点の考察」73頁以下は、アメリカ合衆国およびフランスにおける感染症予防モデルについて歴史的に検討し、その問題点について考察する。溜箭将之「隔離」119頁以下は、入院、建物への立入制限、交通の制限や遮断、外出自粛やイベントの中止、検疫法上の隔離や停留などにつき、その法的根拠を述べたうえで歴史的教訓にも気を配りつつ、問題点を指摘する。

公衆衛生85巻4号は、「特集 感染症法施行20年の歩みと到達点—COVID-19の流行を踏まえて」と題した特集を組み、感染症法施行後の感染症に対応する制度や組織について述べる。既にCOVID-19関連文献として紹介したもの以外では、尾島俊之「感染症法施行後の地域保健における感染症対策の歩みと今後の在り方」(210頁以下)、高橋央「感染症法施行後の日本の感染症対策の歩みと課題」(215頁以下)、森亨「感染症法施行後の結核対策の歩みと到達点」(220頁以下)、吉村高尚「感染症法施行後の大阪市保健所の歩みと展望」(226頁以下)、奥野良信「感染症法施行後の地方衛生研究所の歩みと展望」(233頁以下)など。

予防接種については、ロタウイルスワクチンの定期接種化など最新情報やVaccine Hesitancy(ワクチン忌避)など指摘される課題につき、菅谷明則「ワクチン・予防接種の最新情報と課題」日本医事新報5024号18頁以下。河嶋春菜「憲法における公衆衛生・健康・身体：フランスにおける予防接種義務を素材に」同志社法学72巻4号967頁以下は、フランスの予防接種義務制度を通じて、フランス憲法上の健康保護原則およびそれに基づく立法と、個人の健康・身体への不可侵との関係について検討する。

HIVに関しては、公衆衛生84巻12号にて、「特集 2030年に向けたHIV/AIDS対策」が

組まれているほか、北島勉「新型コロナウイルス感染症拡大の HIV 感染症対策への影響」杏林社会科学 36 巻 1=2 号 85 頁以下がある。ハンセン病に罹患した患者を伝染のおそれがあるとして強制隔離することを定めたら予防法が違憲だとして国家賠償が求められたハンセン病国家賠償訴訟については、府川繭子「『ハンセン病国家賠償訴訟』を考える(特集・『法学の視点』からニュースを考える)」法学教室 475 号 17 頁以下。

他方、鈴木滋「米国におけるオピオイド系薬物の乱用問題——今も続く公衆衛生上の危機——」レファレンス 839 号 79 頁以下は、アメリカで年間 6 万 7000 人にも上る死者を出すオピオイド系の鎮痛薬の乱用問題の歴史的経緯や現在対策について述べる。

〔COVID-19 関連特集一覧〕 ※「外国の立法」は除く

法と民主主義 548 号「特集 新型コロナウイルス問題を考える」(2020 年 5 月)

飯島滋明「特集にあたって」1 頁

広渡清吾「グローバル化のなかのコロナ危機——市民社会と科学の役割」4 頁

上昌広「後手後手から迷走した安倍政権——新型コロナ対策迷走の真相と、今後の課題」9 頁

海渡雄一「改正コロナ特措法の制定と緊急事態宣言——日本政府のコロナ禍への対応がもたらす、いのちの危機と自由の危機」14 頁

稲正樹「世界各国の COVID-19 と緊急事態法制」18 頁

小沢隆一「新型コロナウイルス感染症対策に便乗する緊急事態条項改憲論」22 頁

阿部太郎「コロナ禍の経済政策」26 頁

成澤孝人「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法における『緊急事態宣言』と野党の対応」30 頁

丸山重威「惨事便乗、場当たり対策から改憲まで——コロナ対策の経緯と安倍政権の手法」34 頁

「新型コロナウイルス問題私はこう考える」(島蘭進/池内了/右崎正博/矢吹晋/堀尾輝久/吉田博徳/鈴木利廣/李京柱/藤江-ヴィンター公子/徐勝/角田由紀子/井上英夫/水口真寿美/大森典子/田島泰彦)38 頁

法と民主主義 549 号「特集 新型コロナウイルス問題があぶり出したもの」(2020 年 6 月)

丸山重威「特集にあたって」1 頁

金子勝「新型コロナウイルス対策はなぜ失敗するのか」4 頁

吉中丈志「医療政策の大転換を——ショックドクトリンの向こうへ——」10 頁

本田宏「新型コロナ危機、なぜ日本の医療は、脆弱な実態をさらけ出したのか」14 頁

奥田喜道「ドイツにおける新型コロナウイルス感染症への対応」18 頁

植野妙実子「フランスの緊急事態における権力の統制」21 頁

高橋利安「期間限定と比例性の原則——イタリアからの報告」26 頁

榎澤幸広「緊急事態時における公文書は誰のものか？」30 頁

世取山洋介「新型コロナウイルス感染症の拡大と子どもの権利」34 頁

「『新型コロナ問題』から見えてきたもの」(前川喜平/鈴木敏夫/大久保賢一/原和良/笹渡義夫/二平章/伊賀興一/青龍美和子/大竹進/菊地雅彦/長谷川京子/笹本潤/長谷川弥生/原いこい/浪本勝年/金竜介/岩崎詩都香) 38 頁

賃金と社会保障 1756 号「特集・20 年目の介護保険とコロナ」(2020 年 6 月)

福地潮人「介護保険制度と『地域包括ケアシステム』構想の課題——介護保険法施行 20 周年に寄せて」4 頁
伊藤周平「新型コロナ危機と医療・介護政策の課題——現実化した医療・介護崩壊の背景と今後の政策課題」17 頁

「保健所の現状——新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する緊急アンケート」32 頁

「新型コロナウイルス感染に関する要請書」48 頁

法律時報 1154号 (92巻9号) 「小特集・感染症対策の正義と法」(2020年8月)

- 米村滋人「解題に代えて——コロナ問題はいかなる問題か」61頁
井上達夫「危機管理能力なき無法国家——コロナ危機で露呈する日本の病巣」62頁
江藤祥平「匿名の権力——感染症と憲法」70頁
神里達博「新型コロナウイルス感染症：“COVID-19”の科学論——『疾病の認識』と『専門家の役割』」78頁
太田匡彦「新型コロナウイルス感染症にテストされる感染症法(上)」85頁

労働法律旬報 1969号「特集 新型コロナウイルス禍における医療労働」(2020年10月)

- 井上英夫「新型コロナウイルス感染症と人権——健康権と住み続ける権利を中心に」6頁
森田進「新型コロナ禍における医療現場の実態と今後求められるもの」16頁
木原望「新型コロナ禍における医療現場の状況と今後の展望——職員を守り、医療・介護を守り、地域・患者・利用者を守り抜く」20頁
植山直人「新型コロナウイルス禍における医療現場の状況とその問題点」25頁
松山洋「コロナ禍の地域医療の現状と医療再建に向けて——新自由主義との決別こそ、コロナ克服の処方箋」30頁

杏林社会科学研究 36巻1=2号 「特集 コロナ危機によせて」(2020年10月)

- 倉井大輔「新型コロナウイルス感染症：医療現場の課題」1頁
木暮健太郎「コロナ危機における政府の対応とICT」11頁
半田英俊「明治初期における衛生行政と長与専齋」19頁
斉藤崇「新型コロナウイルス感染症拡大にともなう経済活動水準の変化と環境影響」29頁
西孝「危機を転じて冥利となし得るか?」39頁
伊藤敦司「株主総会の昨日・今日・明日——コロナ禍を契機として——」45頁
藤原究「新型コロナウイルス感染症の拡大下における宗教団体を取り巻く状況について」55頁
川村真理「新型コロナウイルス感染症と入国制限」63頁
北島勉「新型コロナウイルス感染症拡大のHIV感染症対策への影響」85頁
松井孝太「コロナ禍と社会保障：米国の医療保険制度と病気休暇制度を中心に」93頁
糟谷崇「DX推進の阻害要因についての一考察」103頁
田中信弘「機関投資家のESG投資と集团的エンゲージメント——近年のトレンドと『コロナ危機』をめぐる対応」117頁
高田京子「監査報告書に見られる新型コロナウイルス感染症の影響」125頁

論究ジュリスト 35号「パンデミックと公法の課題」(2020年11月)

- 山本隆司「パンデミックと公法の課題——特集にあたって」4頁
山本隆司「パンデミックにおける国の意思決定組織——専門家の関与する機関に焦点を当てて」14頁
飯島淳子「パンデミック対応における地方自治」23頁
藤澤巖「世界保健機関(WHO)の国際保健規則と入港拒否」30頁
太田匡彦「『危険』に即した医療等の分配——続・新型コロナウイルス感染症にテストされる感染症法」37頁
大橋洋一「感染予防のための行動制限と補償」47頁
白石忠志「パンデミックにおける高価格と法」55頁
宍戸常寿「パンデミック下における情報の流れの法的規律」63頁
横田明美「ドイツ感染症予防法の多段改正と市民への情報提供——COVID-19(新型コロナウイルス感染症)への法的対応」70頁

刑事法ジャーナル 66号「特集 感染症対策と刑事法」(2020年11月)

- 井田良「感染症対策と刑事法（総論）——問題状況の素描——」4頁
小西暁和「アメリカ合衆国における感染症対策と刑事法の対応——ニューヨーク州及びニューヨーク市に焦点を当てて——」10頁
天田悠「ドイツにおける感染症対策と刑事法の対応——感染症予防法の改正とトリアージの刑法的評価を中心として——」17頁
岡上雅美「フランスにおける感染症対策と刑事法の対応」32頁
李定玟「韓国における感染症対策と刑事法の対応」38頁

レファレンス 839号「小特集 新型コロナウイルス感染症と医療」（2020年12月）

- 小寺正一「小特集「新型コロナウイルス感染症と医療」〈諸言〉」1頁
恩田裕之「新型コロナウイルス感染症と医療提供体制」3頁
近藤倫子「米国連邦政府による新型コロナウイルス感染症への対応——感染症拡大防止と医療の確保のための施策——」27頁
鈴木智之「新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン診療の規制緩和——日本及び米国の状況を中心に——」53頁

社会福祉研究 139号「特集 コロナ危機が社会福祉に突きつけたものは何か——with コロナに社会福祉はどう取り組むのか——」（2020年12月）

- 岡部卓「分断化された『暮らし』の修復を社会福祉はどう担うか」24頁
菊池馨実「新型コロナウイルスと社会保障」32頁
幸重忠孝「コロナ禍における子どもの居場所」39頁
北仲千里「日本におけるDV被害者支援、コロナ禍の下で」43頁
嶋田拓郎「コロナ禍で問われる介助関係のあり方」47頁
高橋潔「正しく知って、正しく恐れる——福祉型障害児入所施設における新型コロナウイルス感染拡大防止のあり方について——」52頁
石渡健太郎「コロナ禍における福祉経営と利用者支援」58頁
垣田裕介「新型コロナウイルス感染拡大下の生活困窮者——ある自立相談支援機関における全数調査の分析——」63頁

法律のひろば 74巻2号「特集 新型コロナウイルス感染症をめぐる人権問題の諸様相」（2021年2月）

- 坂元茂樹「新型コロナウイルスと人権～国際人権法の観点から～」4頁
角朋之「新型コロナウイルス感染症とドメスティック・バイオレンス（DV）」14頁
今泉愛「『偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ』におけるこれまでの議論のとりまとめ～個人のプライバシーの尊重と感染拡大防止の両立に向けて～」25頁
森光玲雄「感染症に起因する差別のメカニズムと人権啓発の在り方」28頁
山口聡也「法務省の人権擁護機関の取組」37頁

法律時報 1161号（93巻3号）「小特集 感染症対策の法と医療——新型コロナ問題の背景は何か」（2021年3月）

- 米村滋人「企画趣旨——感染症の法・医療と問題状況」54頁
手嶋豊「感染症対策と医事法学」57頁
磯部哲「感染症法・特措法の仕組みに関する医事行政法的考察」61頁
齋藤智也「日本のパンデミック対策と新型コロナウイルス感染症」65頁
武藤香織「COVID-19の専門家助言組織の課題」69頁
藤田卓仙「COVID-19を含む感染症対策のためのIT活用」74頁

津久井進「感染症と災害法制——市民生活における差別」78頁
穴戸常寿「新型コロナウイルス感染症と立憲主義」82頁
西山隆「新型コロナで明らかになった医療提供体制の問題」87頁

法学教室 486号「特集 新型コロナウイルス感染症と法の役割」 (2021年3月)

磯部哲「『自粛』や『要請』の意味」10頁
吉政知広「新型コロナウイルス感染症の契約関係への影響と契約法」16頁
小出篤「新型コロナウイルス感染症とコーポレート・ガバナンス」22頁
藤澤巖「感染症のグローバル・ガバナンス——世界保健機関（WHO）事務局長の権能とその統制」28頁
細川良「テレワークの拡大と働く『場所』・『時間』」33頁
田代亜紀「感染者差別について考える」38頁
瀧川裕英「感染対策か経済活動か——費用便益分析と契約主義」43頁

法学館憲法研究所報 23号「特集 日本国憲法と新型コロナウイルス問題」 (2021年3月)

小沢隆一「感染症拡大の緊急事態と憲法」2頁
晴山一穂「コロナ禍対応における国と地方自治体の役割を検証する」19頁
斎藤一久「一斉休講措置から教育を受ける権利の保障を考える」39頁
脇田滋「コロナ禍で顕在化した非正規労働者問題」55頁
金平茂紀「コロナの時代を生きる——ひとりのジャーナリストの視点から」76頁

法学セミナー「特別企画 リレー連載 コロナと法」 (2020年7月～2021年3月)

中島朋子「第1回 アメリカにおける COVID-19 の現状と弁護士の役割」786号4頁
林倬如「第2回 台湾における新型コロナウイルスへの法的対応——行政法学の観点から」787号4頁
安田理恵「第3回 日本の新型コロナウイルス感染症対策からみた国、都道府県および住民の関係」788号4頁
崔桓容「第4回 韓国における COVID-19 への対応と法的争点——行政法学の観点から」789号46頁
尾形健「第5回『新型コロナウイルス禍』の福祉国家——憲法研究者からみた『新型コロナと法』790号56頁
堀口悟郎「第6回 コロナ禍と学校教育」790号62頁
五百旗頭薫「第7回 コロナ禍の日本政治外交史」791号44頁
新井誠「第8回 風営業者への持続化給付金等の支給除外——憲法的視点からの検討」791号50頁
牧野絵美「第9回 東南アジア諸国における新型コロナウイルス感染症への法的対応」791号56頁
佐藤史人「第10回 ロシアにおける新型コロナウイルスへの法的対応——非常事態における連邦制の『復権』」792号47頁
早津裕貴「第11回 ドイツにおけるコロナ禍と雇用維持に向けた方策の現状」793号50頁
崔桓容＝林倬如「第12回 新型コロナ禍における行動制限の比較——マスク着用義務に関する韓国の新立法と台湾の争訟事例が示唆するもの」793号58頁
指宿信「第13回 コロナと闘う世界の刑事司法：ITを駆使した取り組みとその課題」794号50頁
稲葉一将「第14回 コロナ危機と公法学の行方」794号56頁

(小谷 昌子)

(5) 救急医療・災害医療

2021年は、2011年の東日本大震災から10年が経過した年であった。それゆえか、多くの雑誌で災害に関する特集が組まれることとなった。

年報医事法学35号は2019年度に行われた日本医事法学会第49回シンポジウム「災害医療と法」に関する各報告、総合討論を掲載する。**磯部哲「企画趣旨」**(80頁以下)に続き、**坂元昇「災害時の保健医療等に関する法制度の課題」**(82頁以下)、**岡順子「熊本県の災害医療提供体制について」**(91頁以下)、**石井正「災害医療の現場から見えてきた災害時の傷病者トリアージの法律上の課題——宮城県石巻での災害対応を経験して」**(100頁以下)が、医療、行政という「現場」の経験から災害医療の実態や課題について述べる。ついで、**磯部哲「災害医療と法——医事行政法の観点から」**(107頁以下)、および、**米村滋人「災害医療の特徴とその法的課題」**(118頁以下)が法学の立場から災害医療における法的問題を整理するとともに、現在の課題について明らかにする。また、シンポジウムでおこなわれた総合討論も収録される。

他方、医学系の雑誌であるが、**救急医学45巻3号**は、「**災害医療 それぞれの10年を振り返って**」と題する特集を組む。「**I. 被災地医療機関の10年**」では小林道生「被災地における救命救急センターの役割とこの10年」(244頁以下)、菅野武「公立志津川病院での被災から考える、垂直避難と災害急性期活動の課題 この10年で進めた医学研究と教育活動をふまえて」(252頁以下)、上野正博ほか「岩手県立高田病院における被災状況と災害医療対応」(259頁以下)、田畑潔「岩手県立高田病院における復興の10年」(267頁以下)が、「**II. 放射線災害医療の10年**」では、長谷川有史「福島第一原子力発電所事故とその後の安全管理、地域の健康、復興の10年」(274頁以下)、谷川攻一「放射線災害医療と正面から向き合った10年」(282頁以下)が、「**III. 避難生活と支援体制の10年**」としては内木美恵「被災地における避難所生活」(290頁以下)、佐々木吉子「災害支援ナースの10年」(296頁以下)、太刀川弘和ほか「被災者・支援者・医療者のメンタルヘルスケアの10年」(302頁以下)が、「**IV. 災害医療行政・体制の10年**」では酒井智彦「災害政策の10年」(310頁以下)、小井土雄一ほか「東日本大震災におけるDMAT活動とこの10年」(318頁以下)、清住哲郎「自衛隊における災害医療・支援活動の10年」(326頁以下)、中尾博之「BCPの確立と普及、そして課題」(332頁以下)、大友康裕「防ぎえた災害死」(338頁以下)が、それぞれの10年を振り返る。

また、近年、高齢者や障害者、妊婦、医療的ケアを要する者などの要配慮者が災害時に避難する施設として整備されつつある福祉避難所への注目が集まっている。**大門大朗「近年の福祉避難所に関する動向について——阪神・淡路大震災から西日本豪雨にかけて——」**災害と共生3巻2号27頁以下は福祉避難所とはいかなる施設であり、現状いかなる課題が指摘されているかにつき、1995年の阪神・淡路大震災から2018年の西日本豪雨までを踏まえて述べる。その他、**高杉友=梅山吾郎=島崎敢=横山由香里=原岡智子=池田真幸=岡田栄作=尾**

島俊之「熊本地震における要配慮者に対する保健医療・福祉分野の災害対応に関する課題と対策:質的研究を通して」保健医療科学 69 巻 3 号 296 頁以下、北村弥生「福祉避難所の果たす役割」都市問題 111 巻 6 号 32 頁以下、布施千草=清宮宏臣=根本曜子=山田美知代=窪谷珠江=平井敏一=藤田孝明=山口温子「災害時における要配慮者への支援の在り方——福祉・医療職養成機関における福祉避難所運営訓練を通して」まちと暮らし研究 31 号 78 頁以下などがある。それ以前から医療を必要としていた人々に災害のただ中においてどのように医療を提供するかという問題があるだろうが、このような施設はその一つの方法であるといえよう。神原咲子「健康・生活支援の変化と災害看護の広がり」法律のひろば 74 巻 3 号 12 頁以下は、災害時のニーズと、看護分野としての災害看護の特質や視点について述べる。

昨年度紹介すべきであったが、小西敦「大規模災害時のトリアージ概念の再検討(1)」自治研究 95 巻 7 号 83 頁、同「大規模災害時のトリアージ概念の再検討(2・完)」自治研究 95 巻 8 号 33 頁 (2019 年) は、大規模災害時の人的資源の確保の必要性から、法的な観点からトリアージの概念を明らかにし、これにより実施主体を拡大することを試みる。

救急業務も含む消防という独特の発展を遂げてきた日本の消防につき、その発展経路を詳細に検討するのは奥田貢「日本における消防と救急——必置規制と広域行政を用いた市町村消防の制度発展——」法と政治 71 巻 4 号 43 頁以下である。Naito, T, "Evaluation of the coverage of emergency medical services : the case of western medical area in Tokushima Prefecture," Doshisha-Shogaku 72(6), pp.1229-1242. (同志社商学 72 巻 6 号 1229 頁以下) は、徳島県における救急医療サービスの偏在を分析し、救急患者の搬送にかかる時間を縮減するためにいかなる対策があるかにつき述べる。

西山和孝「児童虐待に関する救急医療と地域の連携 (特集 児童虐待を学ぶ)」救急医学 44 巻 11 号 1464 頁は、児童虐待が疑われる事例に対する救急医療機関の役割について述べる。なお、精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループによる報告書については、「15 精神医療」の項に委ねる。

(小谷 昌子)

3) 医療制度史

まず、医学史の分野で、西洋医学から東洋医学、わが国の医学まで、通史的に、その発展の歴史を紐解く文献として、坂井建雄『医学全史—西洋から東洋・日本まで』（ちくま新書）が医学史の全貌を把握する上で極めて有益である。また、ロバート・スネッデン著、高田龍平監訳・竹藪理恵子訳『医学大事典』（ニュートンプレス）はビジュアル面で充実していて、医学の歴史（特に、西洋医学の歴史を最先端の医学まで網羅的に扱っている。）をわかりやすく解説しているのが特徴である（なお、英国の医療史としては、リンジー・フィッツハリス著＝田中恵里香訳『ヴィクトリア朝 医療の歴史 外科医ジョゼフ・リスターと歴史を変えた治療法』（原書房）、フランスの医療史としては、ジャン・ポベロ＝ラファエル・リオジェ著 伊達聖伸＝田中浩喜訳『〈聖なる〉医療 フランスにおける病院のライシテ』（勁草書房）も併せて参照されたい。）。加えて、医学の歴史を踏まえながら医学の将来を展望することの必要性を説く、井村裕夫『医学 歴史と未来』（羊土社）も医学者の手による医学の「未来予想図」であるので併せて一読されたい。

更に、磯部裕幸「「制度」としての医師・病院・患者—歴史学的「医学史」の成果と課題—」歴史学研究 1004号 41頁以下は、「歴史家は、そもそも「医学」が何を意味し、その歴史性を問うとはどういうことなのかについて一定の見識を持つことが求められる。」という基本的なスタンスを堅持し、「「医」が何よりもまず「人間」に関わる営みであればこそ、そこに「人文科学」が貢献できることもあるのではないだろうか。」と問う。こうした基本的スタンスの基に、制度の中に組み込まれた医師・病院・患者を素材に、その歴史的な位置づけ、医学史研究を進めていく上での課題を丁寧に論じる。このスタンスは、医療という人間の営みを軸に考察する社会科学の一領域である「医事法学」にも求められるスタンスであるように思われる。なお、台湾総督府医学校の設立からその後の展開を、当時内地と理解されていたわが国の医学教育制度との比較を通じて考察する、鈴木哲造「日本統治下台湾における医学教育制度の形成と展開—内地の医学教育制度との「共通性」と「差異性」に着目して—」中京法学 54巻 1・2号（2019年）129頁以下がある。なお、明治期の医制において、医師及び看護師がどのように位置づけられてきたかを丹念に検証する、新沼正子「衛生行政のはじまり—医師と看護師の養成—」安田女子大学紀要 49号 371頁以下も併せて一読されたい。

わが国の近世・近代以降の医学の歴史につき、漢学（国学や洋学（蘭学）と対比される）との関わりも踏まえて考察している文献として、町泉寿郎編『講座 近代日本と漢学 第3巻 漢学と医学』（戎光祥出版）も興味深い。特に、近代以前のわが国の病氣治療と呪術の展開が、当時の靈魂観や神の性質の変化など、更には、大陸からの西洋医学の流入によってどのように変化したのかを克明に描き出す文献として、小山聡子編『前近代日本の病氣治療と呪術』（思文閣出版）もある（民俗学的なアプローチとして、山岳信仰がいかに地域住民の健康観に影響を与えてきたかを検討する、三枝里江ほか「上州、上越地方の山岳信仰と修験者

の医学的知識」北関東医学 70号 199頁以下も興味深い。)

また、個人の評伝として、徳島藩御典医であったが、その後一介の町医者に転じた関寛齋を扱った、合田一道『評伝 関寛齋 1830-1912 極寒の地に——身を捧げた老医』(藤原書店)がある。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関連して、公衆衛生分野における制度史に関する文献がいくつかみられるので、紹介しておく。

香西豊子『種痘という〈衛生〉 近世日本における予防接種の歴史』(東京大学出版会、2019年)は、牛痘種痘が日本列島で行われ始めた1849年以前と以後に分けて日本における痘瘡をめぐる習俗と医術との関係、そして種痘がどのように実践されたのかなどにつき述べる。秋田茂=脇村孝平責任編集『人口と健康の世界史』(ミネルヴァ書房)は、とくにその第II部において、コレラやハンセン病をはじめとした疫病とそれに対応する医療・公衆衛生の歩みに関する論文を収める。同様に、歴史学研究会編・中澤達哉=三枝暁子監修『コロナの時代の歴史学』(續文堂出版)にも、医療史における感染症とそれに対する医療に関する考察が収められる。そのほか、三田評論 1249号は「歴史にみる感染症」との特集を組む。平体由美「責務としての『健康』が立ち上がる時——20世紀初頭アメリカの医療政策に対する科学と統計の影響——」死生学年報 16巻 179頁以下は、もともとごくプライベートな領域のものであった健康や病といったものが、パブリックなものとなっていく過程について、20世紀のアメリカの文脈で述べる。

(神坂 亮一)

12 生殖補助医療・人工妊娠中絶

まず、生殖補助医療に関する動向として特筆すべきは、第203回臨時会において、議員提出立法である「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」(令和2年12月11日法律76号)が成立したことである。同法は、人工授精又は体外受精若しくは体外受精胚移植を用いた生殖補助医療に関する基本理念や生殖補助医療によって生まれた子の親子関係等について定めた民法の特例法である。行為規制のあり方など多くの検討事項を附則として定めて成立しており、検討すべき課題が多くある法律でもある。今後の議論の行方を注視したい。この法律にかかわる事項の紹介や同法をめぐる論攷などとして、内田亜也子「生殖補助医療の提供等に関する法整備の実現と課題——生殖補助医療に関する民法特例法案の国会論議——」立法と調査431号210頁以下、安達敏男＝吉川樹士「身近な家族法知識(第95回)いわゆる生殖補助医療に関する民法特例法(生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律)の成立とその解説」戸籍時報807号43以下、柘植あづみ「生殖補助医療の親子関連法成立——何が問題か」世界941号32頁以下、菲澤彰「生殖補助医療法案(卵子・精子提供の親子関係特例)について：国家論戦最前線」議会と自治体274号100以下がある。附則における検討課題に関連する論攷として、二宮周平「不妊治療への支援と生殖補助医療のあり方(1)(2)」時の法令2115号41頁以下および同2117号46頁以下は、「不妊治療」への医療保険適用の拡大や実施状況などの現状を踏まえた上で、「不妊治療」への具体的な支援のあり方や法的親子関係の確立等に関する生殖補助医療法制のあり方について検討する。また、稲葉実香「生殖補助医療と親子関係(1)：男性のリプロダクティブ・ライツに関する一考察」金沢法学63巻2号41頁以下は、生殖補助医療によって出生した子の法的父子関係につき、裁判例等を分析しつつ、概観説による嫡出推定は妥当ではなく、生殖補助医療を実施する医療機関側の、夫婦の夫に対する同意確認および同意撤回等に関する説明義務の重要性について説く。なお、無断で懐胎・出産を行った妻に対する責任を夫が問いうるかにつき、「自己決定権としての男性のリプロダクティブ・ライツ」として次号で論が展開されるとのことである。柳迫周平「フランス実親子法における『意思的要素』とされるものに関する構造的分析(1)(2)」民商法雑誌156巻3号28頁以下及び同巻4号37頁以下は、自然生殖により生まれた子の父子関係を検討対象とした論攷であるが、フランス実親子法を丁寧に紐解きながら、法的父子関係の存否確認の決定要素のうち意思的要素が、父子関係の確立と否定の両局面においてどのような役割を果たすかについて、また、意思的要素の役割の限界について整理をしており、生殖補助医療により生まれた子に関する法的父子関係について検討するに際しての示唆的な内容となっている。さらに、富田哲「親子法制の再構成——生殖補助医療から親子関係の効力を考える」福島大学——行政社会論集32巻3号161頁は、生殖補助医療などの新しい事態に関する法的親子関係を検討するに際しては柔軟な発想が必要であると

の観点から、主に匿名性と出自を知る権利に焦点をあてつつ、実子に関する並存的親子関係の容認や親子関係の効力の分散帰属の可能性について検討をする。なお、ヒト受精卵等を対象としたゲノム編集技術に関する議論等の紹介をするものとして、高田寛「ゲノム編集ベビーの法規制について」国際商事法務 48 巻 12 号 1701 頁以下がある。

生殖補助医療に関するその他の論攷として、瀧川由美子「日本の生殖補助医療におけるカウンセリングの位置づけ：卵子提供におけるカウンセリングを中心に」Core Ethics 17 号 129 頁以下、海外の状況について紹介等をするものとして、前澤貴子「アメリカにおける不妊治療の保険適用と近時の州法改正」ジュリスト 1553 号 75 頁、カ丸祥子「外国においてなされた生殖補助医療により出生した子との親子関係をめぐって：フランス破産院全体部二〇一九年一〇月四日判決以降の動向を中心に」法学新報 127 巻 5・6 号 773 以下、白井千晶「アジアにおける不妊への対処 および非血縁的親子関係に関する態度：ベトナム、ミャンマー、フィリピンにおける第三者が関わる生殖医療と養子縁組に関するインタビューより (1) (2)」人文論集（静岡大学人文社会科学部社会学科・言語文化学科研究報告）71 巻 1 号 83 頁以下及び 2 号 1 頁以下がある。

次に、人工妊娠中絶や墮胎に関しては海外の動向等を紹介するものが多くみられた。

特にアメリカについては、分断を深めたとされるトランプ政権下で、人工妊娠中絶の問題が象徴的な論点の一つとなっていたことから比較的多くの発表がなされている。小竹聡「ロバーツ・コートと中絶関連事件：2018 年 10 月開廷期を中心に」政治・経済・法律研究 23 巻 1 号 29 頁以下は、2018 年 10 月開廷期における合衆国最高裁判所（Supreme Court）の人工妊娠中絶をめぐる 4 つの判例を紹介し、各事案における裁判官の少数意見などが今後の判決にもたらすであろう意義について検討をする。また、女性が人工妊娠中絶を行う前に 72 時間の待機期間を課すアイオワ州法の暫定的差止命令に関する判例の評釈として、中曾久雄「最近の判例 Planned Parenthood of the Heartland v. Reynolds ex rel. State, 915 N.W.2d 206 (Iowa 2018)：女性が中絶を行う前に 72 時間の待機期間を課す州法の合憲性」アメリカ法 2020 年 124 頁以下がある。人工妊娠中絶にかかる現状を紹介するものとして、新宮典子「Perinatal Topics 人工妊娠中絶は「必要不可欠」な医療処置であるか否か？：COVID-19 感染拡大下にあるテキサス州で起こった人工妊娠中絶論争」Perinatal care 39 巻 9 号 97 以下が、また、宮本文「中絶をめぐる言説空間とゆらぎ：アーシュラ・K・ル＝クヴィンの"Standing Ground"を中心に」専修大学人文科学研究所月報 308 号 21 頁以下は、小説「閃光（Standing Ground）」に現れる言葉を丹念に分析することによって、プロチョイスとプロライフという二項対立として描かれがちな人工妊娠中絶問題に関するアメリカの現状について紹介をしており、アメリカにおける人工妊娠中絶にかかる検討をするに際して参考になる。なお、小竹聡「合衆国最高裁判所における Roe と Doe：第一ラウンド」政治・経済・法律研究 22 巻 1 号 23 頁以下および「合衆国最高裁判所における Roe と Doe：第二ラウンド」政治・経済・法律研究 23 巻 1 号 63 頁以下は、Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) および Doe v. Bolton, 410

U.S.179(1973)の形成過程について、裁量上訴の受理決定、口頭弁論、再口頭弁論および各合衆国最高裁判所内部でのやり取りなどを丁寧に紹介しており、各最高裁判所の裁判官により判示された意見がいかんして形成されるに至ったかを具に知ることができる。2020年9月3日、長らくリベラル派として活躍してきた合衆国最高裁判所の裁判官である Ruth Bader Ginsburg 判事（任期 1993 年から 2020 年）が死去したことに伴い、人工妊娠中絶に批判的な立場にあるとされる保守派の Amy Barrett 判事が後継者に指名された。これにより、最高裁判事 9 人のうち 6 人を保守派が占め、Roe v. Wade, 410 U.S.113 (1973) が覆される可能性が現実味を帯びてきている。アメリカにおける人工妊娠中絶をめぐる議論等につき、今後の動向が注目されるところである。

人工妊娠中絶をめぐるアメリカ以外の海外の動向等については次のものがある。まず、フランスについては、**稲葉実香「人工妊娠中絶法制の日仏比較——非犯罪化から権利へ」** **金沢法学 62 巻 2 号 1 頁以下**が、人工妊娠中絶を女性の権利と捉え直し、フランス法を参考にしながら検討をしている。フランスにおける人工妊娠中絶法制をめぐる歴史を紐解きつつ、現在のフランス法の紹介をした上で、日本において人工妊娠中絶が医療として提供されているにもかかわらず、他の医療分野では確立しているインフォームドコンセントや療法選択権等が未確立であることの問題性を指摘する。なお、Gil Blas 紙 1890 年 11 月 4 日版に掲載（2020 年 3 月 8 日の国際女性デーに再掲）された「中絶の権利 (Le droit à l'avortement)」を訳出したものとして、**相澤伸依「翻訳 セヴリーヌ『中絶の権利』東京経済大学_人文自然科学論集 148 号 231 頁以下**がある。「中絶の権利 (Le droit à l'avortement)」は、フランスにおいて人工妊娠中絶が刑法典による墮胎罪に位置づけられている中で公にされ、墮胎罪への反対と人工妊娠中絶の権利の保障を最も早い時期に訴えたものであり、今日の人工妊娠中絶の権利をめぐる運動のルーツの一つと位置付けられている。また、韓国について、**菅生聖子=塚原久美「翻訳 スンエ・キム (Sunhye Kim)、ナ・ヤング (Na Young)、ユリム・リー (Yurim Lee) 韓国の墮胎禁止への挑戦でリプロダクティブ・ジャスティス運動が果たした役割」大阪大学教育学年報 26 号 75 頁以下**は、韓国の憲法裁判所が 2019 年 4 月 11 日に中絶禁止を違憲とする判決を出すに至った背景となる国内での社会的な動きについて紹介している。主導的役割を担ったとされる団体の活動が、中絶問題をプロライフとプロチョイスという女性と胎児の間の対立として捉えるのではなく、リプロダクティブ・ジャスティスという女性の生殖に関する権利と生命に対する政府の責任に重点をおいて展開されていたとの指摘は、人工妊娠中絶に関する検討の方向性を模索する上で参考になる。さらに、タイについて、**今泉慎也「墮胎罪規定の違憲判決と刑法典改正：海外法律情報 タイ」ジュリスト 1554 号 53 頁**は、タイにおける墮胎罪規定の一部を違憲とする 2020 年 2 月 19 日の憲法裁判所判決をうけた 40 年ぶりとなる刑法典における墮胎罪規定の改正議論について紹介する。

その他、**小林憲太郎「刑法判例と実務(第 52 回)墮胎罪の周辺」判例時報 (2433 号 155 以下**は、墮胎後の殺害等、自己墮胎への関与および胎児性致死傷に関する判例の検討を通して墮胎罪の本質を照射し、単発の救済的判断に縛られることなく新たな立法的解決を促すべ

きではないかとの提案を行う。また、近時の人工妊娠中絶に関する裁判例を紹介するものとして、秦奈峰子「医療裁判の現場から(第25回)配偶者の同意を得ずに行われた人工妊娠中絶について、配偶者の慰謝料が認められた事案[岡山地裁平成29.4.26判決]」産科と婦人科 88巻3号363頁以下がある。

最後に、周産期医学 50巻6号(2020年6号)は、「いま求められる周産期生命倫理の知識」と題する特集を組み、周産期に関わる論攷を多数掲載している。生殖補助医療に関連するものとして、盛永審一郎「遺伝子操作と人間の尊厳」889頁以下、久慈直昭「提供精子による非配偶者間人工授精(AID)(特集 いま求められる周産期生命倫理の知識)——(生殖医療)」943頁以下、高橋しづこ「生殖補助医療——着床前スクリーニング検査(PGT-A)に焦点をあてて」976頁以下、鈴木伸宏「着床前診断」939頁以下、出生前診断に関わるものとして、佐合治彦「検査の問題点」908頁以下、久具宏司「日本産科婦人科学会からのアプローチ」913頁以下、玉井浩「ダウン症の生命倫理」921頁以下、旧優生保護法に関するものとして、加部一彦「優生思想の歴史と今」903頁以下、齋藤有紀子「強制不妊手術(優生手術)」925頁以下がある。

(和泉澤 千恵)

13 終末期医療

本年も、プロセスガイドラインに関する検討や、プロセスガイドラインを遵守する行為において、刑事責任追求がなされていないことに言及する文献がみられた。この点、**中山茂樹**『『自分らしい死』をめぐる法と倫理』法学セミナー788号26頁以下の記述をやや長くなるがここに引用したい。すなわち、「民事刑事の責任をとる法は社会における最低限の要請であって、法的強制のみによって、個々の患者にとっての最善の利益を目指す積極的に望ましい医療等のあり方を実現することはできない。」「近年発達してきた終末期医療に関する行政や学会のガイドラインは、直接には行為の適法／違法の法的基準を示すものではなく、患者に行う治療等（治療の不開始・中止を含む）の方針が医療として望ましい適切なものとなるための指針として定められたものといえよう。ガイドラインの内容の社会的妥当性は、それを定立し又は実践する主体が社会の人々と対話して説明すべきものであるが、それが妥当なものであれば、それに従ってなされた医療上の処置は、通常は法的にも正当なものだと評価されるだろう。このような倫理的ないしプロフェッション自律的な規範がより良い医療に向けて果たす役割は大きいと考えられ、法的規範との役割分担が期待される」（29頁）との指摘は、極めて重要である。

そのほか、憲法学の立場から、「尊厳死又は安楽死を求める権利」を肯定するのは、**松井茂記**「尊厳死及び安楽死を求める権利——従来の憲法学説の再検討——」同志社法学72巻4号（2020年）565頁以下、日本国内の議論について整理・検討を行うのは、**福山好典**「安楽死・尊厳死をめぐる近時の動向」刑事法ジャーナル67巻16頁以下、**城祐一郎**「ガイドラインによる医療関係事犯の非犯罪化」、同「安楽死・尊厳死（国内編）」捜査研究841号2頁以下。佐伯仁志「治療の不開始・中止に関する一考察」法曹時報72巻6号1頁以下は、辰井聡子「治療不開始／中止行為の刑法的評価——『治療行為』としての正当化の試み」明治学院大学法学研究86号（2009年）57頁以下と合わせて読みたい。再定義を試みるものとして、**西元加那**「安楽死・尊厳死・治療中止と医師による自殺幫助の関係——医師による自殺幫助の許容可能性に関する検討」東洋大学大学院紀要56巻23頁以下、**後藤有里**「消極的安楽死における終末期医療の定義と治療中止の正当化要件及び根拠——福生病院透析中止事件をきっかけとして」関西大学法学ジャーナル98号95頁以下、および**樋笠知恵**「患者の自己決定権と医師の説明義務」東京経営短期大学紀要28号95頁以下に触れた。

海外諸国における終末期医療に関する法制度・議論状況については、これを網羅的に紹介する**城祐一郎**「安楽死・尊厳死（海外編）上・下」捜査研究842号2頁および843号2頁以下のほか、**小寺正一**「超高齢社会における終末期の医療と介護——看取りの政策に向けて——」レファレンス833号1頁以下は、高齢者医療に着目して、国内外の関連データを示す。そのほか、特定の国に関するものが多いことから、以下、国別に列挙する。

【ドイツ】

まず、2019年10月5日、6日に中央大学駿河台記念館において開催されたシンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究」（日本比較法研究所）の記録として、只木誠＝グンナー・デュトゲ編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究』（中央大学出版部）、第1部 報告・コメント——(1)「終末期医療における人間の尊厳」高橋直哉、ルトガー・ホネフェルダー、(コメント)古田裕清／(2)「治療中止とその正当化要件」井田良、エリック・ヒルゲンドルフ、(コメント)天田悠／(3)「積極的臨死介助」佐伯仁志、ヘニング・ロゼナウ、(コメント)畝本恭子／(4)「患者の指示書」甲斐克則、カーステン・ゲーデ、(コメント)メラニー・シュトイヤー／(5)「終末期医療における諸問題」高山佳奈子、グンナー・デュトゲ、(コメント)富川雅満／(6)「臨死介助協会とわが国の対応」只木誠、ブリギッテ・ターク、(コメント)リアーネ・ヴェルナー／(7)「総括人生の最終段階の医療をめぐって：日本とドイツの比較的考察」松田純／「救急施設における終末期医療：三次救急医療施設の立場から」横田裕行／“Schlusswort”グンナー・デュトゲ、第2部 シンポジウム記録——(1)「終末期医療における人間の尊厳」高橋直哉／「終末期における人間の尊厳：哲学的倫理的観点から」ルトガー・ホネフェルダー、(コメント)古田裕清／(2)「治療中止とその正当化要件」井田良／「臨死介助と言葉」エリック・ヒルゲンドルフ、(コメント)天田悠／(3)「積極的臨死介助」佐伯仁志／「積極的臨死介助：殺人タブーの範囲と限界」ヘニング・ロゼナウ、(コメント)畝本恭子／(4)「患者の指示書」甲斐克則／「患者の事前指示：王道かそれとも応急措置か？：ドイツ法を例として」カーステン・ゲーデ、(コメント)メラニー・シュトイヤー／(5)「終末期医療における諸問題」高山佳奈子／「法的に空虚な領域における医学的適応か？経済生活の質およびその他のもの」グンナー・デュトゲ、(コメント)富川雅満／(6)「臨死介助協会とわが国の対応」只木誠／「組織的な自殺割助：可罰的な不法を有する行為か、自己決定に基づく行為か？」ブリギッテ・ターク、(コメント)リアーネ・ヴェルナー／(7)総括“Medizinische Versorgung am Lebensende: Ein Vergleich zwischen Japan und Deutschland”松田純／“Sterbebegleitung in einer Notfalklinik: Vom Standpunkt der Stufe der Notfallversorgung”横田裕行、および、只木誠＝大杉一之(訳)「フランク・ザリガー『講演 業として行われた自殺割助に対する刑罰規定をめぐる諸問題(ドイツ刑法217条)』」比較法雑誌54巻1号1頁以下がある。同じく、ドイツ刑法217条「業としての自殺割助」に関して、神馬幸一「患者の自殺に際して医師の救助義務を否定した事例(ドイツ連邦通常裁判所2019年1月30日)＜海外判例研究9／刑法＞」判例時報2438号128頁以下、佐瀬恵子『「業務としての自殺援助」という新しい構成要件に関する一考察」創価ロージャーナル13号163頁以下のほか、神馬幸一「『翻訳』ドイツ連邦憲法裁判所第2法廷2020年2月26日判決：ドイツ刑法第217条の違憲性(1～2)」獨協法学112号471頁以下、および113号423頁以下、神馬幸一「連邦憲法裁判所『業としての自殺援助禁止の違憲性』報道資料2020年12月(2020年2月26日付け)補足編集版(訳及び補足編集)」獨協法学113号459頁以下、佐藤琢磨「間接的臨死介助(安楽死)と傷害罪(ドイツ連邦通常裁

判所 2019年1月30日) <海外判例研究9/刑法>」判例時報 2438号 126頁以下がある。

【フランス】

末道康之「尊厳死（治療中止）をめぐるフランスの最近の議論——破棄院 2019年5月5日判決をめぐる——」南山法学 43巻3号 105頁以下。

【スイス】

神馬幸一「矯正施設における終末期ケアの在り方（1～3・完）」獨協法学 109号 238頁以下、110号 280頁以下、および 111号 258頁以下。

【オランダ】

盛永審一郎「オランダ認知症患者の安楽死事件——最高裁へ上訴、生きる権利か、死ぬ権利か——」理想 704号 18頁以下。

【ベルギー】

小林真紀「精神疾患および認知症の患者の安楽死——ベルギー安楽死法に関する一考察」愛知大学法学 223号 1頁以下。

【アメリカ】

石田瞳「ACPの法的側面」高岡法学 38号 123頁以下。

【カナダ】

谷直之「カナダ MAID（死への医療的援助）法をめぐる新展開」同志社法学 72巻7号 413頁以下。

（船橋 亜希子）

14 移植医療・血液事業

当期も移植医療及び血液事業関連の論考はそれほど多くはなかった。まず、当期最も注目すべき論考として、山中敬一「わが国における臓器移植をめぐる法規制の現状と問題点：ドイツ法との比較の観点から（1）」関西大学法学論集 70 巻 4 号 573 頁以下、同「わが国における臓器移植をめぐる法規制の現状と問題点：ドイツ法との比較の観点から（2）」関西大学法学論集 70 巻 5 号 1156 頁以下、同「わが国における臓器移植をめぐる法規制の現状と問題点：ドイツ法との比較の観点から（3・完）」関西大学法学論集 70 巻 6 号 1597 頁以下が挙げられる。特に、「臓器移植と脳死問題について、とくに、ドイツ法との比較の観点から、臓器移植の現状を把握しつつ、その基本理念、法的規制、制度設計などを考察し、人の臓器を移植するという形態での医療（移植）が、たとえそれが異種移植や iPS 細胞などの移植による再生医療の発達までの「つなぎの医療」ないし「つなぎの方策」であるとしても、現在、末期的な臓器不全に悩む患者を救うために、提供者のリスクや不安を払拭し、患者にとっても安全な移植術によって難治の病魔に侵された生命を永らえ、生活の質（QOL）を向上させる移植医療の発達を支える必要があるとの観点から、その法的規制の現状とその解釈について総合的に考察しようとするものである。」（574 頁）と述べて、特に、ドイツとの比較を試みている。

また、移植医療に向けられる多くの誤解（特に、医療者には、臓器提供は治療の敗北であるというように当該医療自体に嫌悪感を抱く者が少なくないという）があることを踏まえて、今後の移植医療のあり方と問う吉開俊一『臓器移植の誤解をとく いのちをつなぐ贈りもの』（図書出版木星舎）は現役の脳神経外科医によって書かれている。特に、印象的な言葉は「提供側の施設にとって移植医療とは、眼前にいる患者の救命は絶望的であるが、そのときに眼前にいない患者を救おうと意識することです。一度も会ったことがない待機患者から、職業上、無言の期待を受けているのです。」である。確かに、臓器移植は「つなぎの医療」かもしれないが、多くの待機患者がいる以上、このような期待を背に、移植医療は続けられなければならない。加えて、向井嘉之『いのちを問う 臓器移植とニッポン』（能登印刷出版部）はわが国で臓器移植が認められた経緯及び小児の渡航移植の現状を的確に紹介する。特に、カナダの移植医が臓器移植を親鸞の思想から根拠づけるくだりを紹介する箇所がとても興味深い。なお、横田裕行（厚労科研究班 主任研究者）監修『臓器提供ハンドブック 終末期から臓器の提供まで』（へるす出版）（2019 年）は臓器提供に至るまでの過程がフローチャートで理解できる上に、漫画でその場面が解説されているのでわかりやすい。

2009 年に可決成立し、翌年に施行された「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 83 号）（通称、改正臓器移植法）に関して、従来あまり法的な考察がなされなかった改正臓器移植法附則第 5 項にスポットライトを当てて検討した興味深い論考がある（古川原明子「改正臓器移植法附則第 5 項（被虐待児除外条項）の意義（1）」龍谷

法學 52 卷 4 号 63 頁以下)。特に、同法附則 5 項は、「政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定し、一般的には、この条項によって、虐待された児童の臓器摘出を禁じていると解されてきた。この論考では、当該条項の法的性質を明らかにした上で、当該条項と児童虐待対策との関係を検討しているが、次号の公刊が待たれるところである。なお、渡航移植を執行した患者が帰国後にそのフォローアップをある医療機関に求めたところ、「イスタンブール宣言」に基づく診療拒否をされたために、それを不服として提訴した事案につき、既に、『医事法学界の歩み 2019』17 頁から 18 頁でいくつかの文献を紹介したが、当期も、救急医学連載の「判例から学ぶ」で、水谷渉（判例解説）・大磯義一郎（医師からの視点）「第 10 回 海外渡航移植と医の倫理」救急医学 44 卷 2 号 255 頁以下が公表されたので、昨年度の文献と併せて一読されたい。

また、かつて、生体臓器移植につき、法的考察がなされたことがある（城下裕二編『生体移植と法』（日本評論社・2009 年））が、その後、かかる分野での議論はあまり見受けられなかったが、当期、生命倫理学によるアプローチによって、当該移植が倫理的に許容される要件を検討する著作として、田村京子『生体臓器移植の倫理』（慶應義塾大学出版会）が上梓された。更に、当期、2006 年 9 月にローマ教皇ベネディクト 16 世の在位中に行われた科学アカデミー主催のワークショップ「The Signs of Death」が翻訳された（教皇庁科学アカデミー著 上智大学生命倫理研究所監訳『死のしるし 脳死と臓器移植に関する教皇庁のワークショップ』（上智大学出版））。このワークショップでは、「脳死は人の死か」といった脳死・臓器移植の本質的議論を中心に学際的な議論が行われている。

新たな移植として、『医事法学界の歩み 2019』において、子宮移植につき、スイス国家倫理委員会の声明を素材に検討した論考（三重野雄太郎「子宮移植をめぐる倫理的問題」佛教大学社会学部論集 69 号 119 頁以下）を紹介したが、当期も医学論文ではあるが、法・倫理的考察に資すると思われる論考として、木須伊織「子宮移植の現状 新たな生殖・臓器移植医療の展開」臨床外科 75 卷 7 号 864 頁以下がある。国際的に施行されている子宮移植の臨床応用の状況を的確に説明し、かかる移植には多くの倫理的問題が内在することを指摘する。特に、「生まれてくる子の福祉の尊重」への配慮を強く求めている。

フランスでは 2007 年に部分的な顔面移植が施行されたことは記憶に新しいが、この移植の前に手の移植が行われていた。わが国でもこうした状況を踏まえて手の移植につき学会レベルではあるが検討されたことがあった。この移植で問題となるのは顔面移植同様に「手」というものの性質を法・倫理的にどのように決定するかということである。このような本質的議論に資する文献として、伊藤亜紗『手の倫理』（講談社選書メチエ）を挙げたい。手というものも「触覚」という感覚を通じて人間関係を構築する部位であるとする、そこには固

形臓器の移植とは違った倫理的な問題も生じてくるように思われる。

なお、臓器移植を法・倫理的に検討する際には、臓器移植の臨床応用の実態をつかむ必要がある。特に、江川裕人『別冊医学のあゆみ 臓器移植の現状と課題』（医歯薬出版社・2018年）は古いが実情を知るうえで非常に有益である。最近の特集として、「特集 変貌する肝移植」臨床外科 75 巻 9 号、「特集 ドナー管理と移植の手術手技」INTERSIVIST12 巻 3 号がある。また、再生医療の領域の動向につき、先進医療フォーラム編集、岡野光夫＝澤芳樹『先進医療 NAVIGATOR 再生医療・細胞医療研究の新展開』（日本医学出版）がわかりやすく最新の情報を伝えている。「細胞を利用する新しい再生医療は、従来の医学や薬学の延長線上にその実現と普及の未来図を描くことはできず、新しい科学技術を結集した新医療創出によってのみ実現されるように思われる。」とし、オールジャパンでの支援環境の整備を強く訴えている（3頁）。加えて、臍帯血移植に関するマニュアルとして、国立がん研究センター中央病院造血幹細胞移植科編・福田隆浩『造血幹細胞移植ポケットマニュアル』（医学書院）がある。これは当該移植の実務を知るうえでとても有益である。

（神坂 亮一）

15 精神医療

甲斐克則（編）『精神科医療と医事法（医事法講座 10）』および、滝沢武久『日本の精神科医療の歴史的検証と政策提言 20万精神病院長期入院者救済申立書 汝・精神病院から出でて再び故郷<街>に帰らん』（武久出版）が上梓された。

甲斐克則（編）『精神科医療と医事法（医事法講座 10）』には、甲斐克則「精神科医療・メンタルヘルスと医事法の関わり」3頁以下、横藤田誠「精神科医療の基本原則と関連法制度」13頁以下、宮下毅「精神科医療とインフォームド・コンセント」45頁以下、長谷川義仁「精神科医療と民事責任——精神障害者による他害事故をめぐる」75頁以下、神馬幸一「司法精神医学と医事法」99頁以下、浅田和茂「責任能力の判断をめぐる刑法と精神科医療と医事法の関係」119頁以下、松永麻美＝北村俊則「精神疾患を有する者の同意能力」147頁以下、秋葉悦子「強制入院の現状と課題」167頁以下、西山健治郎「医療保護入院の現状と課題」193頁以下、山本照之「心神喪失者等医療観察法の現状と課題」231頁以下、上原大祐「解離性同一性障害をめぐる医事法上の課題」255頁以下、神野礼斉「認知症患者をめぐる医事法上の問題」281頁以下、八尋光秀「日本における精神科医療の現状と課題」303頁以下、村松太郎「医療現場からみた精神科医療の現状と課題」335頁以下が収められた。

精神科医療における契約関係について検討をするのは、北山修悟「精神科医療における医師—患者関係（1）——精神科医療の契約法・序説」成蹊法学 92号 29頁以下、同（2）成蹊法学 93号 37頁以下のほか、東奈央「『任意』と『強制』——精神科医療における任意入院を中心に」同志社法学 72巻 4号 153頁以下、特に身体拘束に関して、丸山雅夫「わが国の精神医療における身体拘束的医療」南山法学 44巻 1号 29頁以下、および、神野礼斉「患者の身体拘束の要件に関するドイツ連邦憲法裁判所判決」広島法科大学院論集 16号 283頁以下に触れた。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る「検討会・精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ」（厚労省）による報告書が取りまとめられた（令和3年1月22日：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029_00002.html）。

諸外国の立法に関する短信として、原田久義「【アメリカ】自閉症への対策を強化する法律」外国の立法 282-2 26頁以下、および、藤原夏人「【韓国】青少年のギャンブル依存症対策の強化」外国の立法 282-2 34頁以下。カナダの軍人の自殺問題に関連して、鈴木滋「カナダにおける軍人のメンタルヘルス対策——国防省と退役軍人省の取組を中心に」レファレンス 830号 59頁以下。

法と精神医療 35号に掲載されたのは、以下の通りである。川本哲郎「〈講演〉『法と精神医療』のこれまでとこれから」1頁以下、東本愛香「わが国の性犯罪者処遇について、もう一度考えてみよう——制度的見直しを見据えて——」11頁以下、井口光奈「責任能力事案における弁護活動——2つの事例を通じて——」25頁以下、岡村麻梨佳「英国の矯正施設における精

神科医療の現状と日本の課題」35頁以下、〈シンポジウム〉「精神障害に罹患した非行少年の処遇」柑本美和「シンポジウムの趣旨」54頁以下、大橋哲「少年院における非行少年の処遇——第三種少年院の意義と今後の課題——」57頁以下、井口英子「精神障害に罹患した非行少年の処遇——思春期青年期精神医療の可能性——」67頁以下、吉岡眞吾「精神科病院での入院を必要とする子供と治療——その根底にある虐待と成果物としての非行に注目して——」91頁以下、吉中信人「精神障害に罹患した非行少年処遇の望ましいあり方——刑事政策的観点から——」105頁。このほか、犯罪との接点に関して、岡田幸之「精神鑑定が描き出す『秩序』——法律家は精神障害者とそれ以外の犯行の関連性をどう読み解いていくのか」研修 866号 3頁以下に触れた。

(船橋 亜希子)

16 医療と情報（医療 AI を含む）

穴戸常寿＝大屋雄裕＝小塚荘一郎＝佐藤一郎（編）『AI と社会と法——パラダイムシフトは起きるか？』（有斐閣）が上梓された。特に、「第 4 章 医療支援（ゲスト：江崎禎英＝寺本振透）」107 頁以下、および「第 5 章 専門家責任（ゲスト：橋本佳幸＝森田果）」143 頁以下。そのほか、法的責任に関しては、樋笠知恵「医療における AI と法的問題」千葉商大論叢 58 巻 2 号 255 頁以下。

医療情報に関しては、石埜正穂「ヘルスケアデータの利活用と個人情報保護制度」知財管理 71 巻 4 号 495 頁以下、および長島光一「システム開発・システム保守紛争から見た電子カルテの法的課題」帝京法学 34 巻 1 号 191 頁以下。

人工知能技術に関しては、人工知能 35 巻 4 号で医療 AI に関する特集が組まれた。特集「人工知能技術の医療応用」、古崎晃司＝津本周作「特集『人工知能技術の医療応用』にあたって」473 頁以下、今井健「医用自然言語処理分野における人工知能技術応用」474 頁以下、藤原豊史＝仁宮洸太「オントロジーを用いた希少・遺伝性疾患診断支援」480 頁以下、森武俊「看護プロフェッショナルと協働する AI」487 頁以下、福井健一＝加藤隆史「機械学習による睡眠評価と睡眠改善に向けて」495 頁以下、升本浩紀「人工知能を用いた眼科領域における臨床応用研究」504 頁以下、小林和馬「医用画像診断における深層学習モデルの開発——実臨床応用を志向した深層学習モデルの開発における課題と解決——」509 頁以下。

医学のあゆみ 274 巻 9 号では、「AI が切り拓く未来の医療」の特集が組まれた。とりわけ、「医療 AI と医療倫理、安全および法的整備」武藤香織＝井上悠輔「医療 AI と医療倫理——患者・市民とともに考える企画の試みから」890 頁以下（厚生労働省科学研究費補助金 政策科学総合研究事業（倫理的法的社会的課題研究事業）「医療における AI 関連技術の利活用に伴う倫理的・法的・社会的課題の研究」（研究代表者・井上悠輔）において実施した「みんなで考える医療 AI 検討会」の試みが元になっていることから、同研究班の年次報告書も合わせて参照されたい。）、村田敬「医療 AI とサイバーセキュリティ」895 頁以下、中川裕志「AI 倫理とプライバシー」900 頁以下、中岡竜介＝古川浩「AI を利用した医療機器の薬事規制のあり方」906 頁以下、板倉陽一郎「医療 AI と法律」913 頁以下がある（→10 医学研究）。

「AI の責任と倫理」（1168 号～）、および「最新デジタルヘルス・ライフサイエンスの法律問題の勘所」（1169 号～）とする連載が NBL で開始されており、今後も注目したい（→9 医薬品・医療機器）。

（船橋 亜希子）

17 その他

野島那津子『診断の社会学「論争中の病」を患うということ』（慶應義塾大学出版会）は、医学界でなおそれが疾病といえるかどうかに関する見解が定まっていない「論争中の病」のなかでも「痙攣性発声障害」「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群」「線維筋痛症」を取り上げ、その当事者の聞き取り調査などを行う。これを通して当事者が社会において直面する困難や病名診断が当事者に与える影響などにつき分析を行う。

ベネターの著書（David Better, NEVER TO HAVE BEEN: THE HARM OF COMING INTO EXISTENCE, New York : Oxford University Press (2006), 日本での訳書として、デイヴィッド・ベネター著・小島和夫=田村宜義訳『生まれてこない方が良かった——存在してしまうことの害悪』、すずさわ書店、2017年）をここで紹介するまでもなく、近年、主に哲学、生命倫理分野で反出生主義に関する議論が盛んになされている。なかでも長い間日本において議論をリードする森岡正博による著書、『生まれてこないほうがよかったのか？——生命の哲学へ！』（筑摩書房）が上梓された。医事法学の議論にどの程度影響を及ぼすかは未知数であるが、反出生主義の見取り図ともいえる書であろう。

なお、反出生主義についてはほかに、現代思想 47 巻 14 号「特集 反出生主義を考える」（2019 年）、本年度公表された論攷のなかからさしあたり中川優一「産むことと生まれてきたこと——反出生主義における『出生』概念の考察」現代生命哲学研究 9 号 54 頁以下、村田奈生「神なき時代の救済論——宗教・思想史における反出生主義の定位」人文×社会 1 号 139 頁以下などをあわせて参照されたい。

（小谷 昌子）